

平成 28 年度林野庁委託事業
違法伐採対策取組強化事業

中国における木材、木材製品の
合法証明の確立に関する動向調査
報告書（日本語版）

Timber Industry, Timber Trade
and Timber Legality in China

平成 29（2017）年 3 月

March, 2017

一般社団法人全国木材組合連合会

**Japan Federation of Wood Industry Associations
(JFWIA)**

**中国における林業、
木材貿易および木材の合法性**

目次

1. 2015年の中国における木材の国際取引に関する基本的情報.....	1
1.1 2015年における木材製品輸入の概要.....	6
1.1.1 丸太の輸入.....	7
1.1.2 ひき立て材の輸入.....	15
1.1.3 木質パネルの輸入.....	18
1.1.4 木材パルプおよび故紙の輸入.....	19
1.1.5 紙・板紙・紙製品の輸入.....	19
1.1.6 木材チップの輸入.....	20
1.1.7 木製家具の輸入.....	20
1.2 2015年における木材製品輸出の概要.....	20
1.2.1 木製家具の輸出.....	20
1.2.2 紙・板紙・紙製品の輸出.....	21
1.2.3 合板の輸出.....	21
1.2.4 繊維板の輸出.....	23
1.2.5 パーティクルボードの輸出.....	24
1.3 2015年の中国における木材製品貿易の特徴.....	25
1.4 主な問題.....	27
1.5 2016年の中国における木材製品貿易の予備的分析.....	28
1.6 2016年の中国における木材の国際取引に関する基本的情報（近日発表）.....	29
1.7 2005年から2015年の11年間における中国の木材製品貿易の比較.....	29
1.7.1 概要.....	29
1.7.2 丸太の輸入.....	35
1.7.3 丸太とひき立て材の輸入.....	40
1.7.4 ひき立て材の輸入.....	41
1.7.5 合板の輸入.....	44
1.7.6 薄板の輸入.....	45
1.7.7 木材チップの輸入.....	46
1.7.8 家具の輸入.....	47
1.7.9 合板の輸出.....	49
1.7.10 家具の輸出.....	50
1.7.11 EUへ輸出されたその他の木材製品.....	51
1.7.12 パルプおよび紙の輸出.....	52
2. 中国の木材産業の状況.....	53
2.1 中国の木材産業の地域別現状.....	54
2.1.1 中国の木材産業の概要.....	54
2.1.2 木材製品.....	57
2.1.3 木質ボード.....	59
2.1.4 木質フローリング.....	66
2.1.5 木製ドア.....	68
2.1.6 家具.....	70

2.2	中国広東省の木材産業のケース分析	74
2.2.1	概況	74
2.2.2	木材加工企業の統計	75
2.2.3	家具産業の急速な発展	76
2.2.4	広東省の木材産業の主軸を担う製紙産業	83
2.2.5	広東省の木材加工業者が経済的障壁を克服して輸出入を正常化	83
2.2.6	結論	85
2.3	中国の民間企業による海外投資と事業統合の事例	85
2.3.1	中国企業による海外投資の概観	86
2.3.2	中国企業による対ロシア林業投資の概観	89
2.3.3	中国企業によるアフリカへの林業投資の概観	91
2.3.4	中国政府による海外の林業への投資政策	91
2.3.5	中国企業による海外の林業への投資の事例	92
2.3.6	中国企業による海外の森林への投資の成功事例-大自然家居（中国）有限公司	97
3.	中国政府が講じている違法伐採対策	100
3.1	中国政府が講じている違法伐採対策	101
3.1.1	違法伐採を根本から撲滅するための国内森林資源管理の強化	101
3.1.2	違法木材の取引を避けるための木材輸出入貿易の管理強化	104
3.1.3	法律、規制、政策の適時の改正	105
3.1.4	CITES の厳格な実施	106
3.1.5	協力メカニズムの構築	106
3.1.6	海外投資をする際の自己規律と責任に対する企業の意識を高めるための指導とサービスの強化	107
3.1.7	木材合法性についての国際要件を満たす中国企業の能力を高めるための計画・指導の強化	108
3.1.8	現在行われている中国の木材合法性検証システム構築	108
3.1.9	中国森林認証制度の構築と改善	110
3.1.10	政府グリーン調達政策の実施	111
3.1.11	国際協力への積極的な参加	112
3.2	森林認証における進展	117
3.2.1	中国森林認証制度開発の歴史	118
3.2.2	中国の森林認証における最新の進展状況	121
3.2.3	中国における森林認証の監督および管理	121
3.2.4	中国森林認証制度の概要	122
3.2.5	政府支援	129
3.2.6	加工・流通過程の管理認証基準と EU 木材規則	131
3.2.7	中国における FSC の発展	132
3.3	木材合法性を法律に盛り込むために政府と産業組織が講じた措置	134
3.3.1	政府機関が講じた措置	134
3.3.2	産業組織が講じた措置	134
3.4	森林認証および合法性保証手段の導入における重要な要素	138
3.4.1	森林認証の導入における重要な要素	138
3.4.2	木材合法性検証の導入における重要な要素	138

4. 外国の施策と措置.....	140
4.1 木材の合法性に重点を置く 3 つの法律について.....	141
4.1.1 EU 木材規則	141
4.1.2 アメリカのレイシー法	142
4.1.3 オーストラリアの不法伐採禁止法	143
4.2 政府部局が採用した施策と措置	143
4.2.1 不法伐採との闘いにおけるこれら法律制定国との協力	143
4.2.2 企業の法律対策への支援.....	143
4.3 民間セクターが採用した対策と措置.....	144
4.3.1 低リスク諸国からの原料輸入.....	144
4.3.2 第三者森林認証の適用	144
4.3.3 第三者合法性検証の適用.....	145
4.3.4 第三者合法性検証の適用.....	145
4.3.5 第一者デュー・ディリジェンス・システムの設置.....	145
4.3.6 NGO のイニシアチブへの関わり	146
4.3.7 関連する研修への参加	146
4.4 2 つの注目すべき現象	146
略称	148
Appendix: Relevant Laws, Regulations, Policy Documents, Standards, and Guidelines (Separately Attached)	

表

表 1-1: 2015 年の中国における林産物貿易の概要	3
表 1-2: 2015 年の中国における主な木材製品輸出入の概要	4
表 1-3: 2015 年の中国における主な WFP 輸入の概要	5
表 1-4: 2015 年の中国における主な WFP 輸出の概要	5
表 1-5: 中国の輸入上位 10 カ国	7
表 1-6: 中国の針葉樹丸太輸入上位 10 カ国	8
表 1-7: 中国の広葉樹丸太輸入上位 10 カ国	10
表 1-8: 中国の熱帯樹丸太輸入上位 10 カ国	11
表 1-9: 2015 年の中国における針葉樹丸太輸入に関わった主な税関	14
表 1-10: 2015 年の中国における広葉樹丸太輸入に関わった主な税関	15
表 1-11: 2015 年の中国における主な合板輸出先国・地域	22
表 1-12: 2015 年の中国で合板を輸出した主な税関と単価	23
表 1-13: 中国と新興市場の間の林産物貿易	27
表 2-1: 中国の主要木材製品の生産量（2002-2015 年）	58
表 2-2: 中国の木質ボード生産量（2001-2015 年）	59
表 2-3: 中国の木質フローリングの生産量（2010-2015 年）	67
表 2-4: 広東省の木材産業生産量	74
表 2-5: 広東省の木材産業生産額（千元）	75
表 2-6: 家具の大規模生産業者の生産高と内訳	82
表 2-7: 2014 年と 2015 年の広東省製紙産業の生産高	83
表 2-8: 広東省による木材および木材製品の輸入量と輸入高	84
表 2-9: 広東省による木材および木材製品の輸出量と輸出高	84
表 3-1: 伐採に関する 3 種類の許可の仕組み	102
表 3-2: 中国森林認証制度の基準一覧	124

目 次

図 1-1: 2005-2015 年の中国における全産品貿易総額に対する林産物貿易の割合.....	2
図 1-2: 2005-2015 年の中国における林産物貿易総額	3
図 1-3: 2005-2015 年の中国における主な木質林産物の輸入額.....	6
図 1-4: 2015 年の主な木質林産物輸入額の割合	7
図 1-5: 主な丸太輸入国の比率	8
図 1-6: 2015 年における主な針葉樹丸太輸入国の比率.....	9
図 1-7: 2015 年における主な広葉樹丸太輸入国の比率.....	10
図 1-8: 2015 年の主な熱帯樹丸太輸入国の比率.....	12
図 1-9: 2015 年の中国における輸入丸太の推移.....	12
図 1-10: 2015 年の中国における主な針葉樹丸太輸入量の月別推移	13
図 1-11: 2015 年の中国における主な広葉樹丸太輸入量の月別推移.....	13
図 1-12: 2015 年の針葉樹丸太輸入に関わった主な税関.....	14
図 1-13: 2005-2015 年の中国におけるひき立て材輸入額.....	16
図 1-14: 2015 年の主な針葉樹ひき立て材輸入国の比率.....	16
図 1-15: 2015 年の中国におけるひき立て材輸入量の月別推移.....	17
図 1-16: 2015 年の針葉樹ひき立て材輸入価格の月別推移	17
図 1-17: 2015 年の広葉樹ひき立て材輸入価格の月別推移.....	18
図 1-18: 2015 年の主な広葉樹ひき立て材輸入国の比率.....	18
図 1-19: 2015 年の中国における木材パルプの主な輸入国.....	19
図 1-20: 2015 年の主な中国製家具輸出先.....	20
図 1-21: 2015 年の主な中国製家具輸出港.....	21
図 1-22: 2015 年における中国製の紙・板紙・紙製品輸出先の国と地域	21
図 1-23: 2015 年の中国製合板輸出国の比率	22
図 1-24: 中国製繊維板の月別輸出量.....	24
図 1-25: 2015 年の中国製繊維板の主な輸出国	24
図 1-26: 2015 年の中国における主なパーティクルボード輸出先	25
図 1-27: 林産物の輸入: 木材製品とパルプおよび紙製品 (2005-2015).....	29
図 1-28: 林産物の輸出: 木材製品とパルプおよび紙製品 (2005-2015).....	30
図 1-29: 木材製品の輸入と輸出 (2005-2015)	31
図 1-30: 木材製品輸入の上位 4 製品 (2005-2015).....	32
図 1-31: 製品別 EU からの木材製品輸入 (2005-2015)	33
図 1-32: 上位製品別木材製品の輸出 (2005-2015).....	34
図 1-33: 硬材と軟材の丸太輸入 (2005-2015)	35
図 1-34: 地域別硬材と軟材の丸太輸入 (2005-2015)	36
図 1-35: 硬材丸太の輸入: 輸入元上位 14 カ国および EU (2005-2015).....	37
図 1-36: 硬材丸太オセアニアからの輸入: 輸入元上位 4 カ国	38
図 1-37: 硬材丸太アフリカからの輸入: 輸出元国別 (2005-2015)	39
図 1-38: 硬材丸太と硬材ひき立て材の輸入 (2005-2015).....	40
図 1-39: 硬材ひき立て材と軟材ひき立て材の輸入 (2005-2015).....	41
図 1-40: 硬材ひき立て材の輸入: 輸入元地域別 (2005-2015).....	42

図 1-41: 硬材ひき立て材の輸入: 輸入元上位 10 カ国 (2005-2015).....	43
図 1-42: 合板の輸入: 輸入元国別 (2005-2015)	44
図 1-43: 輸入元国別薄板の輸入 (2005-2015)	45
図 1-44: 木材チップの輸入: 輸入元上位 10 カ国 (2005-2015)	46
図 1-45: 国 (および EU、バルカン諸国) 別家具の輸入 (2005-2015).....	47
図 1-46: 家具の輸入: 輸入元上位 10 カ国 (2005-2015)	48
図 1-47: 合板の輸出: 輸出先上位 15 カ国 (2005-2015)	49
図 1-48: 国 (および EU) 別家具の輸出先 (2005-2015)	50
図 1-49: EU へ輸出されたその他の木材製品: 輸出先上位 10 カ国	51
図 1-50: 紙と板紙の輸出: 輸出先上位 15 カ国 (2005-2015)	52
図 2-1: 中国における規模別の木材産業	55
図 2-2: 中国の木質ボード生産量 (2001-2015 年)	60
図 2-3: 中国における合板の年間生産量 (2001-2015 年)	62
図 2-4: 中国のファイバーボード生産量 (2001-2015 年)	63
図 2-5: 中国のパーティクルボード年間生産量 (2001-2015 年)	63
図 2-6: 中国のブロックボード年間生産量 (2006-2016 年)	64
図 2-7: 中国の木製家具生産量 (2006-2015 年)	71
図 2-8: 中国企業による海外の林業への投資額(国別).....	88
図 2-9: 中国企業による海外の林業への投資額(大陸別)	88
図 2-10: 中国企業が投資しているロシア国内の企業数.....	90
図 3-1: 中国森林認証制度の組織構造	122
図 3-2: CFCC ロゴ	128
図 3-3: 一般的な木材製品用の認証ロゴ	128
図 3-4: 非木材林産物用の認証ロゴ	128

囲み記事

ボックス 3-1: 中国の違法伐採対処における 7 原則	105
ボックス 3-2: CNCA および SFA による「森林認証規則」	121
ボックス 3-3: SFA による森林認証作業を迅速に進めるための指針	129

1. 2015 年の中国における木材の 国際取引に関する基本的情報

1. 2015年の中国における木材の国際取引に関する基本的情報

2015年、経済発展は2つの局面で大きな圧力に直面した。国際的な面では、グローバル経済の成長が鈍り、需要が停滞した。国際取引はマイナス成長を記録し、商品価格は低迷した。国内的な面では、中国の経済発展がニュー・ノーマルを受け入れた。政府はレバレッジ解消および能力削減への動きを継続させ、その結果需要と投資を減少させた。したがって、2015年は中国の木材貿易にとって近年で最も厳しい年となった。とりわけ、木材の輸入と木材価格の全体的な価格低下が起きた。

2015年中国における林産物貿易の概要

中国において、林産物は木質林産物（WFP、一般的に木材製品と呼ばれる）と非木質林産物（NWFP）で構成される。

2015年、中国における林産物の貿易総額は前年より減少し、国内産品貿易総額に占める割合も減少した。輸出と輸入の両方においても、貿易黒字は増加したものの、貿易額は減少だった。具体的に言えば、2015年の中国における林産物の貿易総額は1230億米ドルで、2011年のレベルまで後退し、前年比では10%の減少を見た。この年の国内産品貿易総額に占める割合は3.11%で、2014年より0.15ポイント低かった（図1-1参照）。

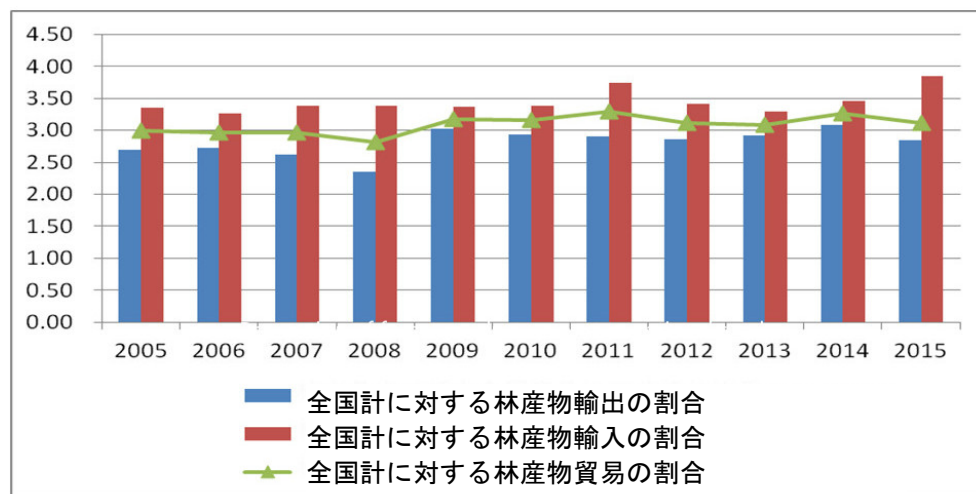


図 1-1: 2005-2015年の中国における全産品貿易総額に対する林産物貿易の割合
(単位: %)

総額では、輸出が648億米ドルで、年間で6%減少し、輸出総額の2.85%を占めていたが、これは2014年から0.23ポイントの減少である。輸入額は582億米ドルで、年間で15%減少し、輸入総額の3.85%を占めていて、2014年からは0.39ポイントの増加だった（図1-2参照）。

輸入額の落ち込みは輸出額のそれよりはるかに大きい。林産物輸入額の大きな下落が林産物貿易総額減少の主たる要因であった。

貿易黒字は66億米ドルで、2014年の44億米ドルに対して年間50%の増加だった(図1-2参照)。

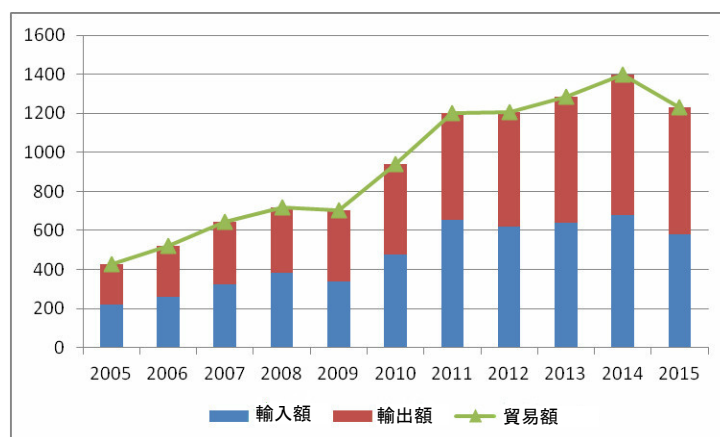


図 1-2: 2005-2015 年の中国における林産物貿易総額
(単位: 億米ドル)

2015年、林産物全体の中で、木質林産物の貿易額が劇的に下落した。とはいえ、全体に占める割合は圧倒的に大きく、輸出額に対する割合は増加し、輸入額に占める割合を一段と上げた。たとえば、木質林産物の貿易額は939億米ドルで、前年比11%減少だったが、前年より5ポイント増加していた林産物貿易総額の76%を占めていた。その総額の中で木質林産物の輸出額は545億米ドル、前年比では7%減少ながら、前年より10ポイント増加した林産物輸出総額のほぼ84%を構成している。輸入額は394億米ドルで、17%と大きく減少したが、林産物輸入総額の68%を占め、これは前年比では1ポイントの上昇だった(表1-1参照)。貿易黒字は150億米ドルである。

表 1-1: 2015 年の中国における林産物貿易の概要
(単位: 億米ドル)

	金額	前年比 (%)	木質林産物			NWFP		
			金額	前年比 (%)	構成比率 (%)	金額	前年比 (%)	構成比率 (%)
輸出額	648	-6	545	-7	84	103	-1	16
輸入額	582	-15	394	-17	68	187	-11	32
取引総額	1230	-10	939	-11	76	291	-8	24

中国における 2015 年の NWFP 貿易額は 291 億米ドルで、前年と比べると 8%減り、林産物貿易総額の 24%を占めていた。その内、輸入額は 187 億米ドルで前年から 11 %減少し、林産物輸入総額の約 32%に当たる。一方、輸出額は 103 億米ドルと、前年からほんの 1 %ほど減って、林産物輸出総額の約 16%を占めていた。ここから計算すると、2015 年の NWFP における貿易赤字は 84 億米ドルとなる（表 1-2 参照）。

表 1-2: 2015 年の中国における主な木材製品輸出入の概要

順位	輸入額(億米ドル)					輸出額(億米ドル)				
		2014	2015	前年比 (%)		2014	2015	前年比 (%)		
1	木材 パルプ	121	木材 パルプ	127	5	木製家具	221	木製家具	225	2
2	丸太	118	丸太	81	-31	紙・板紙・ 紙製品	178	紙・板紙・ 紙製品	187	5
3	ひき立て 材	81	ひき立て 材	74	-8	合板	58	木工製品	59	7
4	故紙	53	故紙	52	-3	木工製品	55	合板	55	-5
5	紙、板紙、 紙製品	43	紙、板紙、 紙製品	40	-7	繊維板	16	繊維板	14	-14
6	木材 チップ	15	木材 チップ	17	13					
合計		431		391	-9		528		540	2
WFP の 輸出入 金額		474		394	-17		585		545	-7
WFP 全 体に対す る比率		91		99			90		99	
取引総額 に対する 比率		63		67			77		83	

2015 年は、中国の木材輸入にとって最悪の年で、さまざまな WFP の輸入が多かれ少なかれ減少した。WFP の輸入総額は 394 億米ドルで、前年からは 17 %の急な落ち込みを経験し、全林産物輸入額の 68%だった。一方、輸入 WFP はパルプ、丸太、ひき立て材、故紙、紙・板紙・紙製品、木材チップなどの原料が大半であり、その輸入額合計は 358 億米ドルで、輸入 WFP 全体の約 91%、林産物全体では 62%を占めた。WFP の価格については、ほぼ全てがさまざまな程度に下落したが、唯一の例外が木材チップで、この価格は変わらなかった。平均価格が最も大きく下がったのは丸太で、下落幅は 21%に及んだ（表 1-3 参照）。

表 1-3: 2015 年の中国における主な WFP 輸入の概要

品目	単位	輸入量	前年比 (%)	輸入額 (億米ドル)	前年比 (%)	輸入額 構成比率	平均単価 (米ドル/m3)	単価 前年比
WFP				394	-17			
パルプ	10000 t	1978	10	127	5	32	644	-5
丸太	10000 m ³	4422	-14	80	-31	21	182	-21
ひき立て材	10000 m ³	2566	0	74	-8	19	288	-9
故紙	10000 t	2893	5	52	-3	13	180	-7
紙・板紙・紙製品	10000 t	297	1	40	-7	10	1360	-7
木材チップ	10000 t	961	8	17	13	4	170	0
合計				391	-9	99		

2015 年の WFP 輸出額は 545 億米ドルで、2%という小幅な増加であった。その内、木製家具(41%)、紙・板紙・紙製品(34%)、木工製品(11%)、合板(10%)、繊維板(3%)が輸出増加の原動力で、WFP 輸出総額の約 99 %を占め、全林産物輸出額の 83%だった。主な WFP の平均単価はそれぞれ異なる率で上昇したが、繊維板だけは例外で、わずかだが 2%の下落だった（表 1-4 参照）。

表 1-4: 2015 年の中国における主な WFP 輸出の概要

品目	単位	輸出量	前年比 (%)	輸出額 (億米ドル)	前年比 (%)	輸出額 構成比率	平均単価 (米ドル)	単価 前年比 (%)
木質 林産物				545	2	100		
木製家具	1億点	3.2	2	225	2	41		
紙・板紙・ 紙製品	10000 m ³	922	-4	187	5	34	2028	9
木工製品	10000t	216	3	59	7	11	2736	1
合板	10000 m ³	1070	-8	55	-5	10	510	2
繊維板	10000t	402	-10	14	-12	3	356	-2
合計				540	2	99		

1.1 2015 年における木材製品輸入の概要

2015 年の輸入額において、木質パネルの輸入が 64%増加した一方で、丸太は 14%の減少、ひき立て材はほぼ前年並みだった。しかし、パルプ、木材チップ、故紙、紙・板紙・紙製品については、それぞれ 10%、8%、5%、1%の増加を見た（図 1-3 参照）。

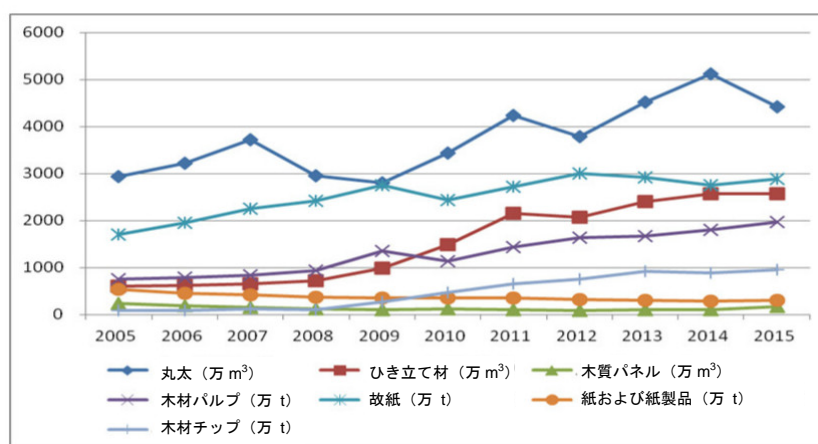


図 1-3: 2005-2015 年の中国における主な木質林産物の輸入額

WFP の輸入額は 17%と大きく下落したが、その主な原因は丸太の輸入が 31%減少したことと言える。木材チップとパルプの輸入額はそれぞれ 13%と 5%の上昇、ひき立て材、紙・板紙・紙製品、故紙はそれぞれ 8%、7%、3%の下落だった。WFP 輸入額に対するパルプ、丸太、ひき立て材、故紙、紙・板紙・紙製品、木材チップ、およびその他の構成比率は、それぞれ 32%、21%、19%、13%、10%、4%、1%である（図 1-4 参照）。

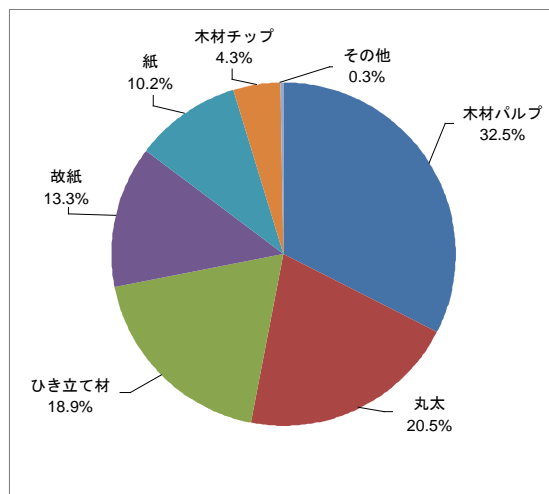


図 1-4: 2015 年の主な木質林産物輸入額の割合

1.1.1 丸太の輸入

2015 年には種々の丸太の輸入総量は 4422 万 m³ で、金額は 80 億米ドル、それぞれ前年比 14%と 31%の減少だった。内訳では、針葉樹丸太が 2991 万 m³ で輸入丸太全体の 68%を占めたが、これは前年比 17%の減少だった。その一方、1431 万 m³ の広葉樹丸太が輸入され、全体の 32%を構成して、前の年からは 7%減少していた。針葉樹丸太の輸入量は広葉樹丸太より大きく落ち込んでいた。

輸入された広葉樹丸太の内訳では、熱帯樹が約 871 万 m³ で、金額は 28 億米ドル。前年からそれぞれ 12%と 32%減少した。これは輸入丸太全体のほぼ 20%にあたる。この熱帯樹の単価は m³ 当り 327 ドルという、前年比 23%の下落を記録した。

(1) 主な丸太輸入国

中国が最も多く丸太を輸入する国はニュージーランドで、約 1085 万 m³ を輸入したが、2015 年には 1 年間で 8%の減少が見られた。ロシアは 2 位で、約 1042 万 m³ だったが、こちらも 8%の減少である。その他の国からの輸入量、前年比、構成比率については、表 1-5 および図 1-5 を参照されたい。

表 1-5: 中国の輸入上位 10 カ国

順位	国名	丸太輸入量 (10,000 m ³)	丸太単価 (USD/ m ³)

		2015 年	前年比 (%)	構成比 (%)	2015 年	前年比 (%)
1	ニュージーランド	1085	-8	25	113	-21
2	ロシア	1042	-8	24	121	-11
3	アメリカ	399	-35	9	203	-9
4	パプアニューギニア	301	-9	7	213	-12
5	オーストラリア	283	20	6	102	-23
6	カナダ	235	-23	5.3	158	-19
7	ソロモン諸島	213	-3	4.8	202	-6
8	ウクライナ	97	-41	2.0	129	-6
9	フランス	66	-9	1.50	204	-3
10	赤道ギニア	64	29	1.45	275	-23
	上位 10 カ国計	3786	-12	86	144	-15
	総計	4422	-14	100	182	-21

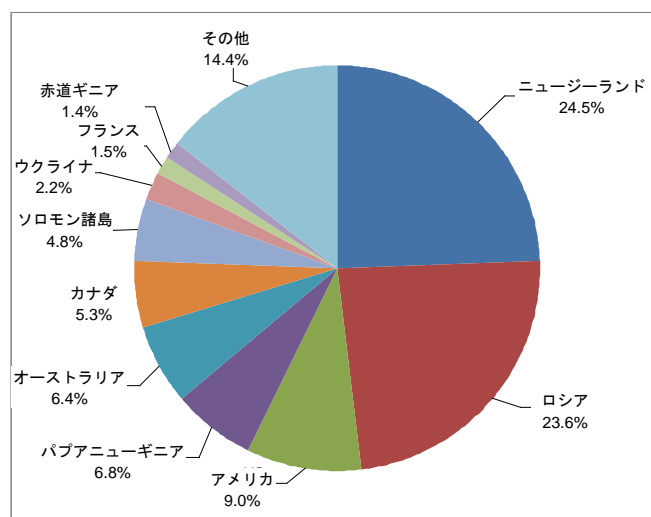


図 1-5: 主な丸太輸入国の比率

表 1-6: 中国の針葉樹丸太輸入上位 10 カ国

順位	国名	輸入量 (10000 m ³)	単価 (USD/ m ³)
1	ニュージーランド	1085	113
2	ロシア	1042	121
3	アメリカ	399	203
4	パプアニューギニア	301	213
5	オーストラリア	283	102
6	カナダ	235	158
7	ソロモン諸島	213	202
8	ウクライナ	97	129
9	フランス	66	204
10	赤道ギニア	64	275

		2015年	前年比 (%)	構成比 (%)	2014年	2015年	前年比 (%)
1	ニュージーランド	1081	-8	36	144	113	-22
2	ロシア	885	-12	30	131	115	-12
3	アメリカ	341	-38	11	200	165	-18
4	オーストラリア	248	16	8.3	130	98	-25
5	カナダ	232	-23	7.8	193	156	-19
6	ウクライナ	85	-45	2.9	132	116	-12
7	日本	43	40	1.4	137	124	-9
8	ベラルーシ	19	33	0.6	124	110	-11
9	フランス	13	-58	0.42	158	122	-23
10	北朝鮮	12	37	0.40	119	118	-1
	上位10カ国計	2959	-15	98.82	152	122	-20
	総計	2991	-17	100	152	122	-20

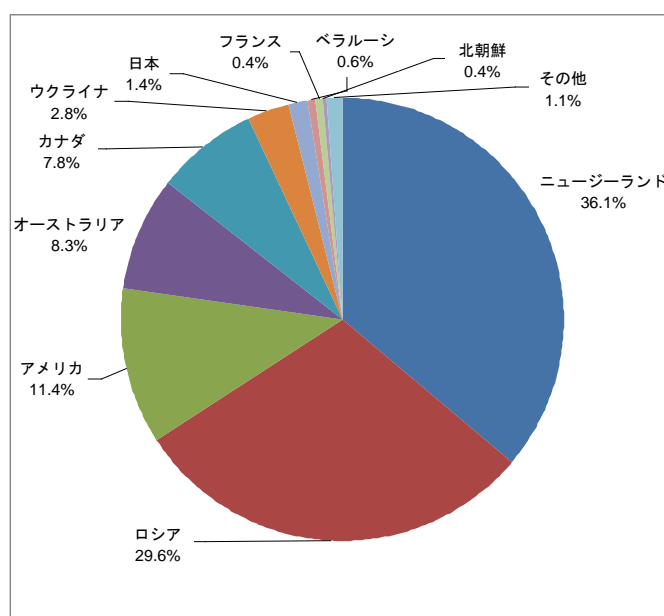


図 1-6: 2015 年における主な針葉樹丸太輸入国の比率

表 1-7: 中国の広葉樹丸太輸入上位 10 カ国

順位	国名	輸入量 (10,000 m ³)			輸入単価 (USD/ m ³)		
		2015 年	前年比 (%)	構成比 (%)	2014 年	2015 年	前年比 (%)
1	パプアニューギニア	301	-9	21	243	213	-12
2	ソロモン諸島	213	-3	15	215	202	-6
3	ロシア	158	15	11	172	158	-8
4	赤道ギニア	64	29	4.5	355	275	-23
5	カメルーン	59	22	4.09	389	337	-13
6	ナイジェリア	58	15	4.07	689	627	-9
7	アメリカ	58	4	4.05	454	431	-5
8	フランス	54	26	3.8	248	224	-10
9	モザンビーク	53	-14	3.7	548	552	1
10	コンゴ共和国	50	-12	3.5	420	344	-18
	上位 10 カ国計	1068	2	74.71	300	271	-10
	総計	1431	-7	100	413	308	-25

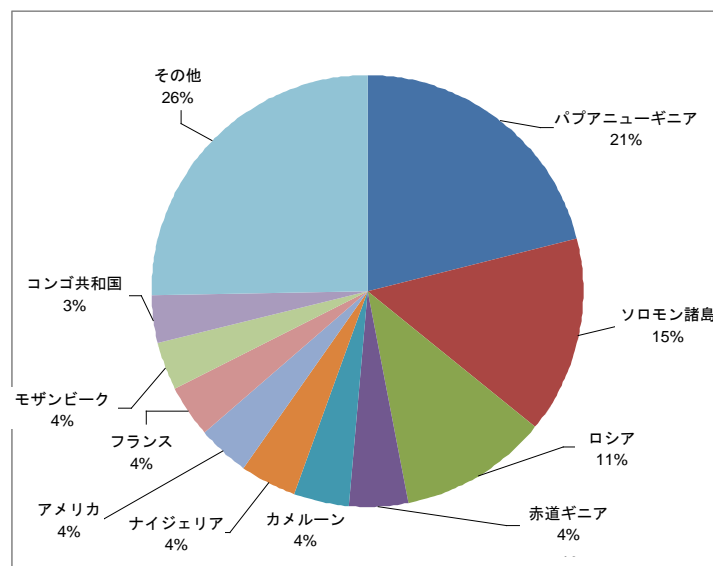


図 1-7: 2015 年における主な広葉樹丸太輸入国の比率

中国は熱帯樹丸太を、主にパプアニューギニア(35%)、ソロモン諸島(24%)、赤道ギニア(7%)、カメルーン(7%)、ナイジェリア(7%)、コンゴ共和国(6%)から輸入している。熱帯樹輸入上位 10 カ国からの輸入量は総計の約 93%を占めている（表 1-8 および図 1-8 参照）。2015 年には大多数の国からの熱帯樹丸太輸入単価が下落した。たとえば、ラオス(-25%)、赤道ギニア(-23%)、コンゴ共和国(-18%)、カメルーン(-13%)、リベリア(-13%)、パプアニューギニア(-12%)などである。これが国内経済の低迷による輸入量の減少に直接結びついた。

表 1-8: 中国の熱帯樹丸太輸入上位 10 カ国

順位	国名	輸入量 (10000 m ³)			単価 (USD/ m ³)		
		2015 年	前年比 (%)	構成比 (%)	2014 年	2015 年	前年比 (%)
1	パプアニューギニア	301	-9	35	243	213	-12
2	ソロモン諸島	213	-3	24	215	202	-6
3	赤道ギニア	64	29	7	355	275	-23
4	カメルーン	59	22	7	389	337	-13
5	ナイジェリア	58	15	7	689	627	-9
6	コンゴ共和国	50	-12	6	420	344	-18
7	ラオス	26	-43	3	1706	1279	-25
8	マレーシア	20	-47	2	339	334	-1
9	リベリア	13	27	1	312	271	-13
10	スリナム	8	-22	1	355	319	-10
上位 10 カ国計	859	813	-5	93	373	301	-19
総計	986	871	-12	100	423	327	-23

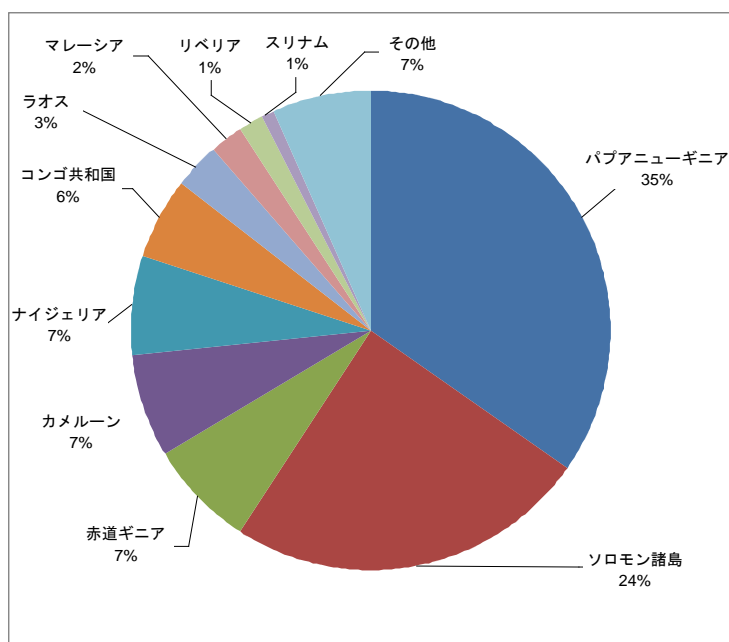


図 1-8: 2015 年の主な熱帯樹丸太輸入国の比率

(2) 輸入丸太の年間月別の推移

丸太の輸入量がピークに達したのは 2015 年 3 月で、その量は 445 万 m^3 。この月には針葉樹丸太の輸入量も 304 万 m^3 で最も多かった。月ごとの輸入総量の推移は針葉樹丸太の輸入量のそれに並行していた。広葉樹丸太については、毎月 100 万 m^3 であまり変わらず、4 月に 150 万 m^3 で最高を記録した (図 1-9)。

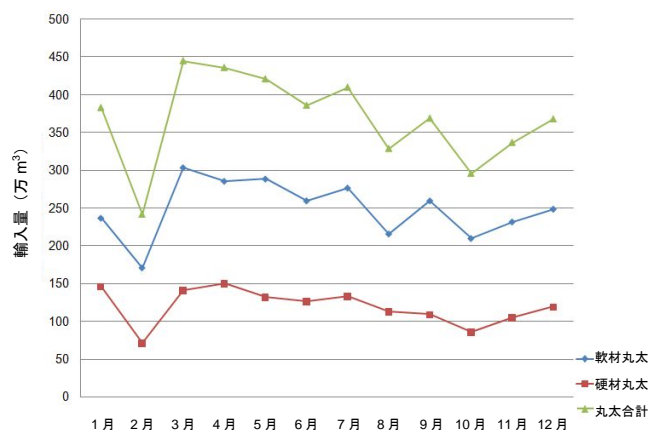


図 1-9: 2015 年の中国における輸入丸太の推移

針葉樹丸太の輸入は 3 月に 304 万 m^3 でピークに達した。その後は下降傾向となり、そこから 31% 減少した 10 月の 210 万 m^3 が最低だった。7 月、9 月、12 月に上昇が見られるのは主に *pinus radiata* のため、その輸入量は 3 月の 150 万 m^3 から 10 月には 80 万 m^3 に、47% 減少した (図 1-10)。

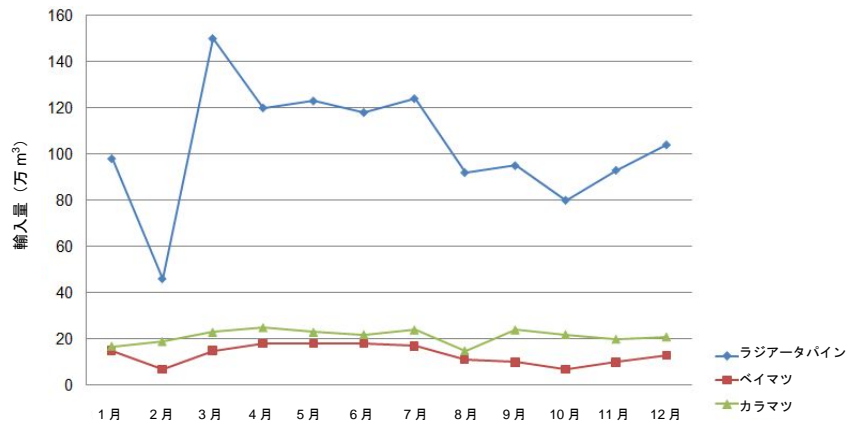


図 1-10: 2015 年の中国における主な針葉樹丸太輸入量の月別推移

2015 年の広葉樹丸太輸入量は毎月 100 万 m³ のレベルに留まった。年間で最も少なかったのは 2 月で 71 万 m³ だったが、これは中国伝統の旧正月の影響である。4 月には 150 万 m³ のピークを迎えたが、その後は 10 月の 86 万 m³ まで減少を続けた。これは 4 月から見て 43% の下落である。しかし、7 月と 10 月には上昇が見られる。全体的に言って、2015 年には針葉樹丸太と広葉樹丸太、両方の輸入量が減少したが、広葉樹丸太の方は 7% の減少に留まったのに対して、針葉樹丸太は 17% も減った（図 1-10 および 1-11 参照）。

2015 年、広葉樹の品種である *aucoumea klaineana* が大量に輸入され、全広葉樹丸太輸入量の動向を決定した。

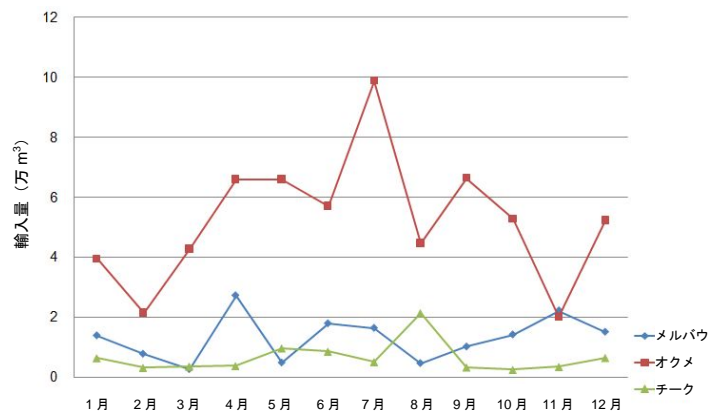


図 1-11: 2015 年の中国における主な広葉樹丸太輸入量の月別推移

(3) 丸太の輸入に関わる主な税関

2015 年に針葉樹丸太の輸入に関わった税関は、南京(36%)、青島(21%)、満州里(13%)、哈爾濱(9%)、厦門(7%)、上海(3%)などである。この 6 力所の税関を経由した針葉樹丸太の輸入量は全体の 89% に達した。その中で、*pinus radiata* の輸入は主に南京、青島、厦門の税関を経由している（表 1-9 および図 1-12 参照）。

表 1-9: 2015 年の中国における針葉樹丸太輸入に関わった主な税関

No	税関	輸入量			輸入単価 (USD/ m ³)		
		数量 (10000 m ³)	前年比 (%)	構成比 (%)	2014 年	2015 年	前年比 (%)
1	南京税関	1085	-3	36	167	127	-24
2	青島税関	628	-18	21	156	125	-20
3	満州里税関	376	-23	13	132	120	-9
4	哈爾浜 税関	272	-4	9	118	106	-11
5	厦門税関	199	-29	7	138	109	-21
6	上海税関	104	-44	3	152	124	-18
	その他の 税関	326.84		11			
	合計	2990.84	-16.55	100	152	122	-20

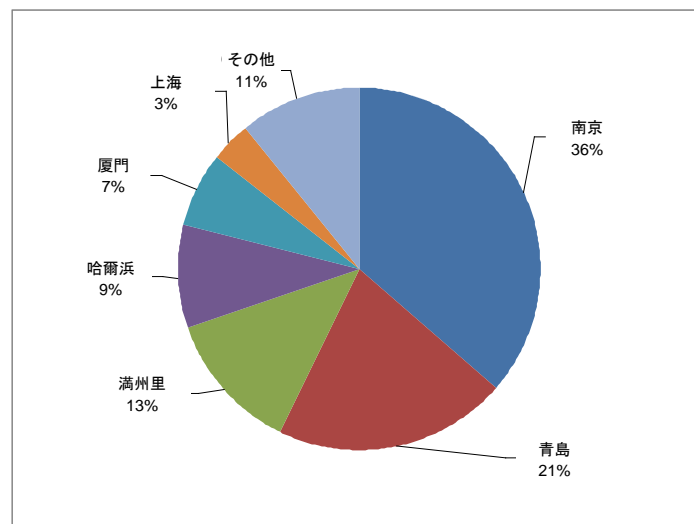


図 1-12: 2015 年の針葉樹丸太輸入に関わった主な税関

広葉樹丸太については、南京の税関が輸入総量の半分(54%)を扱った。他に関わった税関には、上海(9%)、哈爾浜(9%)、黄浦(6%)、青島(5%)がある。これら 5 カ所の税関が扱った広葉樹丸太の輸入量は全体の 82%だった。これ以外には山東、福建、江蘇、上海などで広葉樹丸太が輸入されており、*pinus sylvestris* は主に内モンゴルで輸

入されていた。これらの広葉樹丸太は輸入後、主に家具や木工製品産業がよく発達している揚子江デルタ地帯や珠江デルタ地帯で使われた。

表 1-10: 2015 年の中国における広葉樹丸太輸入に関わった主な税関

順位	税関	輸入量			輸入単価 (USD/ m ³)		
		数量	前年比 (%)	構成比 (%)	2014 年	2015 年	前年比 (%)
1	南京税関	771	-3	54	269	244	-9
2	上海税関	133	-28	9	714	507	-29
3	哈爾濱税関	113	6	8	185	174	-6
4	黄浦税関	80	-42	6	861	773	-10
5	青島税関	72	27	5	237	193	-19
	その他の税関	261		18			
	合計	1431		100			

1.1.2 ひき立て材の輸入

中国は 2015 年に前年並みとなる 2566 万 m³ のひき立て材を輸入した（図 1-13）。輸入額は 74 億米ドルで、前年比 8%の減少である。内訳では、針葉樹ひき立て材が 1383 万 m³ で全体の約 54%、前年からは 5%の減少だった。広葉樹ひき立て材の輸入は 1183 万 m³ で全体の約 46%、前年からは 6%の増加である。

広葉樹ひき立て材の中では、472 万 m³ の熱帯樹ひき立て材が中国に輸入された。これは全体の 18%を占め、前の年からは 14%の増加だった。輸入額は 21 億米ドルで 6%減少している。輸入ひき立て材の単価については、436 米ドル/ m³ で、前年からは 18%下がっている。

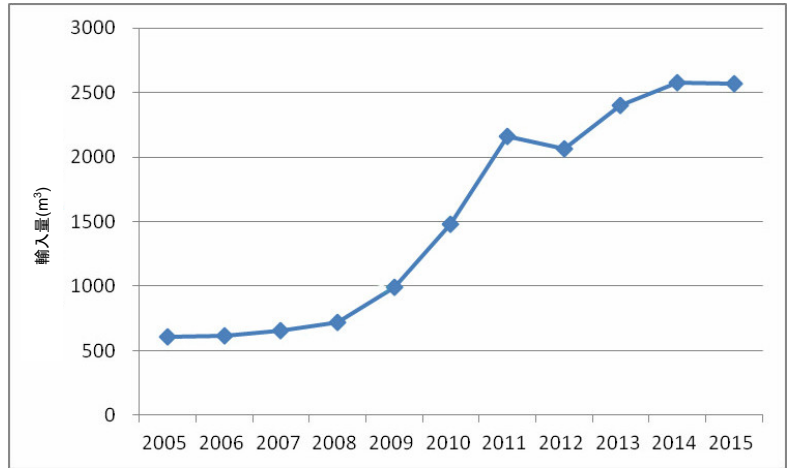


図 1-13: 2005-2015 年の中国におけるひき立て材輸入額

中国は針葉樹ひき立て材を主にロシア(52%)とカナダ(30%)から輸入しており、この2カ国で全体の82%に達する。輸入量では、ロシア(719万 m³)がカナダ(421万 m³)を上回る。中国が針葉樹ひき立て材を輸入する上位10カ国とその比率については、図 1-14 を参照されたい。

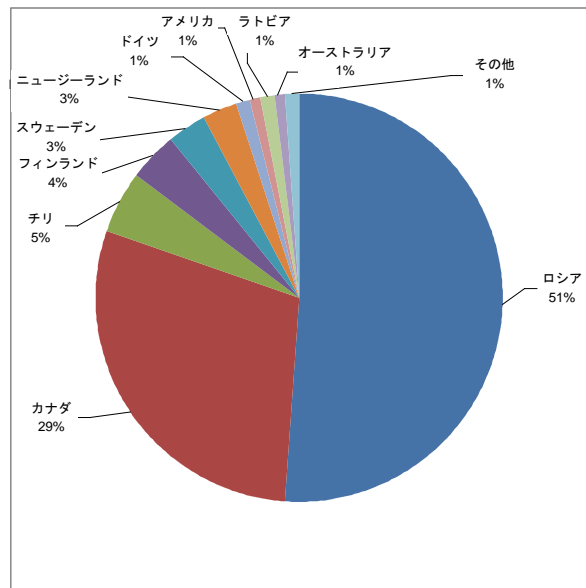


図 1-14: 2015 年の主な針葉樹ひき立て材輸入国の比率

2015年、ひき立て材の輸入量が最も多かったのは4月で、263万 m³だった。一方、針葉樹ひき立て材のピークは5月で、147万 m³である。月別のひき立て材輸入量の変化は、針葉樹ひき立て材の輸入量変化と一致していた。対照的に、2015年の広葉樹ひき立て材の輸入量は月による変化があまりない。ただ、全体的に前年比は高くなっていた。年間を通して1カ月当りの輸入量は大体100万 m³で、最高が4月の120万 m³である(図 1-15)。

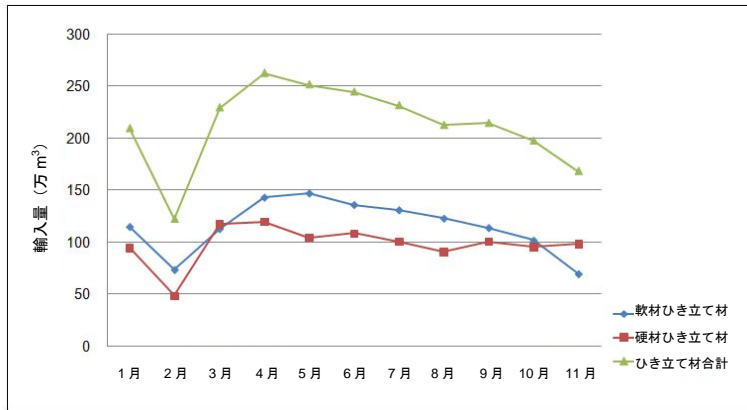


図 1-15: 2015 年の中国におけるひき立て材輸入量の月別推移

2015 年には輸入針葉樹ひき立て材の価格が前年より下落した。最も高かった 1 月の単価は 221 米ドル / m³ だったが、10 月には 181 米ドル / m³ の最安値まで下落した (図 1-16)。

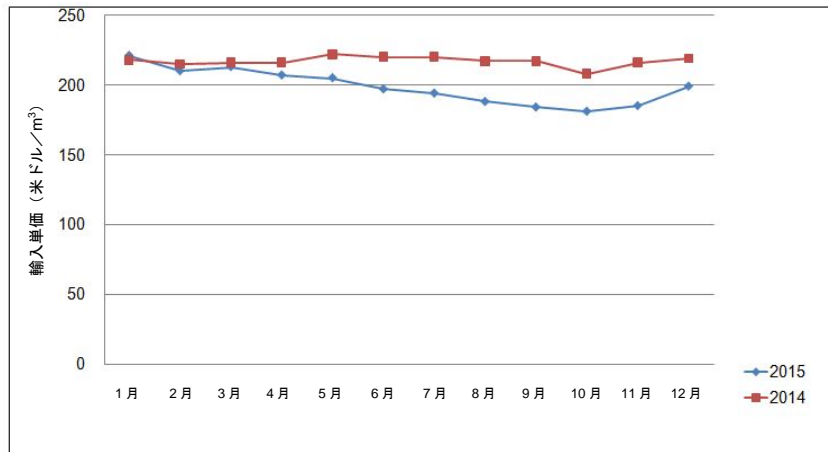


図 1-16: 2015 年の針葉樹ひき立て材輸入価格の月別推移

2015 年に、広葉樹ひき立て材の平均価格は前年から 12%低下した。1 月が最高値で 443 米ドル/m³、一方で最安値は 10 月の 374 米ドル/m³ である(図 1-17)。

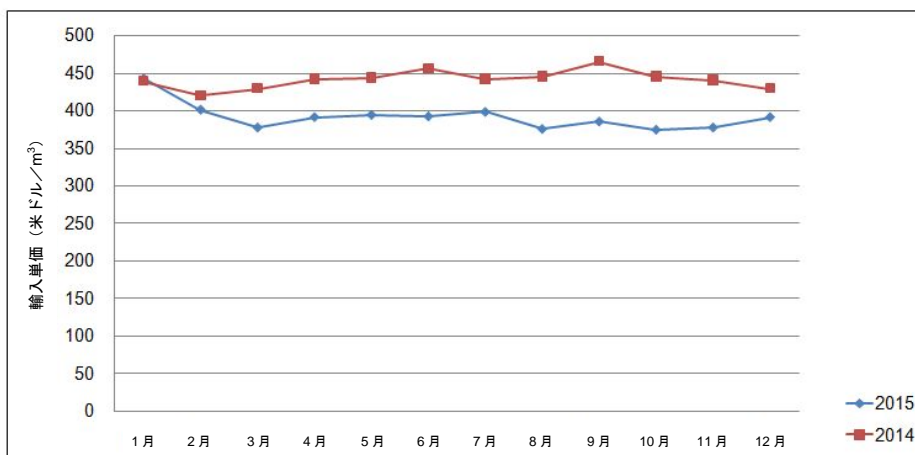


図 1-17: 2015 年の広葉樹ひき立て材輸入価格の月別推移

中国は広葉樹ひき立て材を主にタイ(25%)、アメリカ(22%)、ロシア(17%)、カナダ(9%)から輸入した(図 1-18)。

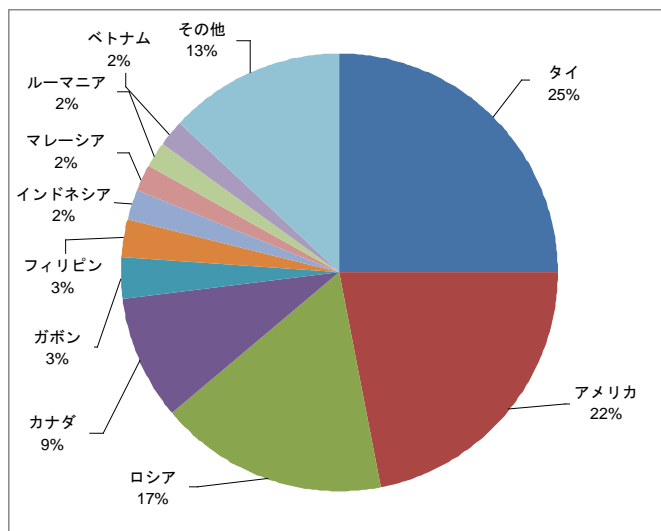


図 1-18: 2015 年の主な広葉樹ひき立て材輸入国の比率

広葉樹ひき立て材の輸入は広州(22%)、上海(18%)、深圳(16%)、満州里(7%)、哈爾濱(7%)、青島(6.6%)、南京(4.9%)、天津(3.4%)、江門(2.8%)、寧波(2.6%)などの税関を経由した。これら 10 カ所の税関が扱った輸入量は全体の約 90%を占めている。

1.1.3 木質パネルの輸入

(1) 合板の輸入

2015 年には、さまざまな種類の合板の輸入総量が 73 万 m³ で 2 億 2000 万米ドルに達し、それぞれ前年と比べて 308%と 70%の増加を見た。合板は主にカナダとロシアから輸入され、その輸入量と金額はそれぞれ全体の 63%と 44%であった。カナダからの輸入量および金額は 30 万 m³ と 4097 万米ドル、ロシアからは 18 万 m³ と 4422 万米ドルである。

近年、中国の合板業界が急成長して国内の需要を満たせるところまで来ているが、高品質合板に対する根強い需要が今も存在している。

(2) パーティクルボードの輸入

2015 年、パーティクルボードの輸入は 62 万 m³、金額では 1 億 4000 万米ドルに達した。前年比ではそれぞれの 8%増加と 2%の微減である。主な輸入国はマレーシア(18 万 m³)、タイ(14 万 m³)、ルーマニア(13 万 m³)である。輸入量と金額は、それぞれ全体の 72%と 64%を占めていた。中国の不動産市場好調に伴い、パーティクルボードで製造される木製家具の需要が増加している。

(3) 繊維板の輸入

2015年に輸入された繊維板は29万トン、金額は1億1000万米ドルだったが、これは前年比でそれぞれ2%と3%の減少である。主な輸入国はニュージーランド(31,900 t)、オーストラリア(26,500 t)、ドイツ(22,900 t)、タイ(18,000 t)、ベルギーで、この5カ国からの輸入は重量で73%、金額で70%だった。

1.1.4 木材パルプおよび故紙の輸入

(1) 木材パルプの輸入

2015年に中国は1978万トン、127億米ドル相当の木材パルプを輸入したが、これはそれぞれ10%と5%の増加だった。このパルプは主にアメリカ(30%)、カナダ(13%)、ブラジル(8%)から輸入された(図1-19)。

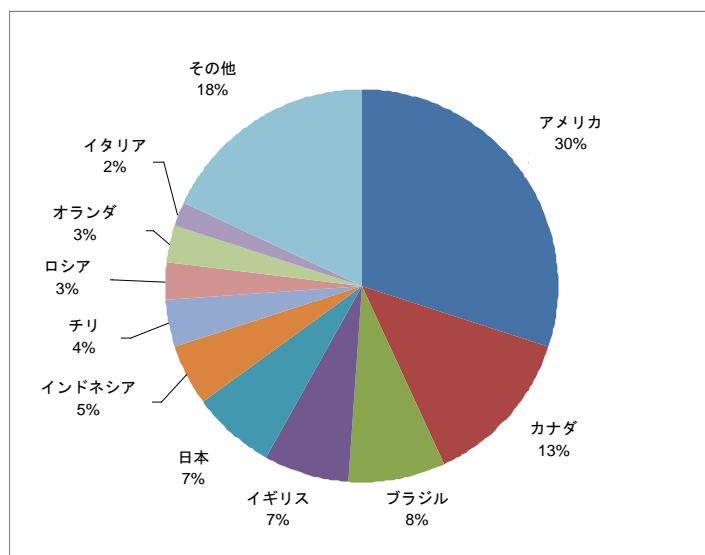


図1-19: 2015年の中国における木材パルプの主な輸入国

(2) 故紙の輸入

2015年には輸入された種々の故紙が2893万トン、金額では52億米ドルで、それぞれ前年比5%増加と3%減少だった。

1.1.5 紙・板紙・紙製品の輸入

2015年の紙・板紙・紙製品輸入は297万トンに達し、金額では40億米ドルだった。これはそれぞれ前年比1%増加と7%減少だった。

紙と板紙は主にアメリカ(72万トン)、スウェーデン(37万トン)、台湾(24万トン)、インドネシア(21万トン)、日本(20万トン)、韓国(20万トン)から輸入された。これら6カ国からの輸入量は全体の65%に当たる。

1.1.6 木材チップの輸入

2015年、中国は961万トンの木材チップを130億米ドルで輸入した。それぞれ8%と13%の増加である。主な輸入元は、ベトナム(43%)、オーストラリア(27%)、タイ(13%)、インドネシア(10%)、チリ(4%)で、これらの合計は全体の97%だった。

1.1.7 木製家具の輸入

生活水準の向上とドル安が、中国の木製家具輸入を増加させた。2015年には合計1003万点と、前年より2%多い木製家具が輸入されている。その輸入額は8億7000万米ドルで、前年比では2%の減少だった。ポーランド(218万点)、ベトナム(190万点)、タイ(102万点)、イタリア(83万点)からの輸入が多く、これらを合わせると全体の60%になる。

1.2 2015年における木材製品輸出の概要

1.2.1 木製家具の輸出

2015年には3億2000万点の木製家具が輸出され、その金額は225億米ドルで、前年比2%の増加だった。主な輸出先の国や地域は、アメリカ(48%)、イギリス(9%)、ドイツ(7%)、オーストラリア(6%)である(図1-20)。

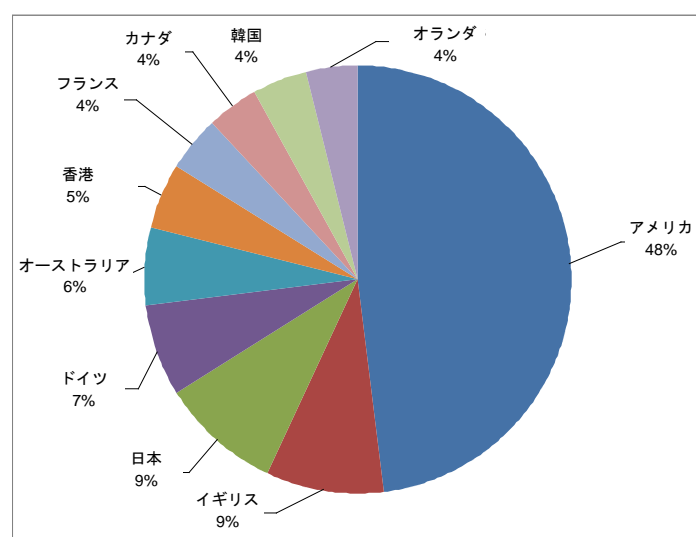


図 1-20: 2015年の主な中国製家具輸出先

これを扱った税関は、深圳(26%)、上海(19%)、福州(9%)、寧波(9%)、青島(8%)、廈門(7%)である(図1-21)。

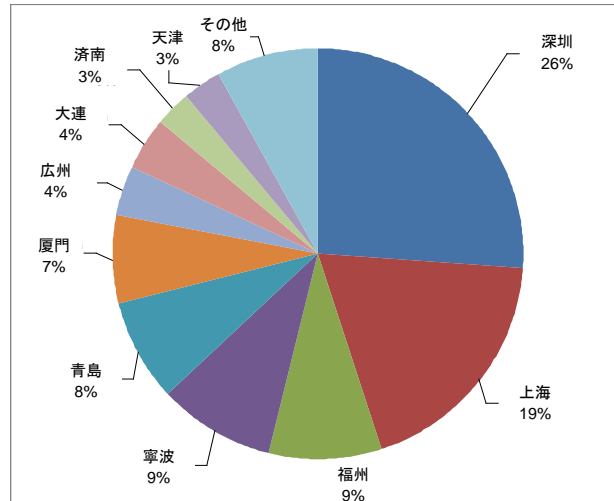


図 1-21: 2015 年の主な中国製家具輸出港

1.2.2 紙・板紙・紙製品の輸出

2015 年の紙・板紙・紙製品輸出は 922 万トンで、前年から 4%減少した。輸出額は 187 億米ドルで、前年比 5%の増加である。主な輸出先は、アメリカ(12%)、香港(7%)、日本(7%)だった (図 1-22)。

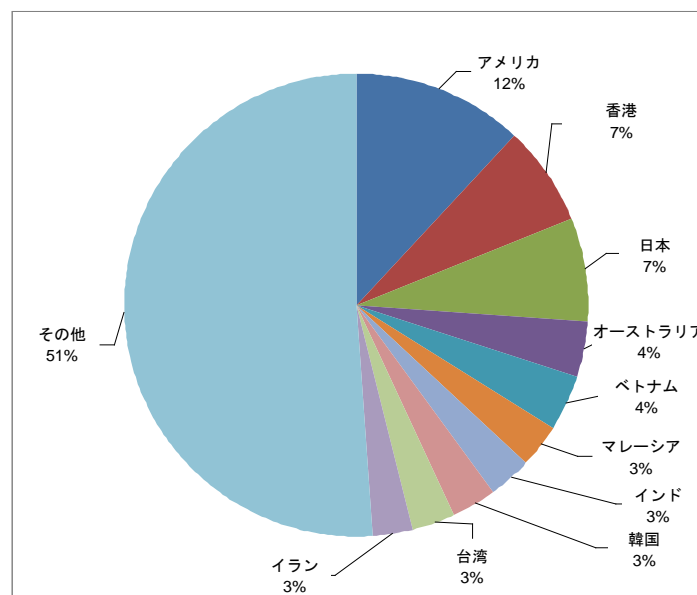


図 1-22: 2015 年における中国製の紙・板紙・紙製品輸出先の国と地域

1.2.3 合板の輸出

2015 年に、中国は 1070 万トンの合板を 55 億米ドルで輸出したが、これはそれぞれ 8%と 5%の減少だった。輸出先は数多く、アメリカ(17%)、アラブ首長国連邦(7%)、イギリス(7%)、日本(6%)、韓国(6%)、フィリピン(6%)、サウジアラビア(7%)などの国々である。上位 10 カ国への輸出量は全体の 40%を占めた (図 1-23) 。ヨーロッ

パ連合の先進国へ輸出された合板はベニアに使われたため、その単価は高めだった。以前はアラブ首長国連邦、フィリピン、サウジアラビアなど、第三世界の国々に輸出される合板の単価は比較的低かったが、2015年にはこれら3カ国へ輸出された合板の単価はそれぞれ前年比で18%、4%、7%上昇した。しかし、アメリカ、日本、韓国へ輸出された合板の単価は、程度はさまざまだが低下した(表1-11および図1-23)。

表 1-11: 2015 年の中国における主な合板輸出先国・地域

国名	輸出量 (10,000 m ³)				単価 (米ドル/m ³)		
	2014年	2015年	前年比 (%)	構成比 (%)	2014年	2015年	前年比 (%)
アメリカ	168	182	9	17	764	749	-2
アラブ首長国連邦	70	73	5	7	367	432	18
イギリス	72	70	-2	7	489	498	2
日本	83	67	-19	6	498	464	-7
韓国	71	66	-7	6	390	382	-2
フィリピン	68	61	-11	6	429	445	4
サウジアラビア	60	49	-18	5	309	332	7
台湾	33	29	-10	3	379	368	-3
ベトナム	27	28	4	3	434	432	0
イスラエル	27	27	2	3	446	425	-5
上位10カ国・地域の計	677	653	-4	61	504	516	2
合計	1168	1070	-8	100	498	510	2

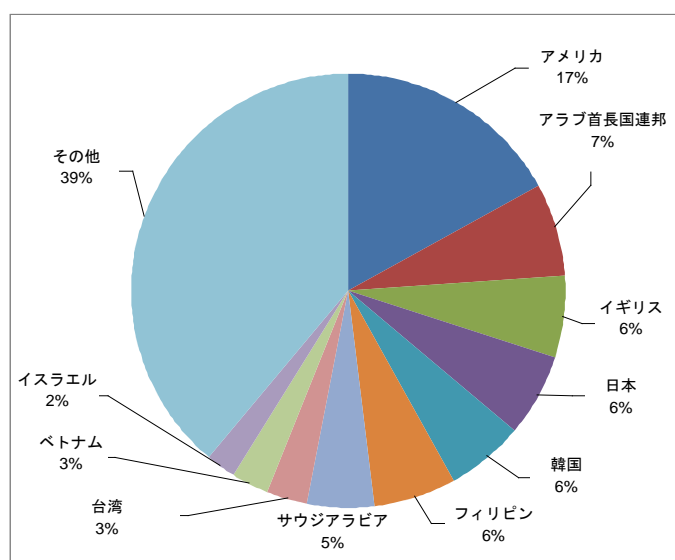


図 1-23: 2015 年の中国製合板輸出国の比率

中国における合板製造は、産地が片寄っているため、税関によって取扱量に大きな差がある。合板の輸出は南京(40%)と青島(35%)に集中しており、この2カ所で全体の75%を占めている。天津税関から輸出された合板の単価は65%という劇的な上昇を見せ、上海税関では6%値上がりした(表1-12参照)。その他の大部分の税関では単価がある程度下落した。

表 1-12: 2015 年の中国で合板を輸出した主な税関と単価

税関	輸出量				単価 (米ドル/m ³)		
	2014年	2015年	前年比	構成比 (%)	2014年	2015年	前年比 (%)
南京	482	429	-11	40	388	397	2
青島	400	379	-5	35	422	417	-1
南寧	58	56	-2	5	342	337	-1
上海	59	51	-13	5	1227	1298	6
大連	41	37	-10	3	1595	1593	0
深圳	16	18	8	2	528	513	-3
済南	11	16	47	2	392	377	-4
江門	17	15	-11	1	420	416	-1
天津	24	12	-48	1	388	640	65
湛江	9	10	14	1	361	356	-1
上位10税関の計	1115	1023	-8	96	488	494	1
合計	1168	1070	-8	100	498	510	2

1.2.4 繊維板の輸出

2015年に、中国は341万m³の繊維板を14億米ドルで輸出したが、これはそれぞれ12%と13%の減少だった。繊維板は積層床材の基礎材料である。その輸出は、2015年3月1日にアメリカCBSの番組「60 Minutes」が「有毒フローリング」事件を報道したことによって深刻な影響を受けた。アメリカ最大の床材会社で江蘇省常州に製造拠点を持つLumber Liquidatorsがカリフォルニア州の基準の6倍から7倍も高い濃度のホルムアルデヒドを放出していることが報じられたのである。図1-24には、3月の繊維板輸出が最低の16万m³まで落ち込んだことが見えている。

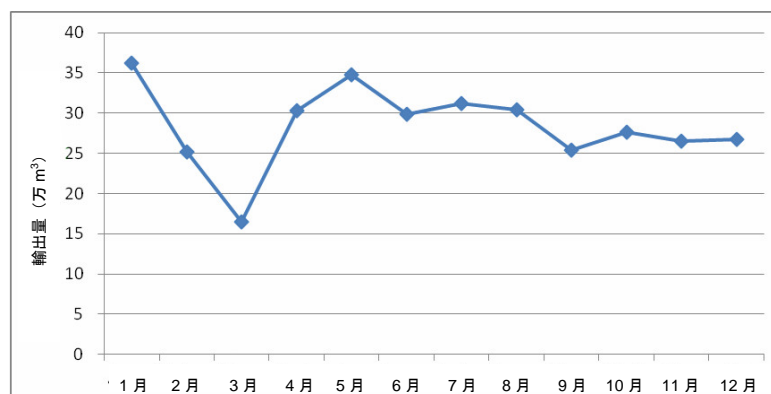


図 1-24: 中国製繊維板の月別輸出量

繊維板は主にアメリカ(17%)、イラン(10%)、サウジアラビア(9%)に輸出された(図 1-25)。有毒フローリング事件の影響によって、ホルムアルデヒドの発散についての規制が厳しいアメリカ、カナダ、ロシアへの輸出は、それぞれ 19%、34%、68%と劇的に落ち込んだ。しかし、一方でベトナム、ナイジェリア、イランなど開発途上国への輸出は大幅に伸び、この 3 カ国ではそれぞれ 69%、57%、40%の増加を見た。

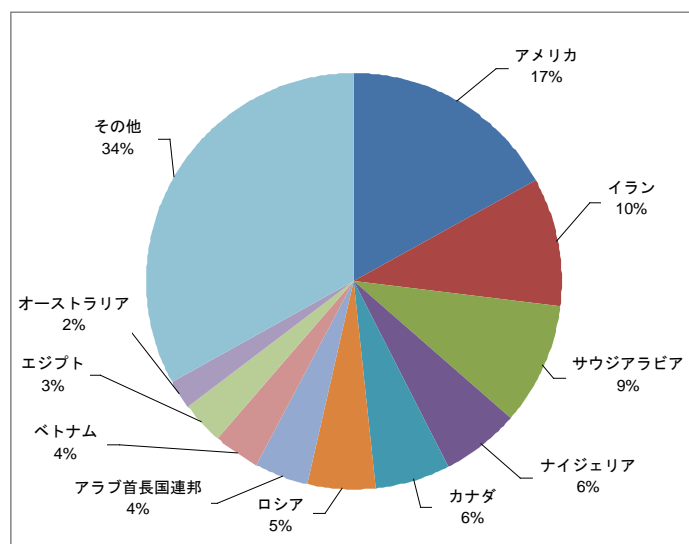


図 1-25: 2015 年の中国製繊維板の主な輸出国

中国から大量の繊維板を輸出した税関は、上海と南京で、それぞれ全体の 41%と 31%を扱った。この 2 カ所を合わせると、全体の 72%である。

1.2.5 パーティクルボードの輸出

2015 年に、中国は 341 万 m³、14 億米ドル相当のパーティクルボードを輸出したが、これはそれぞれ 12%と 13%の減少だった。主な輸出先はモンゴル(20%)やインド(11%)である(図 1-26)。輸出量が増えたのはインドとアメリカで、それぞれ 75%と 30%の伸びだった。その他の国への輸出は全て著しく減少した。ロシア、台湾、マレーシア、エジプト、韓国への輸出は、それぞれ 86%、64%、39%、21%、15%の減少である。ロシア、台湾、エジプトへの輸出は単価がそれぞれ 80%、38%、38%上昇し、それが輸出量の減少を招いた。

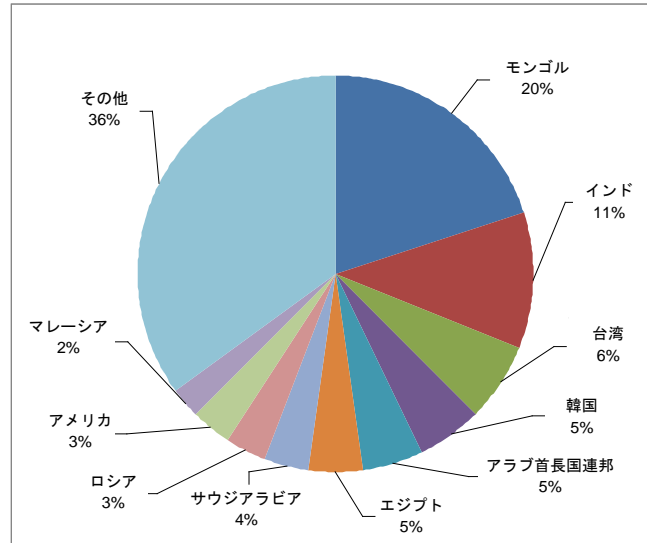


図 1-26: 2015 年の中国における主なパーティクルボード輸出先

パーティクルボードの輸出に関係した主な税関は、青島、フフホト、南京で、それぞれ輸出全体の 36%、20%、16%を取り扱った。

1.3 2015 年の中国における木材製品貿易の特徴

1.3.1 林産物の貿易額および全産品貿易額に占める割合が減少し、貿易黒字が前年より増加

2015 年、林産物の輸出入総額は 1230 億米ドルだった。これは前年に比べて 10%の減少で、2011 年のレベルまで後退したことになる。全産品貿易額に対する割合は、2014 年に比較して 0.15 ポイント下がって、3.11%だった。

輸出は 648 億米ドルを記録したが、これは前年から 6%の減少である。全産品輸出額に占める割合は 2.85%で、2014 年から見ると 0.23 ポイントの低下だった。

輸入の方は 582 億米ドル、前年比で 15%減少した。これは全産品輸入額の 3.85%で、2014 年から見ると 0.39 ポイントの低下だった。

輸入は輸出よりも落ち込みが大きかった。輸入額の大きな減少が、林産物貿易額減少の主な理由である。

貿易黒字は 50%増えて 66 億米ドルに達した。2014 年の貿易黒字は 44 億米ドルである。

1.3.2 WFP の取引はこれまで同様優位に立つが、その取引額は初めて減少

2015 年の WFP 輸出入総額は 939 億米ドルで、2009 年以来初めてとなる 11%の減少だった。貿易総額に占める割合は 76%と、これまで通り優勢である。輸入は 394 億

米ドルで、前年比 17%減、輸入総額の 68%だった。輸入された WFP は主に木材パルプ、丸太、ひき立て材、故紙、紙・板紙・紙製品である。輸出額は 545 億米ドルで、前年より 7%減り、輸出全体の 84%を占めた。輸出された WFP は主に木製家具、紙・板紙・紙製品、合板、木工製品、繊維板だった。

輸入額の減少は、丸太の輸入額が 31%下落したこと、またひき立て材、紙・板紙・紙製品、故紙の輸入額がそれぞれ 8%、7%、3%減少したことによる。繊維板と合板の輸出は、それぞれ 14%と 5%減少し、それが WFP 輸出減少の直接的な原因だった。

1.3.3 主な WFP の輸入額は下落したが、パルプと木材チップは上昇

丸太、ひき立て材、紙・板紙・紙製品、故紙の輸入額は、それぞれ前の年より 31%、8%、7%、3%下落した。しかし、パルプと木材チップの輸入は 5%と 13%の上昇だった。

1.3.4 丸太の輸入額が急落

パルプ、故紙、紙・板紙・紙製品の輸入はそれぞれ 10%、5%、1%上昇したが、その一方で丸太の輸入は 14%と大きく下落した。

1.3.5 主な WFP の輸入価格が下落し、中でも丸太の落ち込みが大きかった

パルプ、丸太、ひき立て材、紙・板紙、紙製品の輸入価格はそれぞれ 5%、21%、9%、7%、7%低下し、中でも丸太は 21%と、最も大きく値下がりがした。

中国へ最も多くの丸太を輸出したのは、ニュージーランドである。2015 年に、ニュージーランド(1085 万 m³)はロシア(1042 万 m³)を追い越して中国にとって最大の丸太供給国になった。とはいえ、ニュージーランドとロシアからの輸入はどちらも前年比で 8%減少している。大部分の供給国からの丸太輸入が減少する中で、オーストラリアからの丸太輸入は前年に比べて 20%と大幅に増加した。

ウクライナ、アメリカ、カナダからの丸太輸入は、それぞれ 41%、35%、23%の減少を見た。

1.3.6 一部の輸出林産物では輸出額は減少するも単価が上昇

輸出された全林産物の中で、合板と紙・板紙・紙製品の輸出額は前年比で 8%と 4%下落した。しかし、この 2 種類の平均単価は、それぞれ 2%と 9%上昇している。両方とも輸出額は低下したものの、単価の上昇を経験した。

1.3.7 ASEAN は中国にとって成長市場である

2015年には中国とASEANの新興国市場の間で、平均増加率10%という、林産物の着実な貿易が見られた。南アフリカからの需要は83%と、最大の成長を見せた。メキシコへの輸出額は過去最高を記録した。詳細については表1-13を参照されたい。

表 1-13: 中国と新興市場の間の林産物貿易

国名	輸入額	前年比	輸出額	前年比	輸出入総額	前年比
	1000万\$	(%)	1000万\$	(%)	1000万\$	(%)
インド	1.05	-35	11.22	21	12.27	13
南アフリカ	6.36	17	6.33	83	12.69	43
メキシコ	41.13	16	16.18	15	57.32	16
ロシア	24.78	21	4.25	17	29.03	20
ブラジル	1.35	20	5.84	23	7.19	23

1.4 主な問題

2015年には木材製品の貿易に衰えが見えた。下り坂となった主な問題点には次のものが挙げられる。

(1) 丸太の在庫過剰。冷え込んだ不動産市場、アメリカによる無垢材複合床材に対するダンピング防止関税率の大幅な引き上げ、木製家具およびラミネート床材のホルムアルデヒド発散基準といった理由で、木材製品の製造と輸出が大きく減少した。多くの企業で過剰設備が生じ、競争が激しくなったことが、木材製品の製造と消費につながり、丸太の過剰在庫を作り出した。

(2) ひき立て材の大量在庫。ひき立て材の消費低迷がこの年の輸入に影響を与えた。

(3) 深刻な貿易摩擦。中国で木製家具や床材を製造する会社は、アメリカやヨーロッパから反補助金と反ダンピングの疑いで繰り返し取り調べを受けた。取り調べは特にアメリカで頻繁に行われた。

(4) 中国の労働集約的産業の輸出注文と生産能力が、原材料と人件費の高騰によって周辺諸国に移転した。人件費と地代の高騰が木材製品製造業界の輸出競争力を削いでしまった。沿岸地域は数年にわたって人件費の上昇を経験している。2015年には、経費が10%から15%も値上がりした。その結果、経費はベトナム、インド、カンボジアなどの周辺国の数倍に及んだ。

(5) 鏡板の輸出価格には大きな違いが見られた。合板の輸出量が多い山東省、江蘇省、広東省、広西省などでは300から500米ドルで、過去5年間に僅か10%しか上昇していないのに、合板の輸出量が少ない遼寧省、吉林省、浙江省、上海市などでは平均で1000米ドル以上だった。

1.5 2016 年の中国における木材製品貿易の予備的分析

2016 年には、木材加工産業および木材製品貿易が、国内的にも国際的にも、好機と難題の両方が待ち受ける複雑な状況に直面することが予想される。次のような局面が見られるだろう。

(1) 各国の経済回復は一様でなく、国内の勢いも十分にはならない。アメリカやヨーロッパからの需要は弱いままとなる。ヨーロッパの債務危機が依然として続き、保護貿易主義が国際貿易の環境を悪化させる。

(2) 上昇する原材料コスト、弱含みの輸出価格、不安定な人民元為替相場、値上がりする人件費といった数多くの不安定要因が 2016 年の林産物輸出に立ちはだかる。2016 年は輸出の伸びが鈍化する恐れがある。

(3) 木材の輸入は減少し、在庫過剰も依然として深刻。2015 年は木材輸入の劇的な落ち込みを見た。国内経済は中程度で成長を続けている。木材の過剰在庫はこれからも続くだろう。

(4) 自然林の商業目的による伐採が禁止されたことにより、木材に関する需要と供給の不一致がさらに悪化する。2015 年 4 月 1 日以降、黒竜江省および吉林森林工業集団は、商業伐採の完全禁止をスタートさせる。中国の東北地方での伐採禁止の影響により、需要と供給の不一致は大きくなり、木材の輸入が変動する。

(5) 中国は、先進国による反ダンピング・反補助金の取り調べや、木材の合法性に関する貿易ルールといった難問に見舞われる。先進国は反ダンピングや反補助金の調査を通して中国に対して断固たる態度をとり続ける。EU、アメリカ、オーストラリアの、木材の合法性に関する貿易ルールは、中国の木材貿易に影響を与え続ける。

(6) 中国には中級から高級な林産物、とりわけ中級から高級な家具とパーティクルボードに対して巨大な消費需要がある。住人を待つ大量の販売用住宅とユーロ安によって、輸入は伸び続ける。さらに、家具に対するパーティクルボードの使用の増加と、アメリカによる家具のホルムアルデヒド発散量規制が高品質パーティクルボードの輸入を増加させる。

(7) 鏡板の輸出は種々の困難に直面する。国内の家具会社が必要とする鏡板は増加の一途をたどり、その結果鏡板の輸出は減少する。アメリカが設定したホルムアルデヒド発散量規制により、中密度繊維板と積層床材の輸出が減少した。アメリカにおける 13.74%という反ダンピング関税率は、鏡板と無垢材複合床材の輸出にマイナスの影響を与えるだろう。

(8) 木製家具の輸出増加率は落ちている。EU の景気低迷および数多くの新興市場の出現により、木製家具の需要は減少した。ユーロなどの通貨の安値も相まって、中国製木製家具の輸出量や輸出額は、さらにゆっくりとした増加になるだろう。しかし、伝

統的家具の輸入国や繁栄するアジア市場からの需要増加が、中国の木製家具輸出の最も重要な駆動力である。

中国の林産物貿易は国際市場に溶け込みつつある。その中で、国内の木材加工業者は起こりうる問題を受け入れ、対処する準備をしておく必要がある。また、設備改善を急ぎ、製品の品質を向上させ、国内外の市場を開拓し、国内外の複雑な経済環境に積極的に取り組むことが求められる。

1.6 2016 年の中国における木材の国際取引に関する基本的情報（近日発表）

1.7 2005 年から 2015 年の 11 年間における中国の木材製品貿易の比較

以下の 24 図に 2005 年から 2015 年の 11 年間における各年の中国の木材製品輸出入の量と金額の比較を示す。

1.7.1 概要

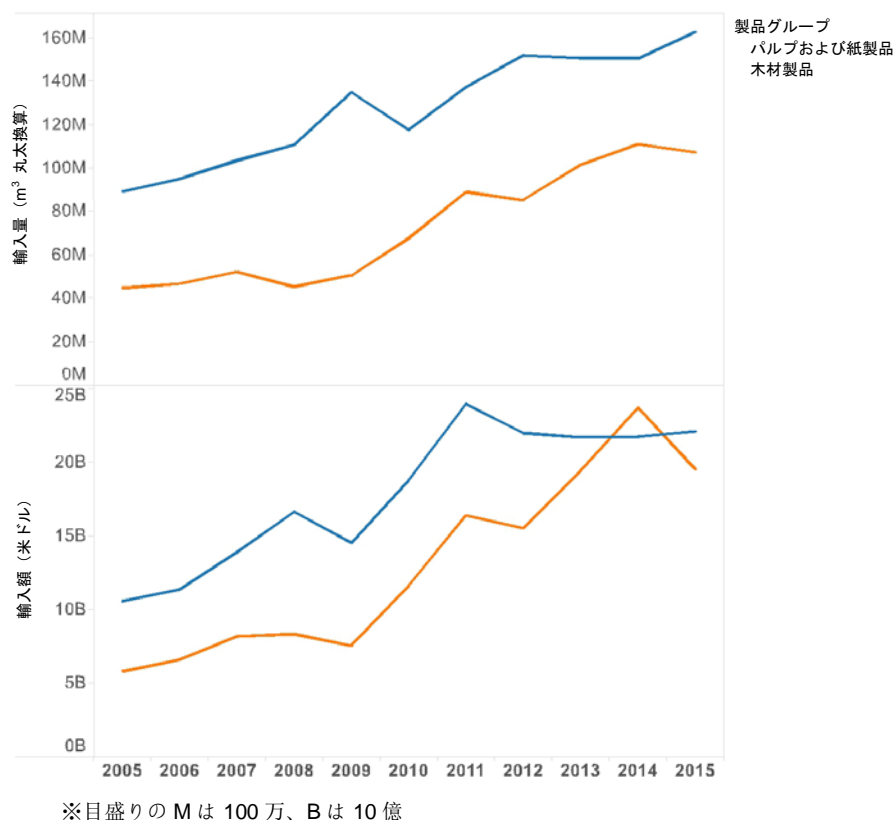
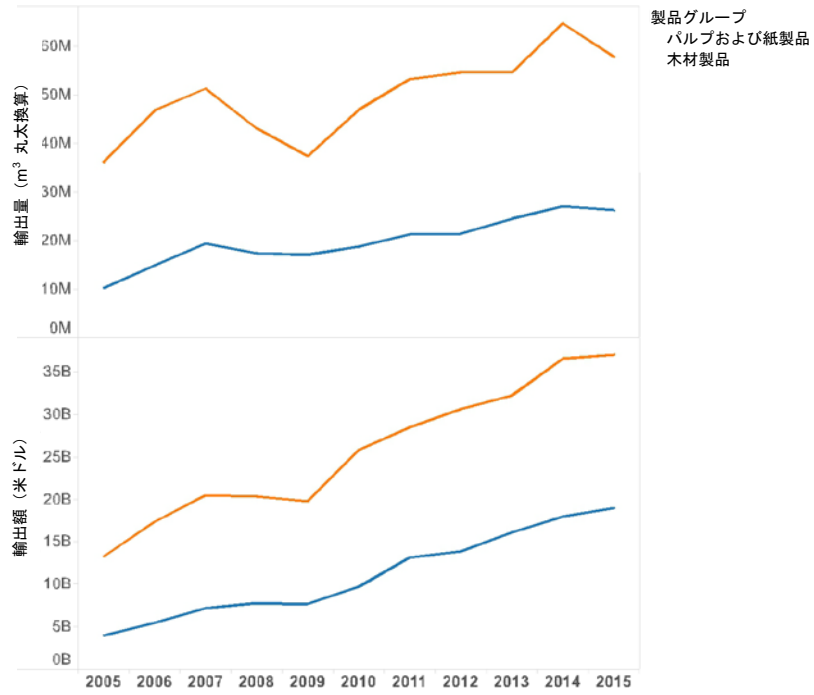
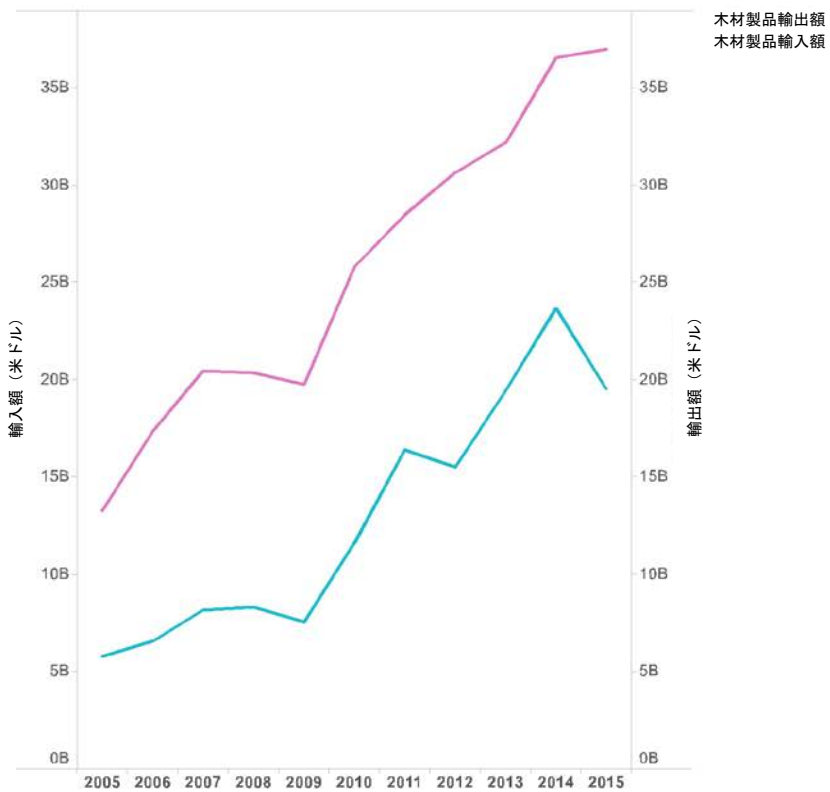
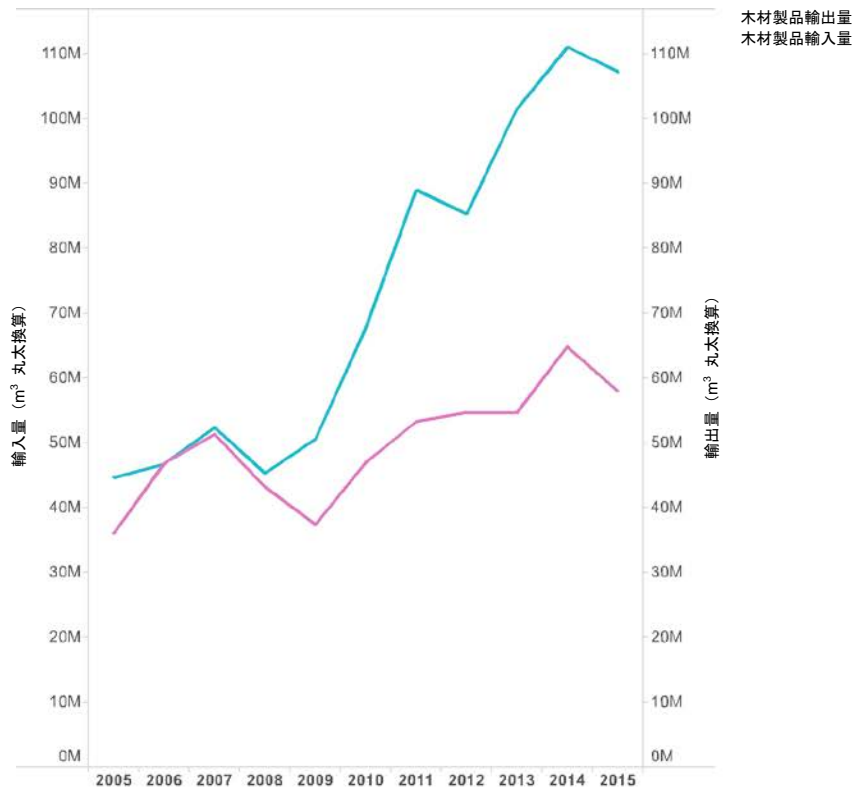


図 1-27: 林産物の輸入: 木材製品とパルプおよび紙製品 (2005-2015)



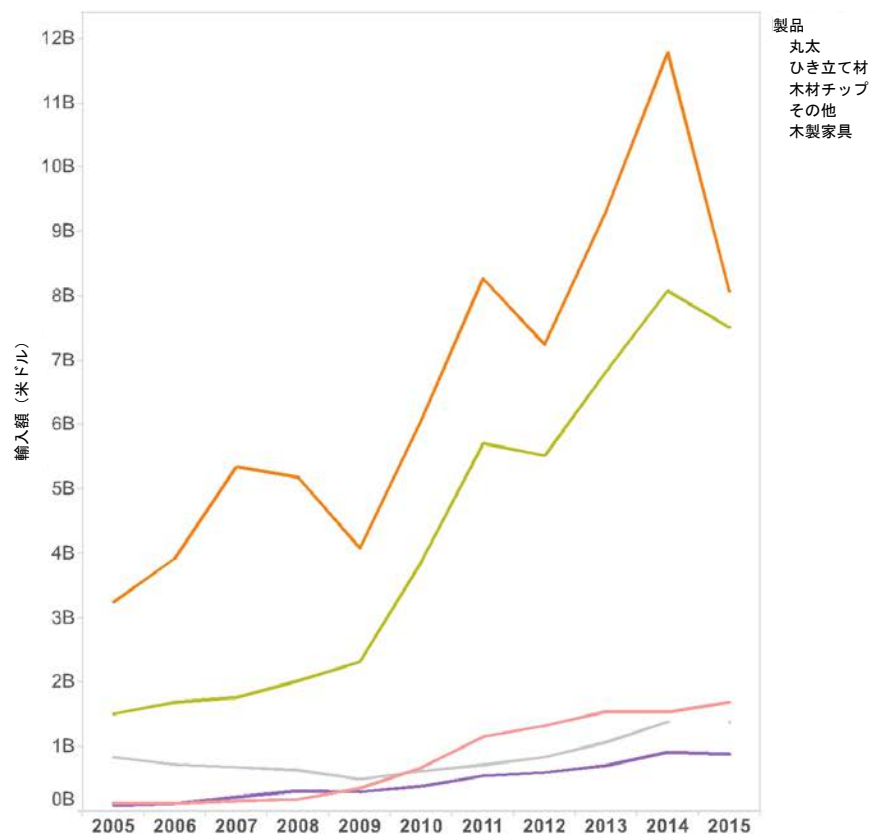
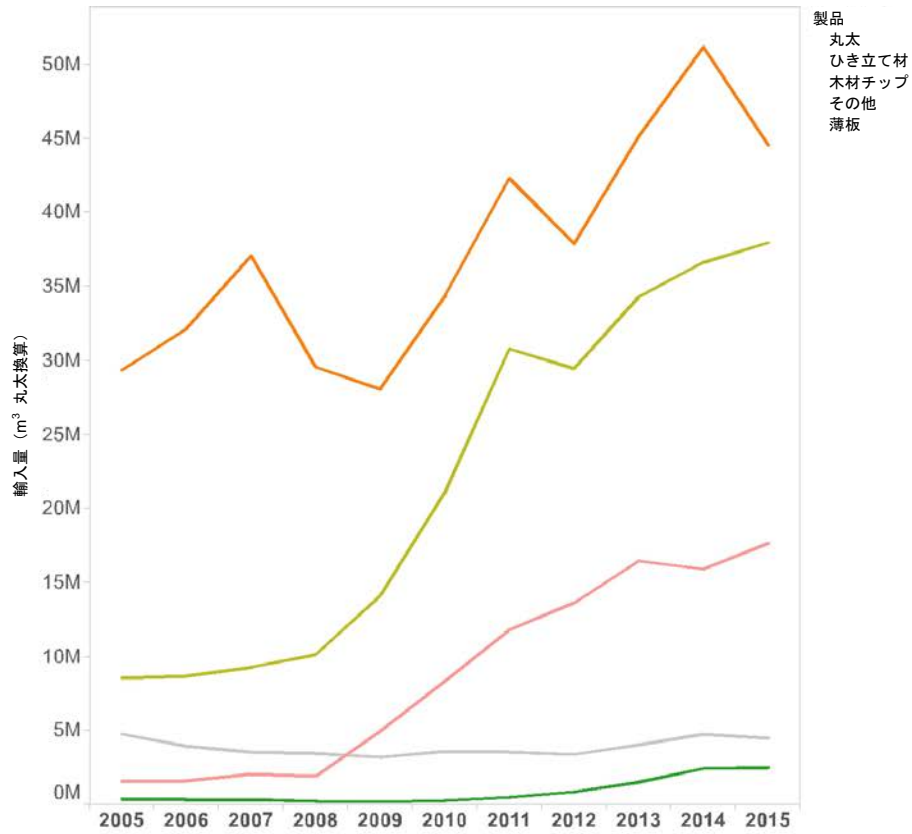
※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-28: 林産物の輸出: 木材製品とパルプおよび紙製品 (2005-2015)



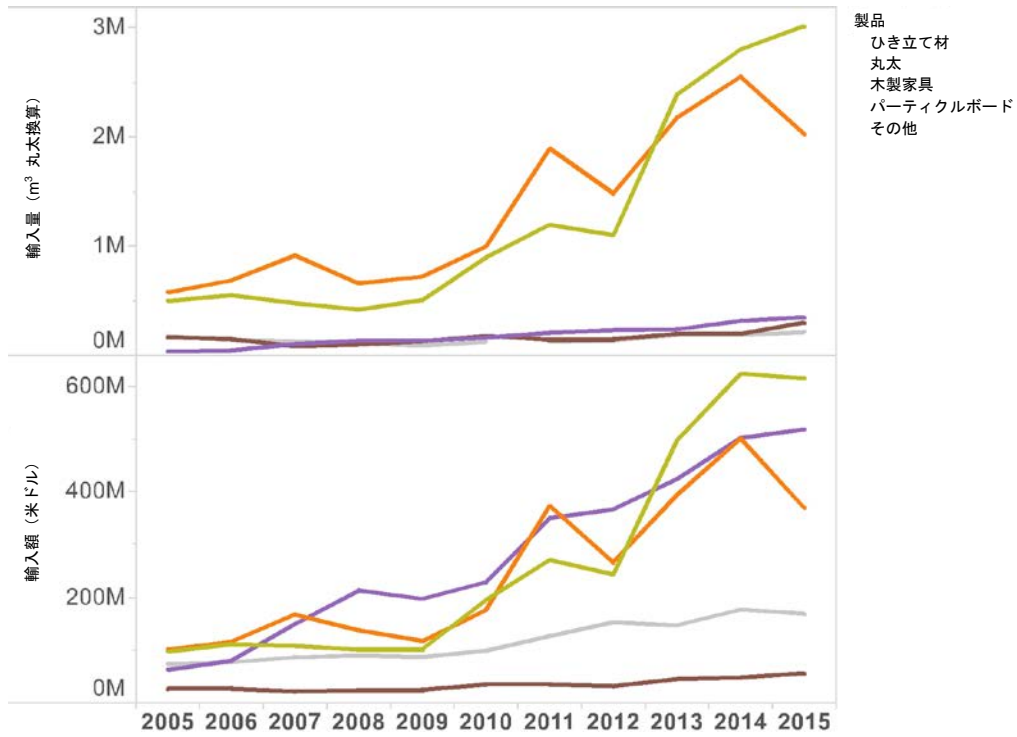
※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-29: 木材製品の輸入と輸出 (2005-2015)



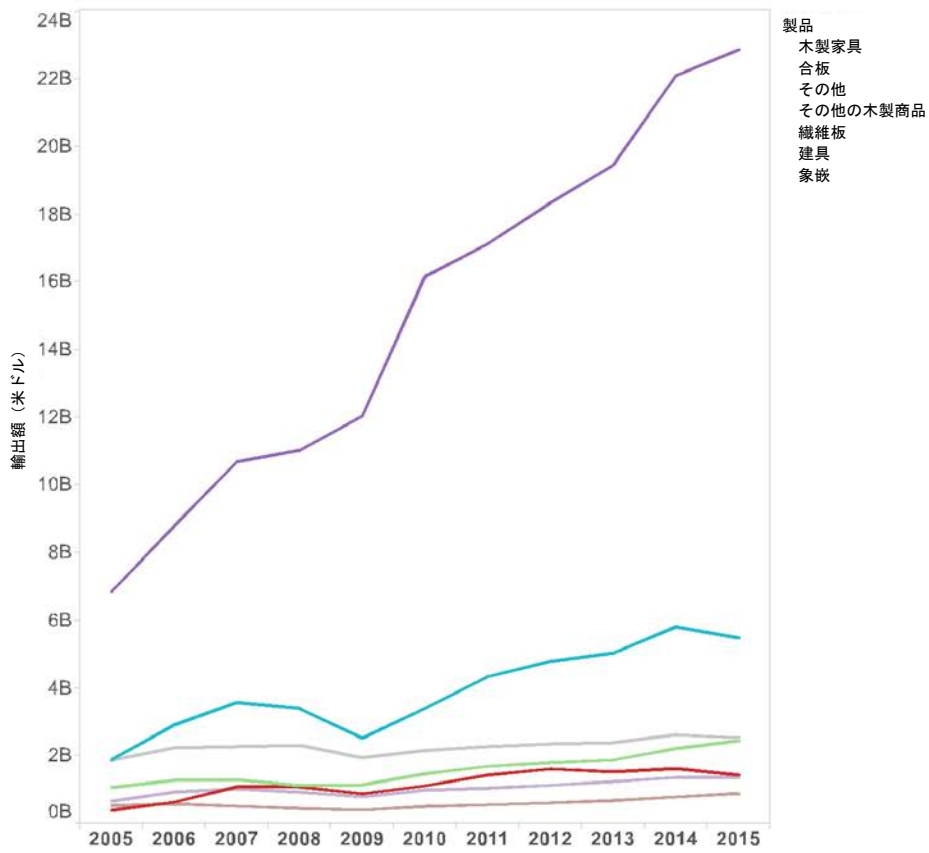
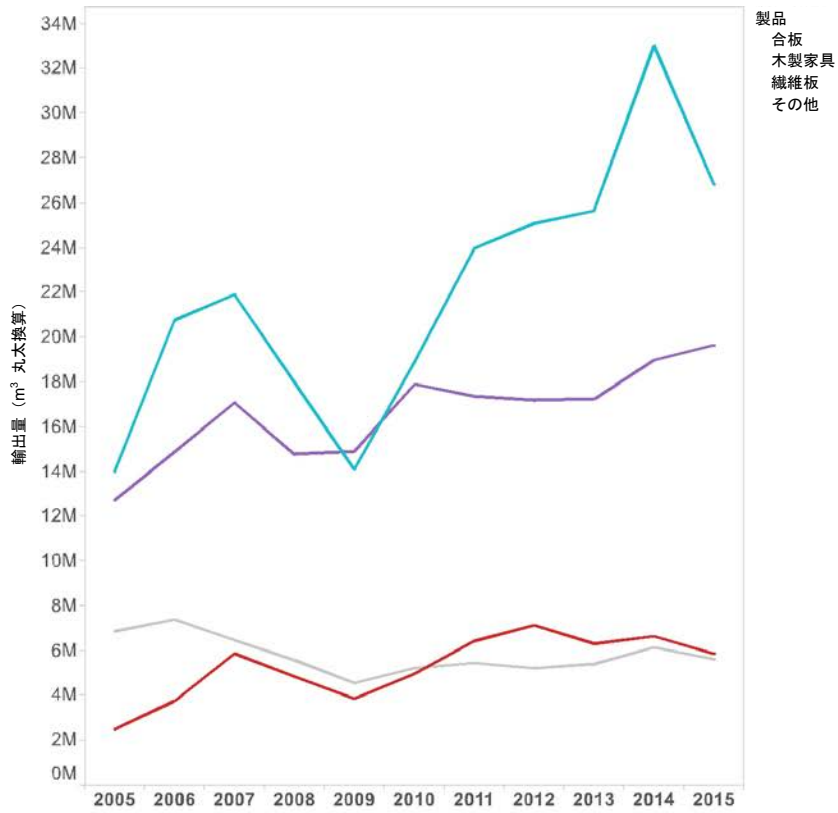
※目盛りのMは100万、Bは10億

図 1-30: 木材製品輸入の上位4製品 (2005-2015)



※目盛りの M は 100 万

図 1-31: 製品別 EU からの木材製品輸入 (2005-2015)



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-32: 上位製品別木材製品の輸出 (2005-2015)

1.7.2 丸太の輸入

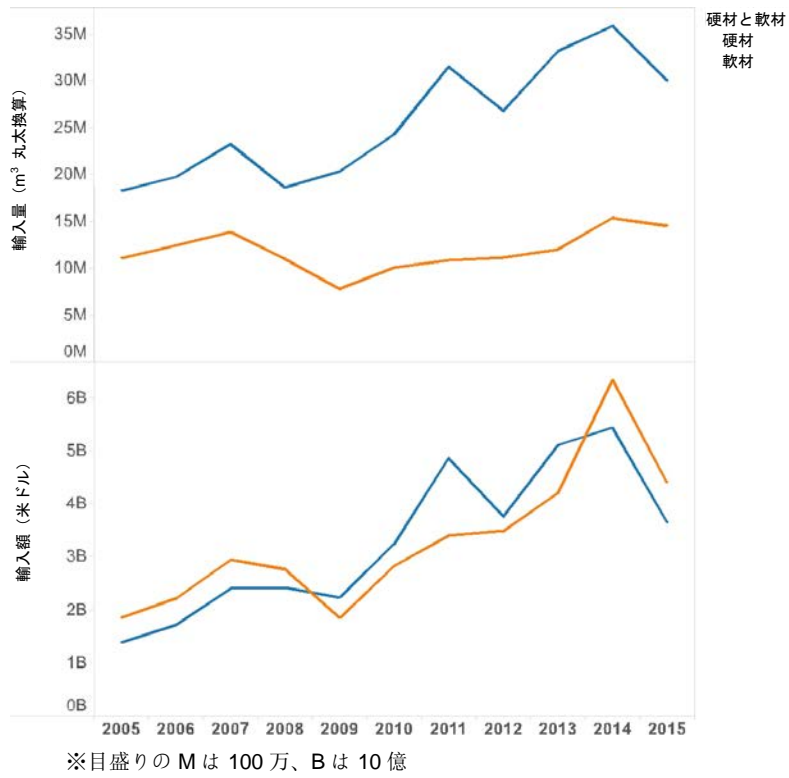
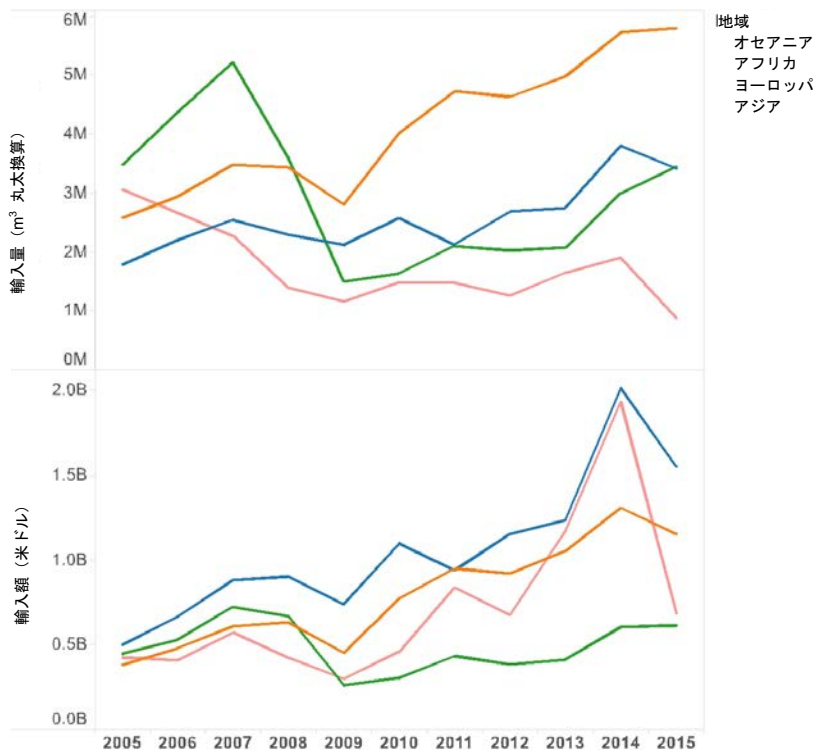
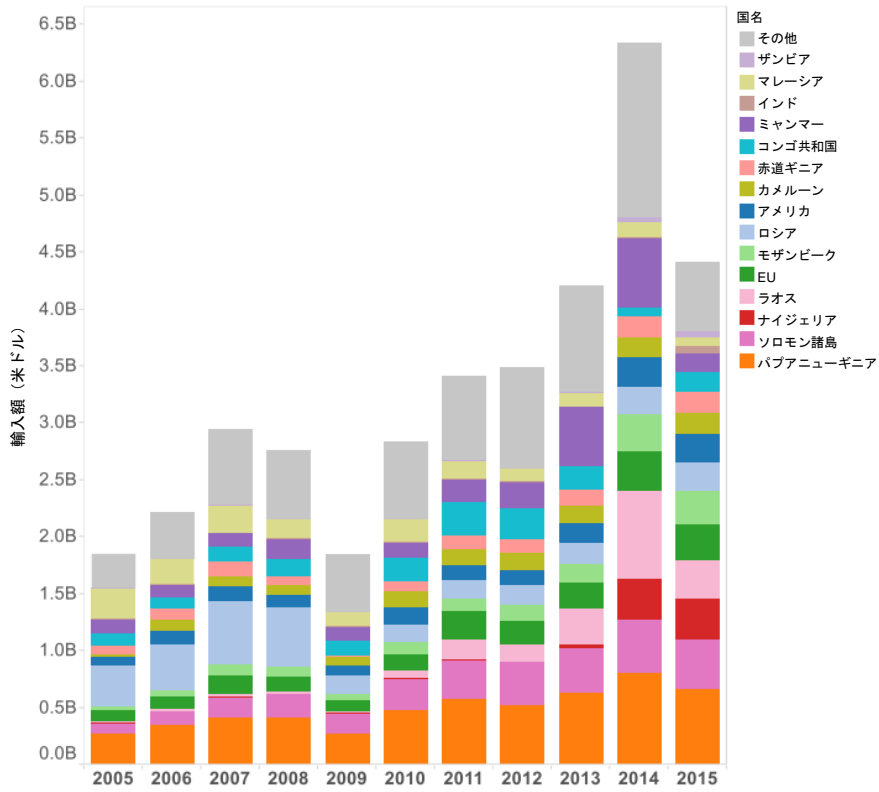
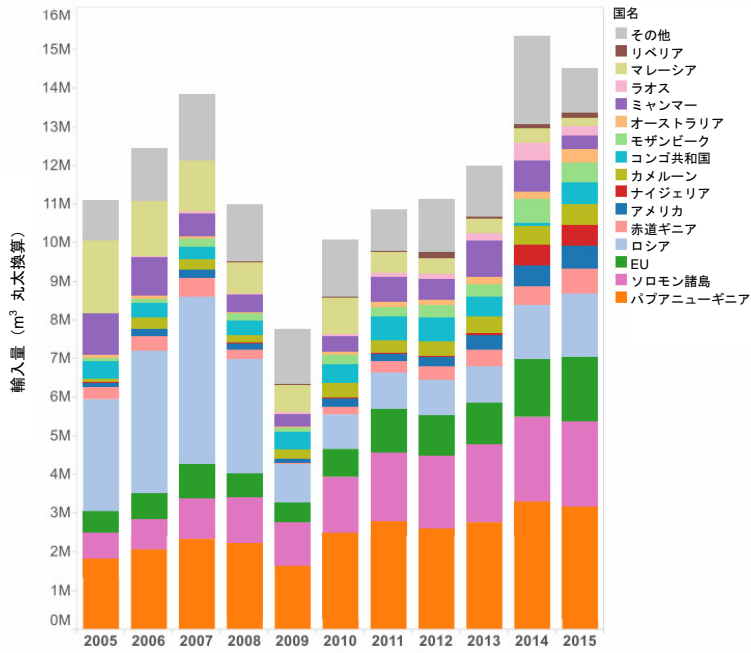


図 1-33: 硬材と軟材の丸太輸入 (2005-2015)



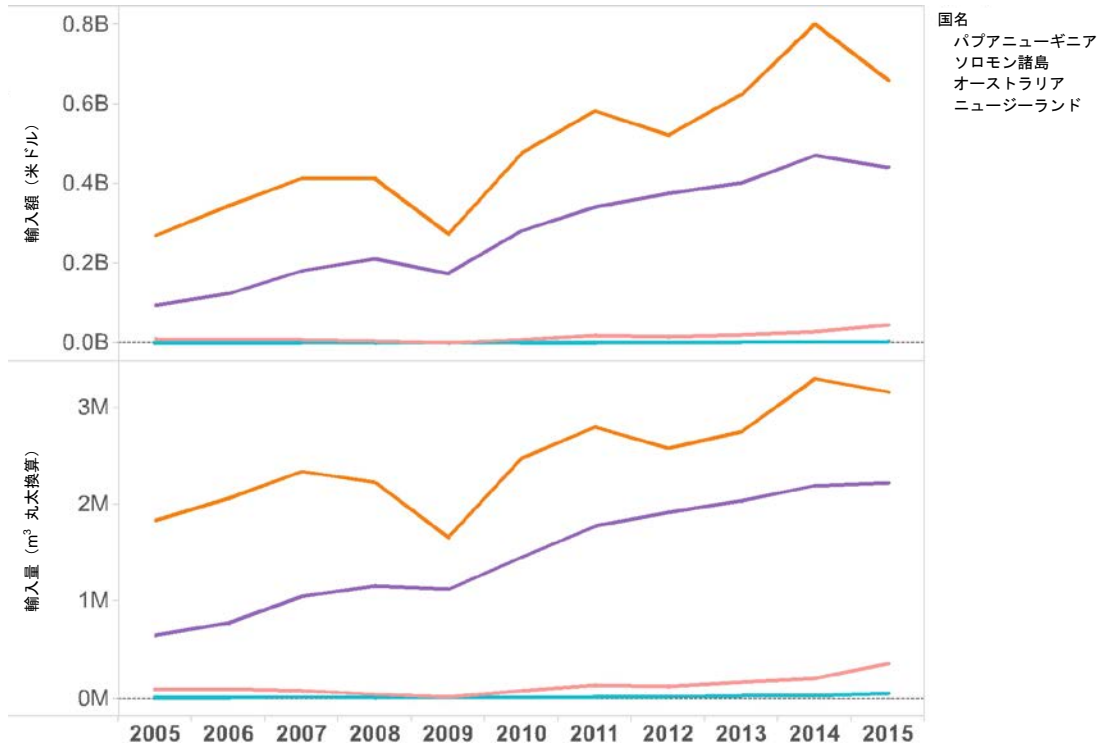
※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-34: 地域別硬材と軟材の丸太輸入 (2005-2015)



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

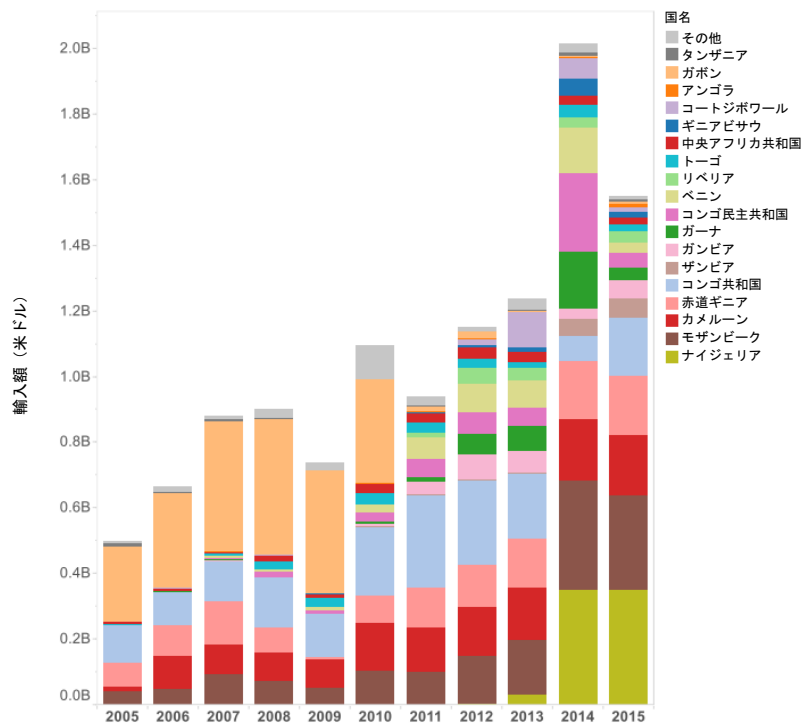
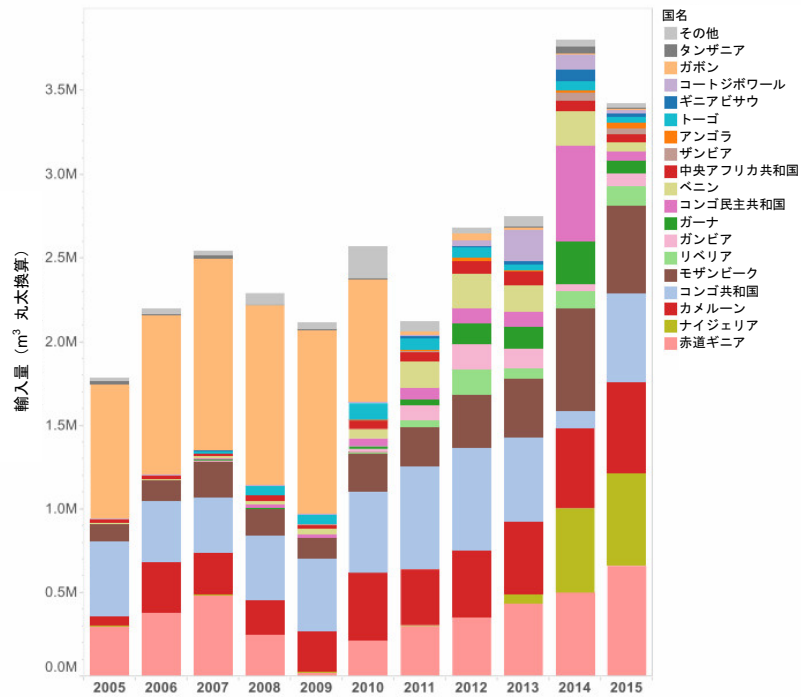
図 1-35: 硬材丸太の輸入: 輸入元上位 14 カ国および EU (2005-2015)



※目盛りのMは100万、Bは10億



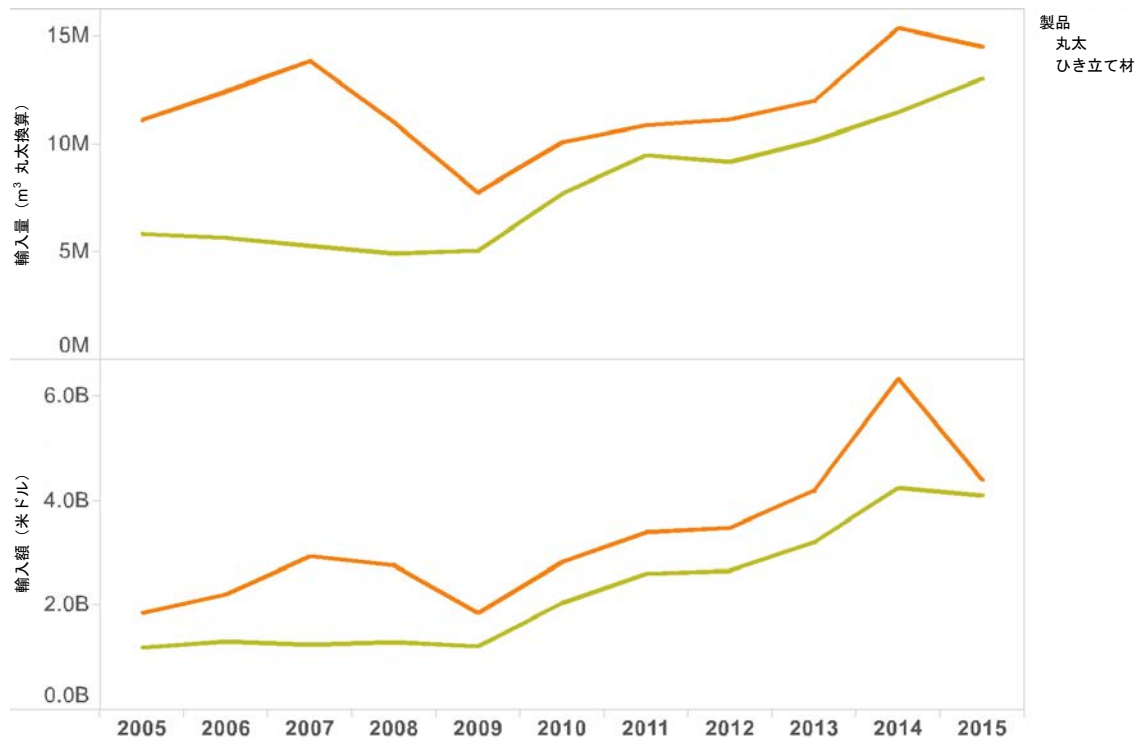
1-36: 硬材丸太オセアニアからの輸入: 輸入元上位4カ国



※目盛りのMは100万、Bは10億

図 1-37: 硬材丸太アフリカからの輸入: 輸出元国別 (2005-2015)

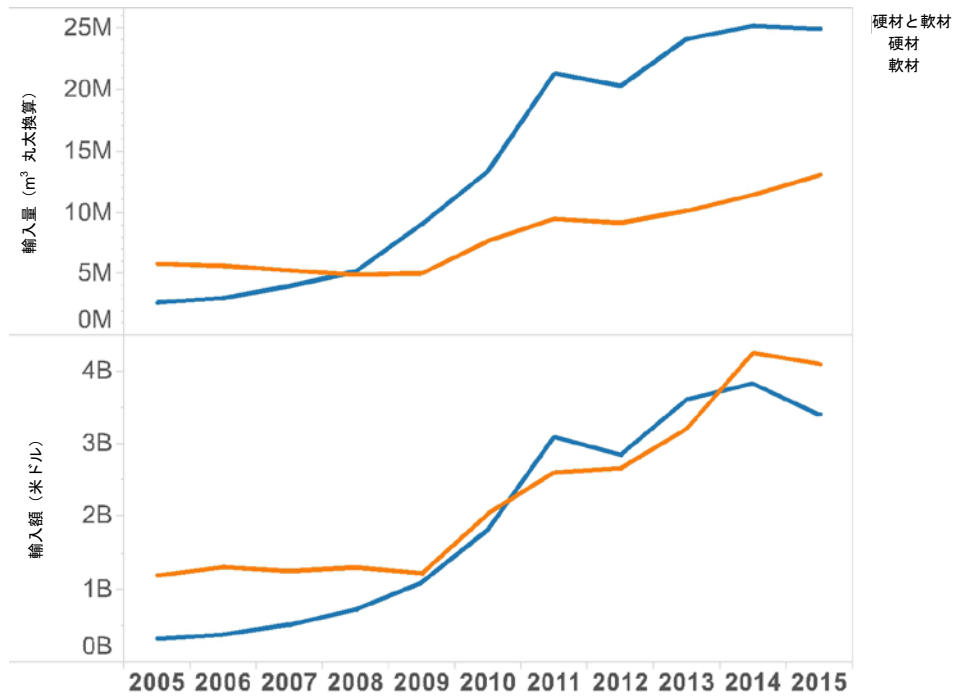
1.7.3 丸太とひき立て材の輸入



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

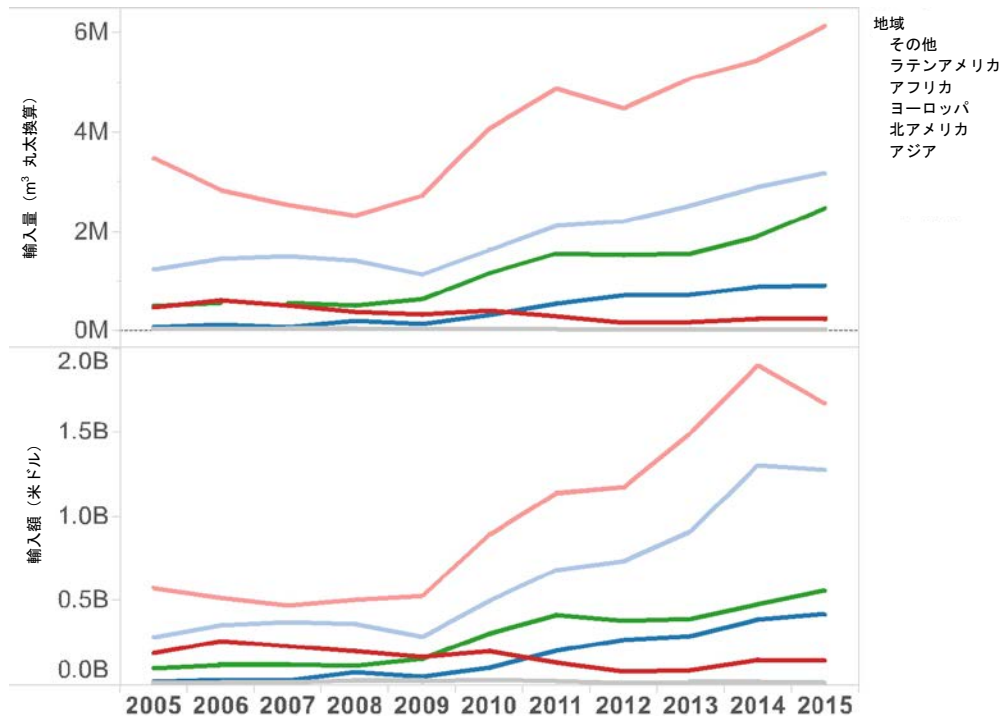
図 1-38: 硬材丸太と硬材ひき立て材の輸入 (2005-2015)

1.7.4 ひき立て材の輸入



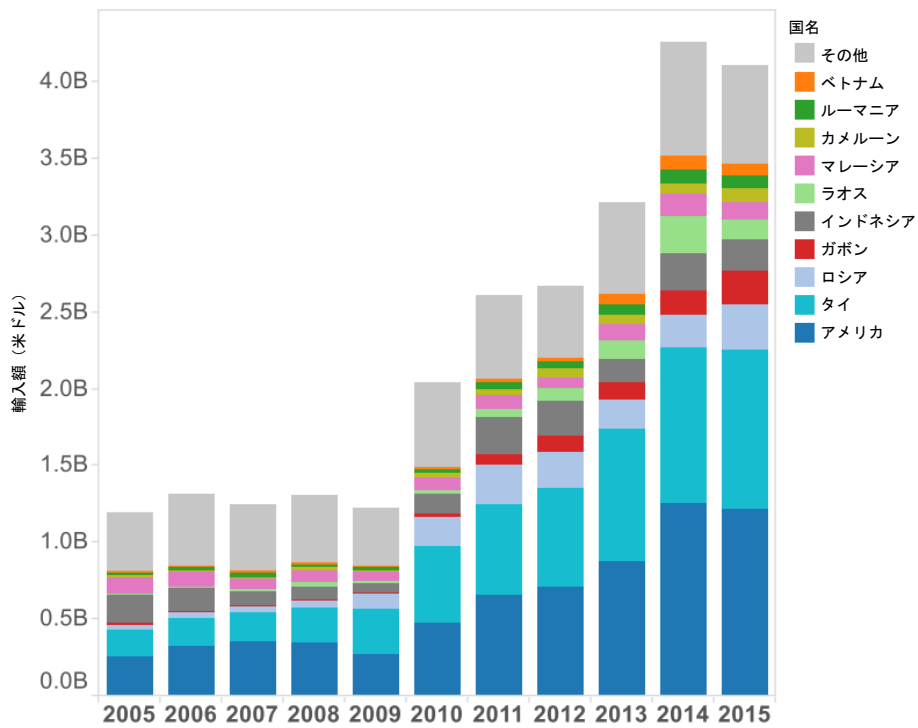
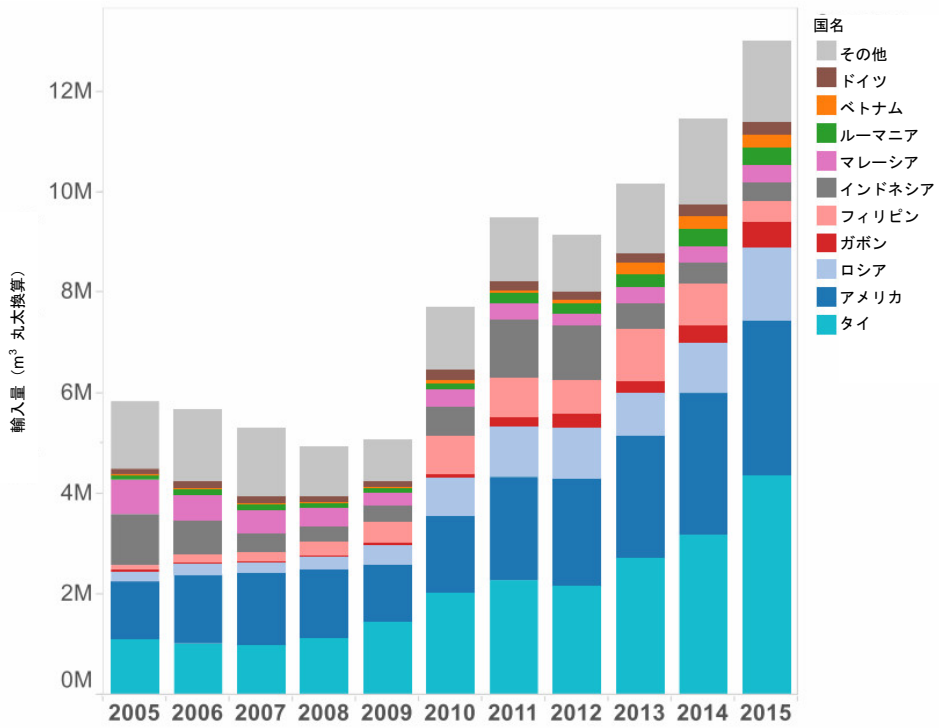
※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-39: 硬材ひき立て材と軟材ひき立て材の輸入 (2005-2015)



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

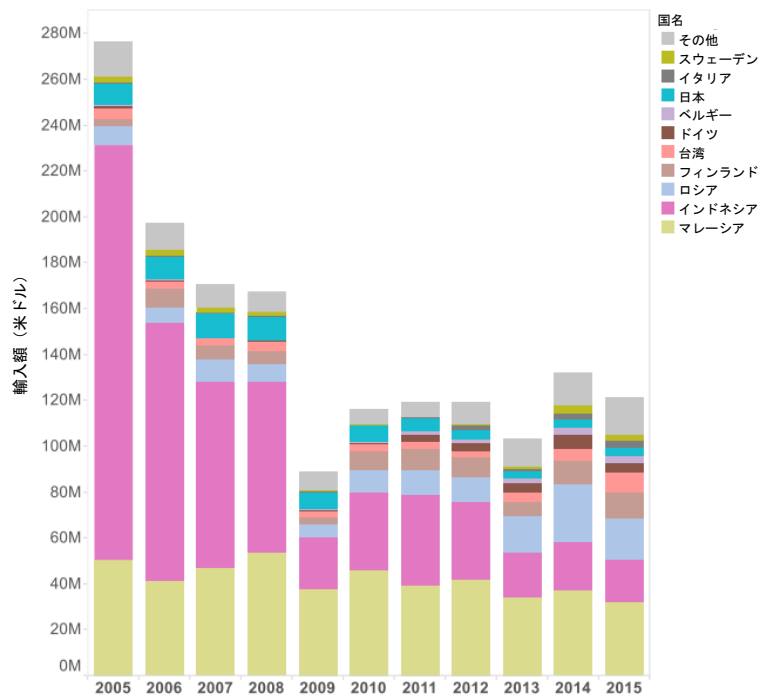
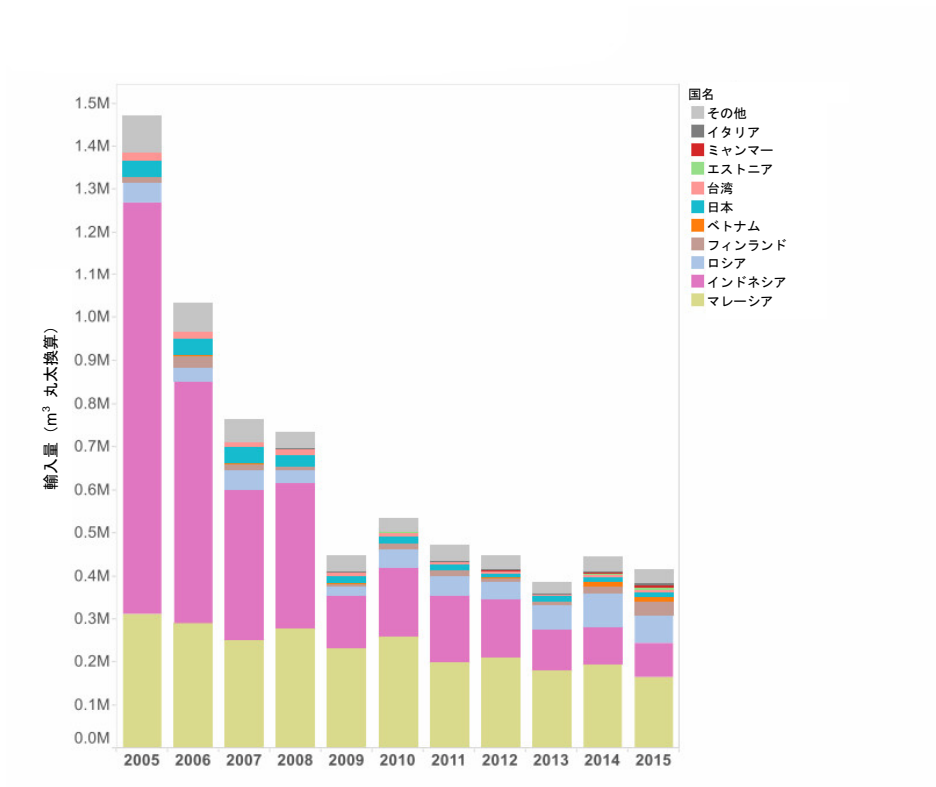
図 1-40: 硬材ひき立て材の輸入: 輸入元地域別 (2005-2015)



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-41: 硬材ひき立て材の輸入: 輸入元上位 10 カ国 (2005-2015)

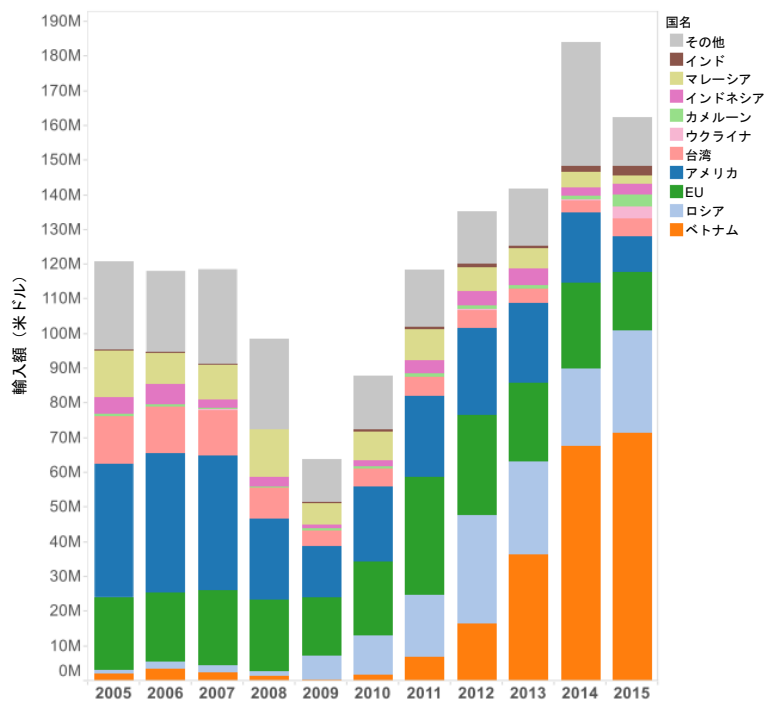
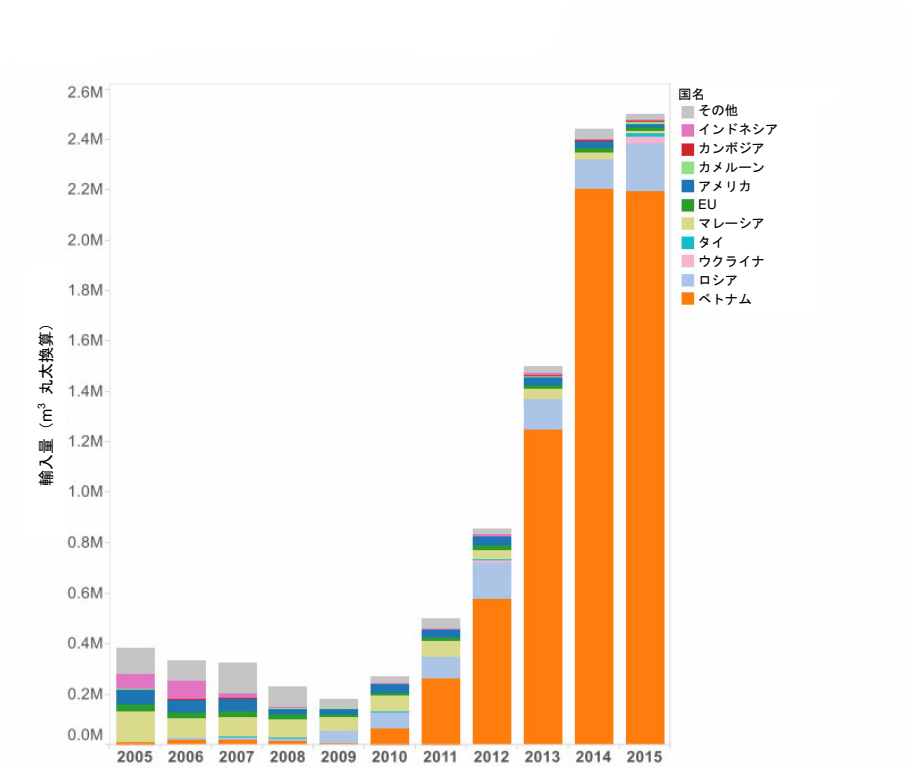
1.7.5 合板の輸入



※目盛りの M は 100 万

図 1-42: 合板の輸入: 輸入元国別 (2005-2015)

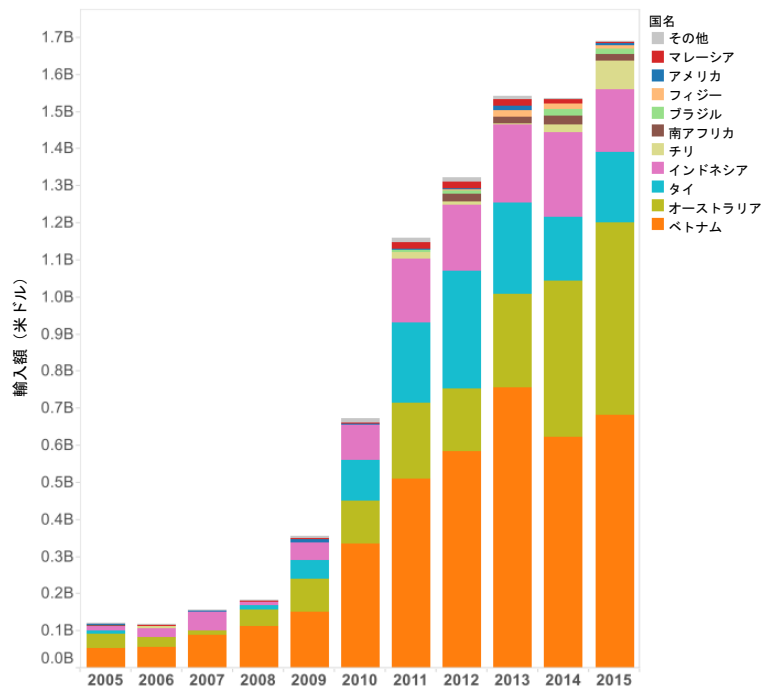
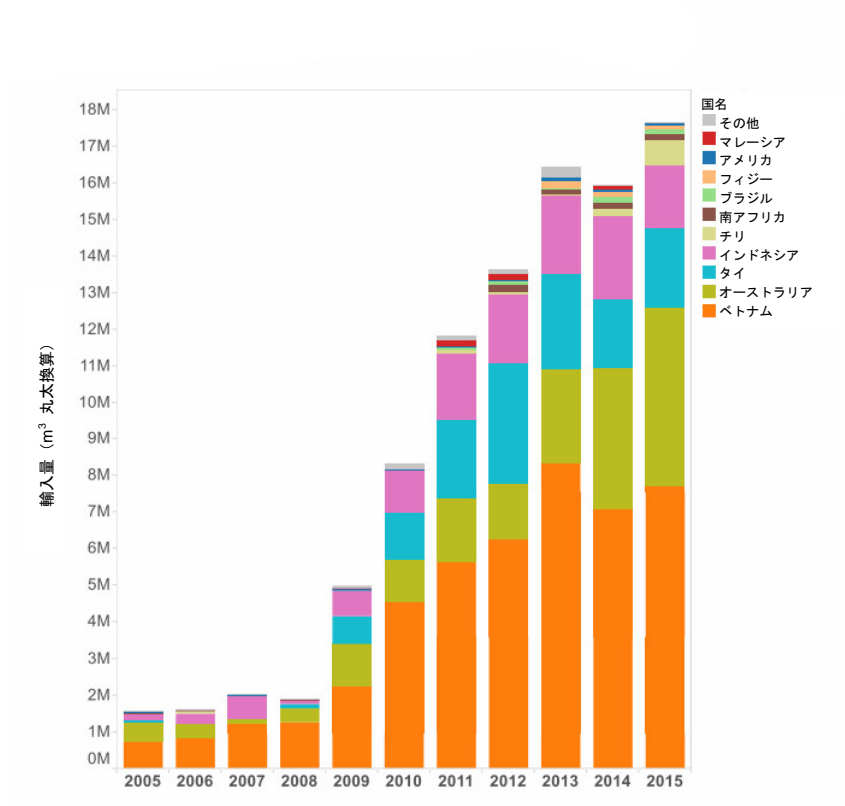
1.7.6 薄板の輸入



※目盛りの M は 100 万

図 1-43: 輸入元国別薄板の輸入 (2005-2015)

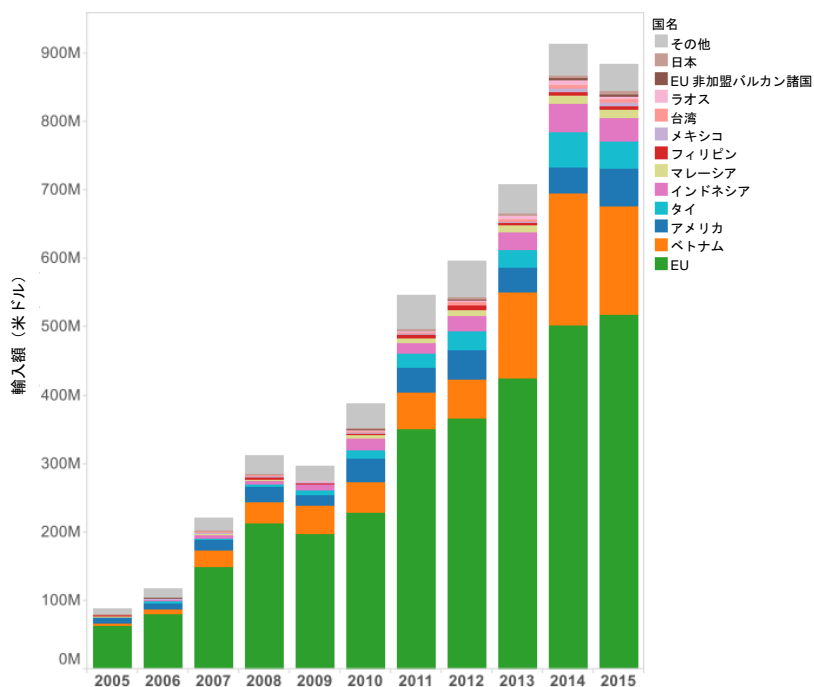
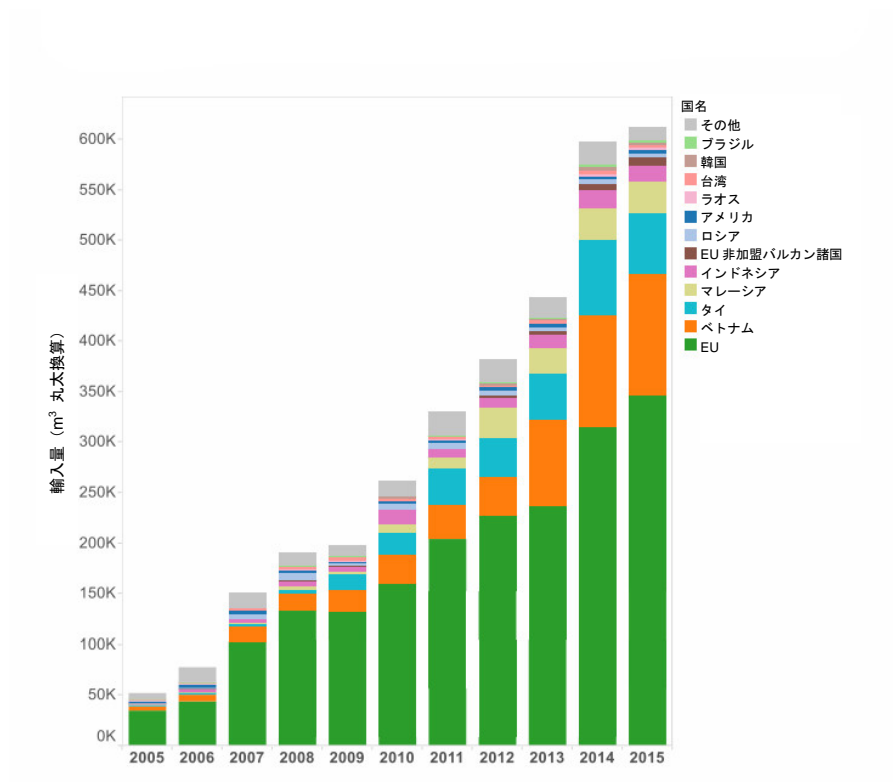
1.7.7 木材チップの輸入



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

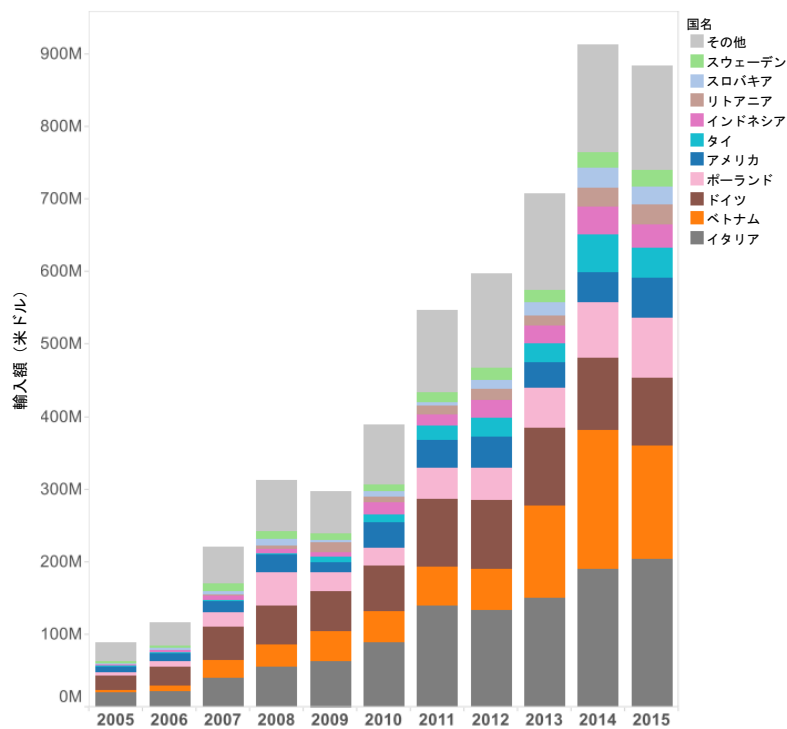
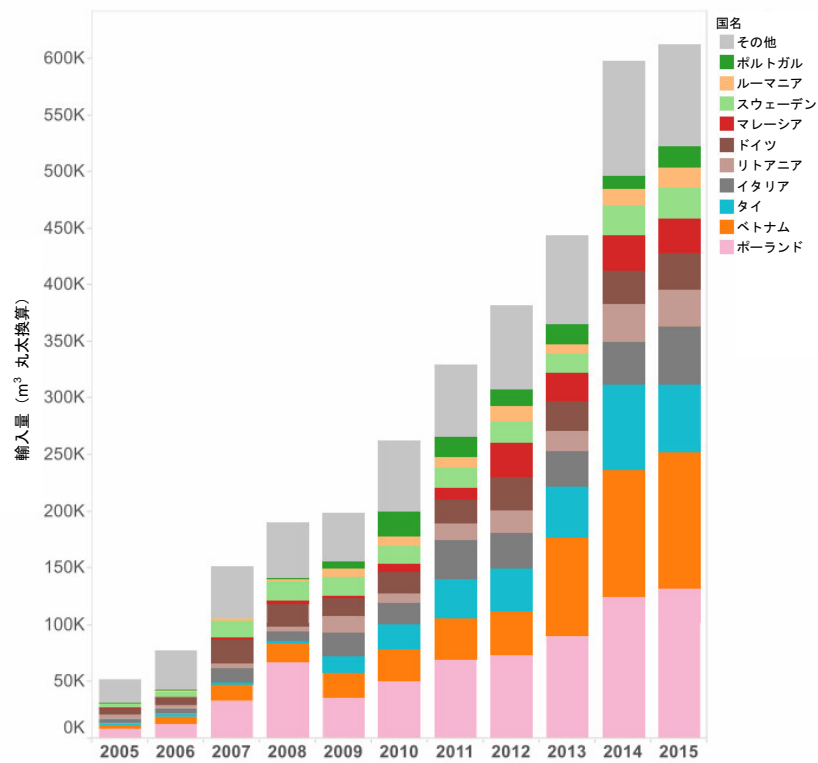
図 1-44: 木材チップの輸入: 輸入元上位 10 カ国 (2005-2015)

1.7.8 家具の輸入



※目盛りのKは千、Mは100万

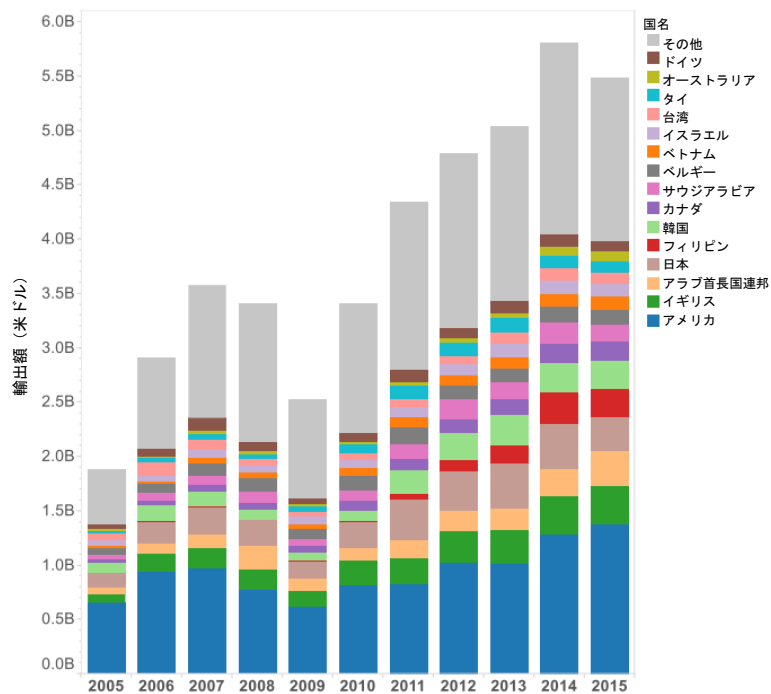
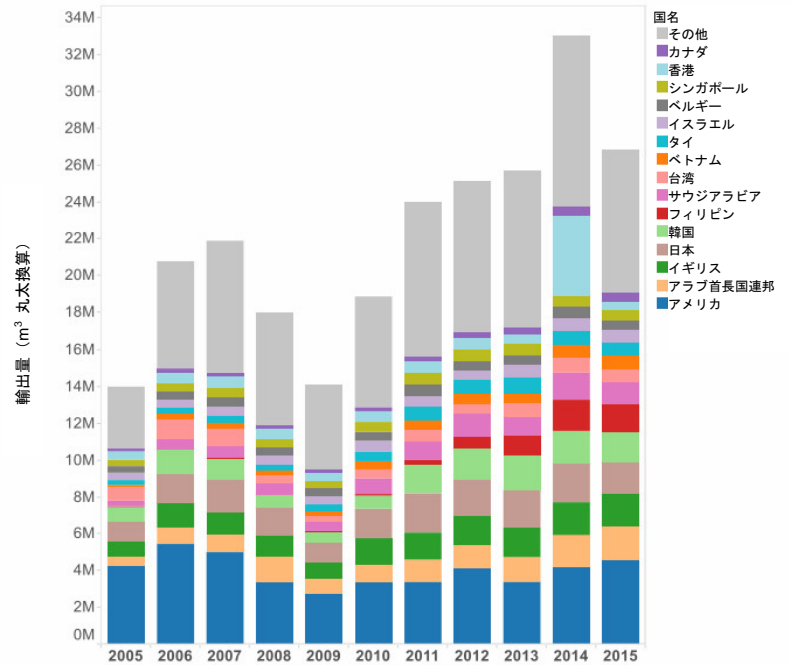
図 1-45: 国（および EU、バルカン諸国）別家具の輸入（2005-2015）



※目盛りのKは千、Mは100万

図 1-46: 家具の輸入: 輸入元上位 10 カ国 (2005-2015)

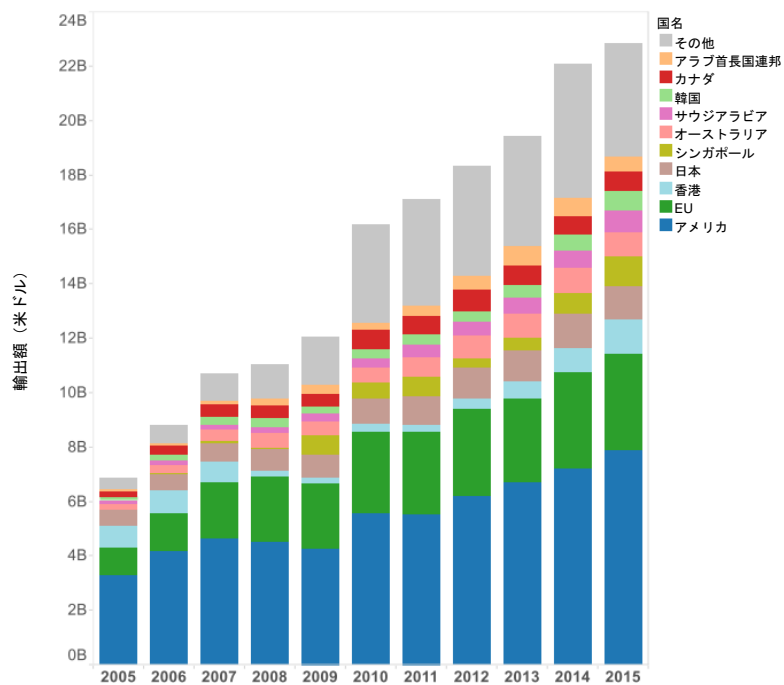
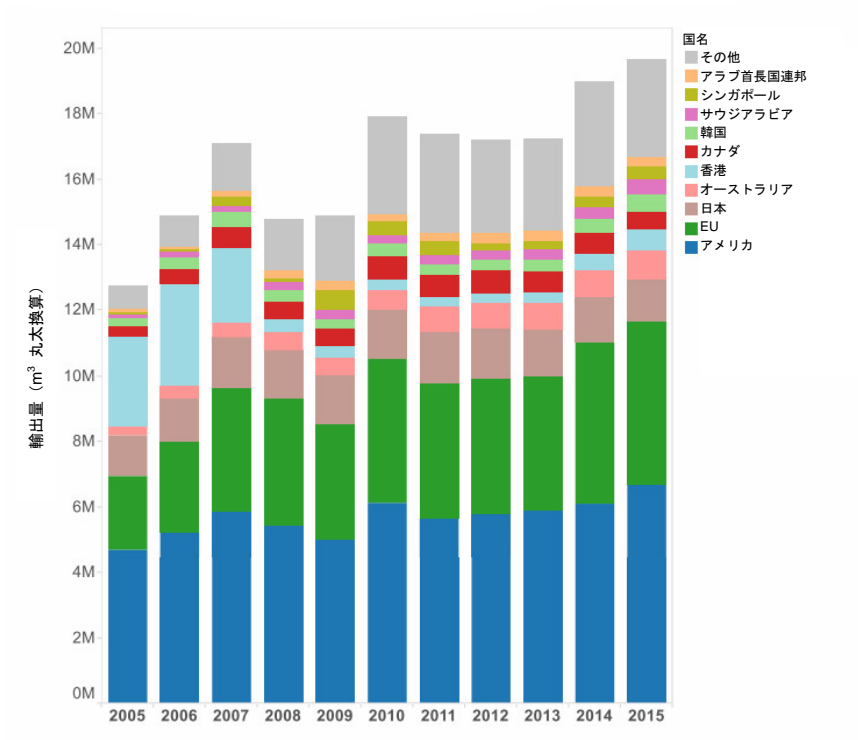
1.7.9 合板の輸出



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-47: 合板の輸出: 輸出先上位 15 カ国 (2005-2015)

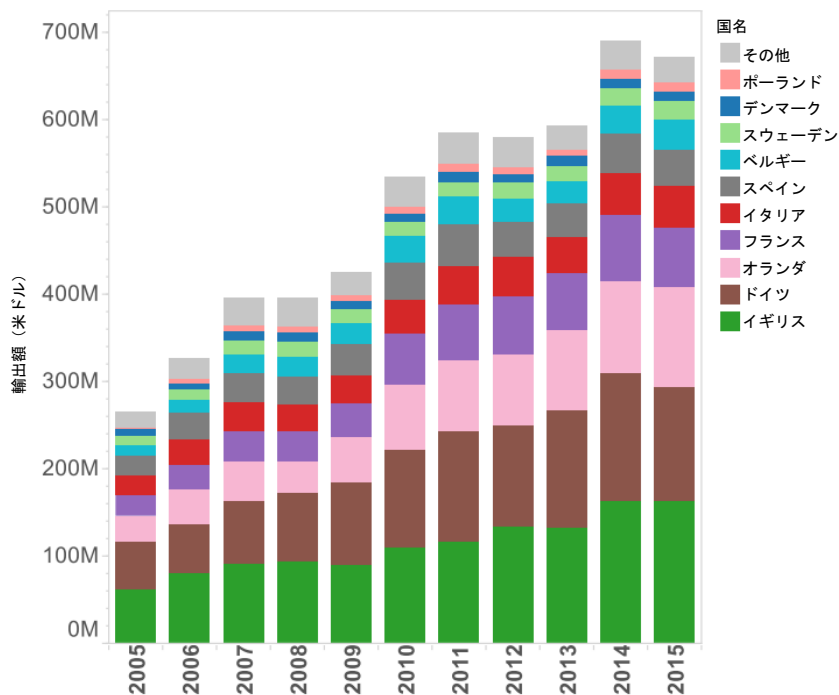
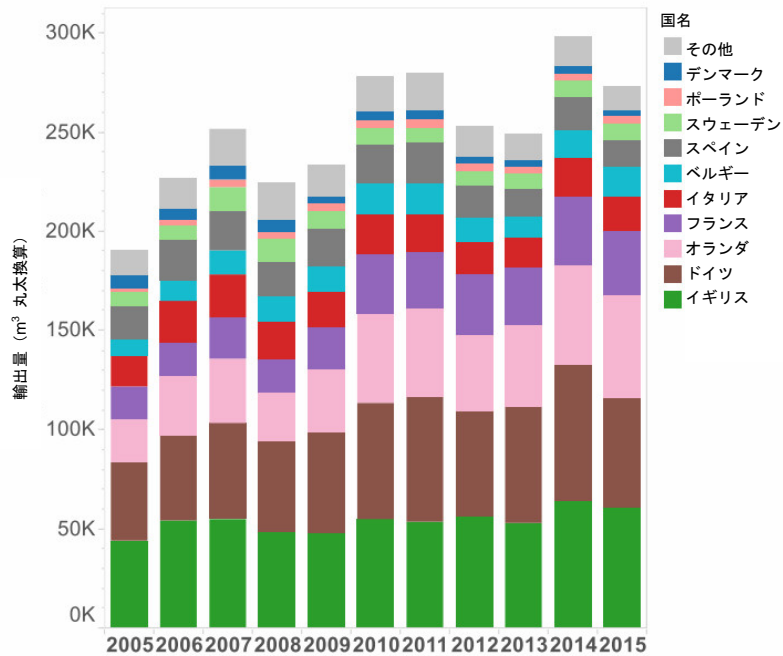
1.7.10 家具の輸出



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-48: 国（および EU）別家具の輸出先（2005-2015）

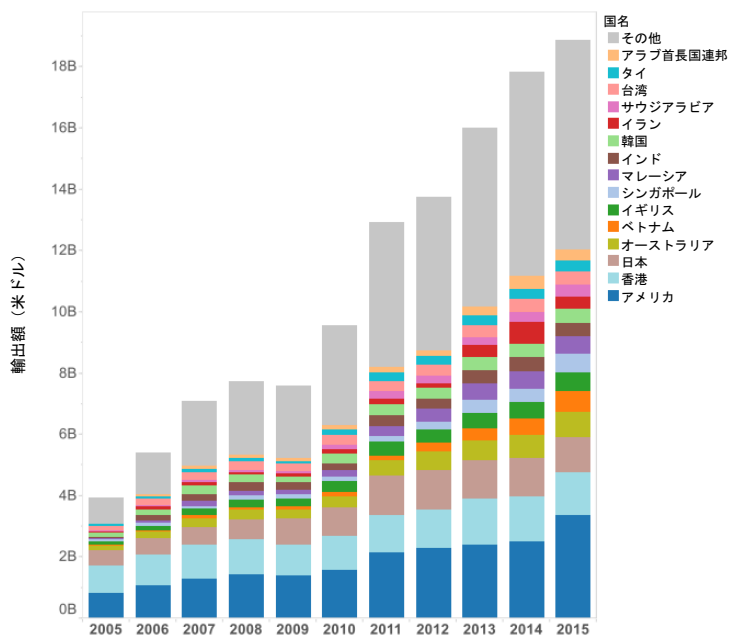
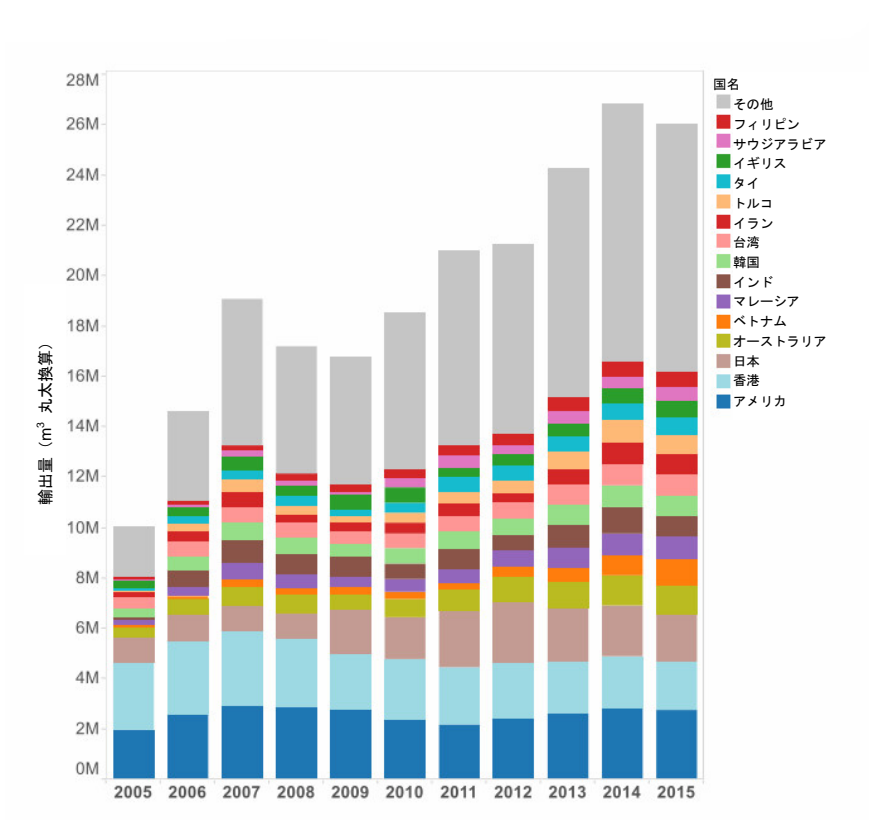
1.7.11 EU へ輸出されたその他の木材製品



※目盛りの K は千、M は 100 万

図 1-49: EU へ輸出されたその他の木材製品: 輸出先上位 10 カ国

1.7.12 パルプおよび紙の輸出



※目盛りの M は 100 万、B は 10 億

図 1-50: 紙と板紙の輸出: 輸出先上位 15 カ国 (2005-2015)

2. 中国の木材産業の状況

2. 中国の木材産業の状況

中国は世界最大の木材産業国であり、木材産業の生産高、原料輸入高、そして加工製品輸出高においても世界トップである。中国の木材産業の主要製品は、丸太、製材、木質ボード、木質フローリング、木製ドア、家具などである。木材産業は、エネルギー消費の低さ、少ない汚染、資源の再生可能性、際だった製品特性などにより、中国経済で重要な役割を果たしている。

2.1 中国の木材産業の地域別現状

2.1.1 中国の木材産業の概要

2.1.1.1 概況

中国の木材産業の2015年の生産額は約2兆1,400億元であり、そのうち6,900億元が木製家具、6,000億元が木質ボード、2,900億元が丸太（国内産と輸入品を含む）、2,500億元が製材品（国内産と輸入品を含む）、1,200億元が木製ドア、900億元が木質フローリング、1,000億元がその他の木材工業製品（化粧紙、木製階段、木製構造物、木製窓、木製玩具、木製額縁、防腐処理した材木など）である。

木材産業の企業は広東省、浙江省、江蘇省、山東省、河北省、広西チワン族自治区、四川省、安徽省、福建省、河南省などの省（自治区）にわたって広く分布している。主な上場会社は、Daya Technology Co. Ltd.、Guangdong Yihua Timber Co. Ltd.、Dehua Tubaobao New Decorative Materials Co. Ltd.、Natural Flooring (China) Co. Ltd.、Dalian Kemian Wood Co. Ltd.、China Jilin Forest Industry Group Co. Ltd.、Hebei Aimeisen Woodworking Co.、Carpenter Tan Handicraft Co. Ltd.、Guangdong Weihua Co. Ltd.、Guangxi Fenglin Forest Group Co. Ltd.、Sichuan Shengda Forest Industrial Co. Ltd.、Suofeiya Home Furnishing Co. Ltd.、Meike International Furniture Co. Ltd.、Der International Home Furnishing Co. Ltd.、Zhejiang Dilong New Material Co. Ltd.、Shandong Qifeng Special Paper Co. Ltd.、Fujian Yong'an Forestry (Group) Co. Ltd. などである。

中国における木材の主要生産地は、広西チワン族自治区、広東省、福建省、山東省、安徽省、湖南省、雲南省である。木質ボードの主要生産地は、山東省、江蘇省、広西チワン族自治区、安徽省、広東省、河南省、河北省、四川省などである。家具の主要生産地は、浙江省、広東省、福建省、河南省、山東省、遼寧省、上海、四川省、江蘇省、江西省などである。木質フローリングの主要生産地は、江蘇省、浙江省、広東省、四川省、遼寧省、吉林省、山東省、上海などである。木製ドアの主要生産地は、浙江省、江蘇省、広東省、四川省、遼寧省、吉林省、山東省、北京などである。

生産料と生産額の両方から見て、中国における木材産業の主要生産圏は、超大規模、大規模、中規模、小規模の4つに分けられる。超大規模生産圏は、広東省、浙江省、山東省、江蘇省にまたがっている。大規模生産圏は、広西チワン族自治区、安徽省、

福建省、河南省、河北省、四川省、湖北省、遼寧省にまたがっている。中規模生産圏は、吉林省、黒竜江省、上海、江西省、湖南省、重慶、雲南省、陝西省にまたがっている。小規模生産圏は、北京、天津、山西省、内モンゴル自治区、海南、貴州省、チベット自治区、甘肅省、青海省、寧夏、新疆ウイグル自治区にまたがっている。図 2-1 を参照のこと。

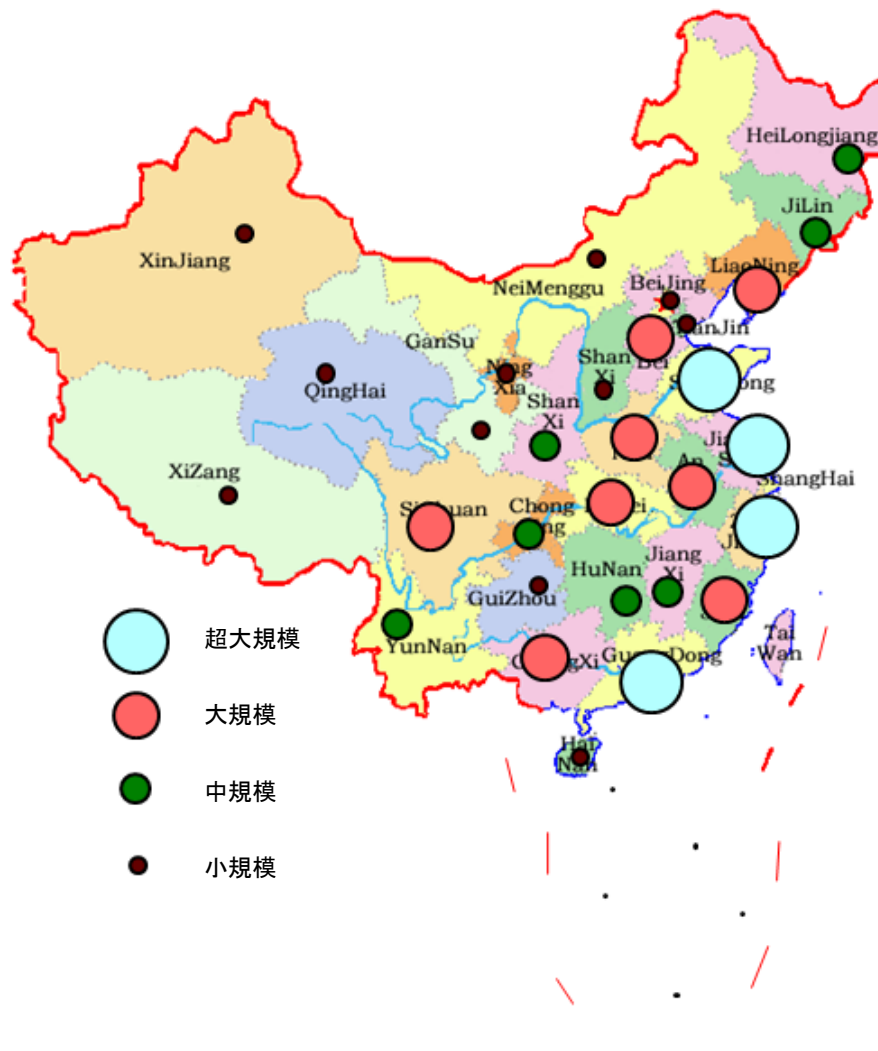


図 2-1: 中国における規模別の木材産業

2.1.1.2 主要な木材産業地域の紹介

中国の木材産業の企業は、以下で詳説するとおり、広東省、浙江省、江蘇省、山東省、広西チワン族自治区、河北省、四川省、安徽省、福建省、河南省といった省（自治区）に広く分布している。

(1) 広東省

広東省は、家具、特注クローゼット、木質フローリング、木製ドアの生産および消費において中国の木材産業の主要な省である。製材でも中国における主要産地の1つとなっている。

広東省における木材産業の発展に関する詳細な説明は、本レポートのパート 2.2 を参照のこと。

(2) 浙江省

浙江省は、木質ボード、木質フローリング、竹フローリング、木製ドア、木製家具（セコイアを含む）の重要な生産地の 1 つであると同時に、主要な消費市場でもある。浙江省には、合板、化粧合板、含浸紙、ベニヤ板、ブロックボード、無垢材フィンガージョイントボード、無垢材複合フローリング、木製ラミネートフローリング、竹フローリング、竹合板型枠、竹製マット、木製ドア、木製品、木製家具などの優位産業がある。これまでに、次のような木材産業集積がいくつも形成されている。無垢材フローリングの生産高および販売高が中国全体の約 60% を占めている湖州市南潯の「中国の木質フローリングの首都」、竹フローリングの生産高が国内の約 60% を占めている湖州市安吉の「中国の竹フローリングの首都」、清苑「竹製日用品クラスター」などである。嘉興（嘉善県）は、かつては中国における合板の主要な生産地であったが、「第 12 回 5 カ年計画」期間中（2011-2015 年）の急速な産業構造改革の展開を経て、現在では複合フローリングの主要生産地となっている。衢州市の江山市は、現在、中国における木製ドア、ブロックボード、コウヨウザン製フィンガージョイントボード（組立ボード）の中心的な生産地となっており、杭州、玉環、東陽などはオフィス家具、家庭用家具、セコイア製家具の生産の中心地となっている。浙江省の 2015 年の林業生産額は 2,950 億元に達し、このうち 40% が木材および竹の加工産業によるものである。生産額が 100 億元を超える企業は、南潯の木質フローリング、嘉善の木材加工、東陽のセコイア製家具、杭州のオフィス家具、嘉興の木製ドアと建具木工、徳清の木工などの産業クラスターがある。

(3) 山東省

山東省は木材加工で中国有数の省であり、生産額は 2,000 億元を超えている。2015 年、山東省の木質ボード生産量は 7,068 万立方メートルで、国内の生産量全体の 24.6% を占めて国内第 1 位となっている。上記の生産量全体のうち 48,397,700 立方メートルが合板で、国内全体の 29.25% を占めている。臨沂市、荷沢市、聊城市では主に木質ボード、青島市、淄博市、濰坊市では主に家具の産業クラスターがそれぞれ形成されている。青島市は中国における木工機械の主要な生産拠点であり、250 社以上の企業が木工機械の生産、販売、リサーチや関連事業に従事しており、中国林業機械協会から「中国木工機械都市」として表彰を受けた。

(4) 江蘇省

非公式の統計によると、現在、江蘇省北部の 323,000 ヘクタールの森林でポプラの材積量が 1,700 万立方メートルに達している。ポプラの植林が広がっており、そうした広大なポプラ造林面積により木材加工産業の発達が促進され、多数の木材加工クラスターが形成されている。たとえば、邳州市と徐州市にまたがる合板産業クラスターは、2,100 を超えるプレートボード高度加工生産ラインがあり、合板の年間輸出量が 500 万立方メートルに達している。宿遷県、泗陽県、ジュツ陽県に広がるプレートボ

ード工業地帯には、3,000 を超えるボード加工場がある。常州市、丹陽市、蘇州市のフローリング産業クラスターには 200 社以上の加工企業と 200 社以上の関連企業があり、世界の 100 を超える国や地域に輸出される年間 2 億平方メートル以上のフローリング材が生産されている。この輸出量は中国全体の木質フローリング輸出量の 60%以上を占めている。江蘇省には、Daya、Power Dekor Group、Kendiya をはじめ、全国的に有名な木材加工企業がある。また、蘇州市、南通市などにセコイア製家具の産業クラスターも形成されている。2015 年には、江蘇省における木質ボードの総生産量が 46,856,000 立方メートルに達し、全国生産量の 16.23%を占め、国内第 2 位となっている。

(5) 広西チワン族自治区

熱帯・亜熱帯地域に位置する広西チワン族自治区は、森林資源、とりわけ用材林を育てるために好適な気候条件にある。中国で最も重要な森林資源を持つ省の 1 つに数えられる広西チワン族自治区は、国家の戦略的予備木材生産拠点のパイロットプロジェクトが最初に行われた場所の 1 つであり、国家の林業で重要な役割を担っている。2015 年、広西チワン族自治区の林業生産額は国内第 5 位の 4,300 億元であり、木材生産量は 2,105 万立方メートルに達し、全国合計の約 29.2%を占めて国内 1 位となった。木質ボードの生産量は 35,607,300 立方メートルに達し、国内第 3 位であった。南寧市と貴港市を中心とする合板の生産拠点、南寧市、梧州市、賀州市を中心とするファイバーボードの生産拠点、崇左県と賀州市を中心とするパーティクルボードの生産拠点、柳州市、百色市、河池市を中心とするフィンガージョイントボードの生産拠点、玉林を中心とした合板の生産拠点が形成されている。

(6) 河北省

2015 年末までに、河北省の木質ボード生産量は 16,704,200 立方メートル、生産額は 296 億 7,000 万元に達し、中国でも有数の省になっている。上記の生産量のうち、パーティクルボードの生産量が 2,962,200 立方メートルで、全国生産量の 14.59%を占めている。文安県、邢台市、正定県の 3 カ所に主要な木質ボード生産拠点ができているほか、南和県、新楽県、唐県、霸州市などの新たな工業地域が発展の勢いを増しつつある。

2.1.2 木材製品

2.1.2.1 丸太と製材品

2015 年の中国における商用木材の総生産量は 72,182,100 立方メートルで、前年比で 12.3%のわずかな減少となった。中国北東部および内モンゴル自治区にある主要な国有林地帯では木材生産量の削減が続いているため、商用木材生産量の多い省（地域）は広西チワン族自治区、広東省、福建省、安徽省、山東省、雲南省の森林地域に集中してきた。こうした省の商用木材生産量の合計は 300 万立方メートルを超える。2002 年から 2015 年までの主要な木材生産および製品については、表 2-1 を参照のこと。

表 2-1: 中国の主要木材製品の生産量 (2002-2015 年)

年	丸太 (万立方メートル)	製材品 (万立方メートル)	木質ボード (万立方メートル)	家具 (億個)
2002	4,436.1	851.6	2,930.2	0.5
2003	4,758.9	1,126.9	4,553.4	3.5
2004	5,197.3	1,532.5	5,446.5	4.3
2005	5,560.3	1,790.3	6,392.9	1.1
2006	6,611.8	2,486.5	7,428.6	2.1
2007	6,976.7	2,829.1	8,838.6	1.7
2008	8,108.3	2,841.0	9,410.0	1.9
2009	7,068.3	3,229.8	11,546.7	2.1
2010	8,089.6	3,722.6	15,360.8	2.6
2011	7,449.6	4,460.3	20,919.3	2.5
2012	8,174.9	5,573.8	28,604.0	2.4
2013	8,438.5	6,297.6	25,559.9	2.4
2014	7,553.46	6,836.98	27,371.79	2.6
2015	7,218.21	7,430.38	28,679.52	2.5

2015 年の製材生産量は 74,303,800 立方メートルであり、2014 年と比べて 8.68% 増加した。山東省、広西チワン族自治区、内モンゴル自治区、黒竜江省、湖南省、安徽省、遼寧省、浙江省は生産量が 300 万立方メートルを超えている。

2.1.2.2 積層接着材

積層接着材（「集成材」）とは、ひき板または小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、幅および長さの方向に集成接着を施したものを指す。集成材製品には様々なものがある。用途によって、構造用集成材と造作用集成材に分けることができる。また、形状によって、集成板材と集成角材に分類できる。集成材の代表的な厚さは 12mm から 18mm で、規格は 2440mm×1220mm、または顧客の要求に応じて指定される。原料となる主な樹種は、カラマツ、オーク、キササゲ、ヨーロッパアカマツ、ストロブマツ、カバノキ、トネリコ、ニレ、ポプラなどである。天然の殺虫成分を含んでいるコウヨウザン、マツなどは住宅装飾に広く使用されている。

集成材は、木そのものの構造や特性を変えずに節や腐れといった欠点が排除されるため、天然の木の風合いを持ち、見た目も美しく、均質であり、なおかつ反りやすさ、変形、割れといった天然木の欠点が補完され、天然木よりも優れている。通常、高品質の集成材は、表面が滑らかで、色が美しく、寸法の誤差が小さく、強く接着され、変形しにくい。集成材は、ハイエンド用の優れた木材を製造する際の端材を使用して仕上げられ、木材資源をフル活用することで大径材不足を効果的に緩和し、木材の総合的な利用や価値を高めるものであり、最も効果的な木材利用法の 1 つである。

集成材産業は、北東部の 3 省で 1980 年代初めから始まった。現在、中国では、植林、製材加工から、生産、販売、サービスにまで及ぶ集成材産業の完全な連鎖が形成されている。浙江省、湖南省、福建省、吉林省、黒竜江省、貴州省などには、比較的集中化された生産拠点がいくつも存在している。中国国内には約 500 社の集成材メーカーがあり、実際の生産能力は約 300 万立方メートルであり、生産、技術、市場は成熟している。

2.1.3 木質ボード

木質ボードには、合板、パーティクルボード、ファイバーボード、ブロックボードという4つの主要カテゴリーがあるが、広範な用途や高度加工により数百種の木質ボードが存在している。本レポートでは、上記の4つのカテゴリーを対象を絞る。

中国の木質ボードの生産は、長年にわたり世界トップの座にある。今後10年間、あるいはそれ以上の期間にわたり、中国の合板およびその製品は引き続き市場を拡大していくであろう。木質ボードが利用される領域が広がっており、木質ボードに取って代われる製品が今後も増えていくであろう。品質も継続的に向上し、生産量および販売量の記録更新が続くであろう。2015年の中国における木質ボードの生産量は2億8,680万立方メートルで、前年比で4.8%増加している。2億8,680万立方メートルのうち約1億6,546万立方メートルが合板で、増加率は10.5%、木質ボードの生産量全体の57.7%を占めている。ファイバーボードは、生産量が約6,616万立方メートル、増加率は2.4%、木質ボードの生産量全体に占める割合は23.0%である。パーティクルボードは、生産量が約2,030万立方メートル、2.7%の減少であり、木質ボードの国内生産量全体に占める割合は7.1%である。2015年の木質ボード生産量の上位6省は、山東省、江蘇省、広西チワン族自治区、安徽省、広東省、河南省であり、この6省の生産量を合計すると約2億928万立方メートルで、木質ボードの国内生産量全体の72.91%を占めている。中国は、木質ボードの生産および輸出で世界有数の国になっている。しかしながら、生産設備、従業員の質などの点で依然として世界の先進レベルとの間に差があるため、中国は木質ボードの大国とは言えない。

2.1.3.1 生産量

長年にわたり発展を続けてきた中国の木質ボード生産は、過去数年間、世界第1位となっている。中国の合板産業は過去10年間で急速に発展した。製品の品質も次第に向上しており、ほとんどの製品は先進国の品質基準に達しているか、もしくは近づいている。これにより中国は木質ボード生産の生産、消費、および輸出入で世界第1位の国になっている。

表 2-2: 中国の木質ボード生産量 (2001-2015 年)
(万立方メートル)

年	生産量合計	合板	ファイバーボード	パーティクルボード	その他のボード類 (ブロックボード)
2001	2,111	904	970	342	—
2002	2,430	1,135	789	369	—
2003	4,553	2,102	1,128	547	775 (617)
2004	5,446	2,099	1,560	643	1,144.49 (881)
2005	6,393	2,515	2,061	576	1,241
2006	7,429	2,729	2,467	843	1,390 (1,155)
2007	8,839	3,561	2,729	829	1,718 (1,322)
2008	9,410	3,541	2,907	1,142	1,820 (1,304)
2009	11,547	4,451	3,489	1,431	2,176 (1,480)
2010	15,361	7,140	4,355	1,264	2,602 (1,652)
2011	20,919	9,870	5,562	2,559	2,928 (2,034)
2012	22,336	10,982	5,800	2,350	3,204 (1,868)

2013	25,560	13,725	6,402	1,885	3,547 (2,117)
2014	27,372	14,970	6,463	2,088	3,852 (2,388)
2015	28,680	16,546	6,616	2,030	3,488 (2,161)

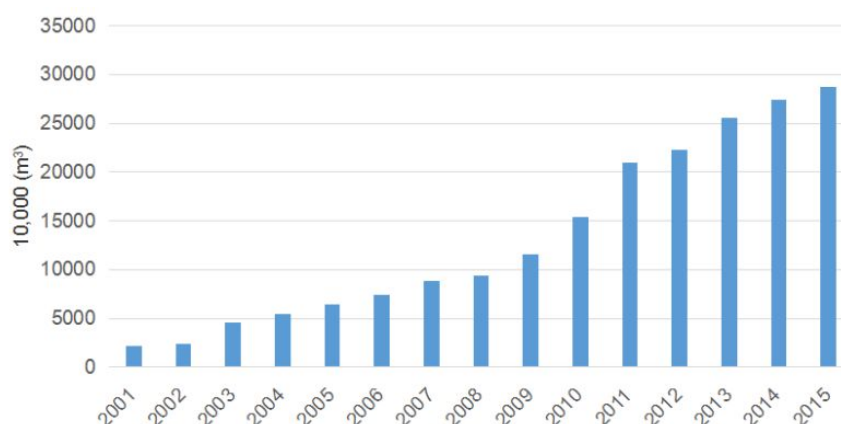


図 2-2: 中国の木質ボード生産量 (2001-2015 年)

2.1.3.2 主な生産拠点

中国の木質ボード生産は、長年にわたり世界第 1 位の座にある。現在、中国の人工板製造企業は主として下記の 3 つの主要地区に分布している。第 1 の地域は、浙江省、江蘇省、山東省による中国東部木質ボード産業クラスターである。第 2 の地域は、広東省、広西チワン族自治区による中国南部木質ボード産業クラスターである。第 3 の地域は、河北省、河南省、湖南省による中国北部・中央部木質ボード産業クラスターである。MDF 製造の地域的な集中度は低い。チベット自治区、青海省、寧夏を除いた中国本土のすべての省および自治区で MDF 生産が行われている。

中国には 6 つの主要な木質ボード生産拠点がある。江蘇省の邳州木質ボード生産拠点、江蘇省の宿遷木質ボード生産拠点、浙江省の嘉善木質ボード生産拠点、山東省の臨沂木質ボード生産拠点、河北省の文安木質ボード生産拠点、広西チワン族自治区の木質ボード生産拠点である。

(1) 江蘇省の邳州木質ボード生産拠点

江蘇省北部と山東省南部との境界に位置する邳州木質ボード生産拠点は、広さ 2,088 平方キロメートル、人口 158 万人である。この地区は交通が発達しており、輸出に使用される連雲港が約 100km 先にあり、連雲港—蘭州鉄道路線、連雲港—コルガス高速道路、北京—杭州大運河が東から西へと通っている。この生産拠点には、3,000 社以上の合板企業（ほとんどが中小企業）があり、2,200 を超える高度加工生産ラインでの高品質の木質ボードの年間生産量が 800 万立方メートル、林業生産額は 160 億元以上である。林業が市の財源および農家収入に占める割合は、それぞれ 20%、25%を超えている。合板、難燃ボード、耐水型枠、コンテナ床面合板など 100 種類を超える製品があり、北米やヨーロッパの 26 の国と地域に輸出されており、中国における合板の生産のおよび輸出の重要な拠点となっている。

(2) 江蘇省の宿遷木質ボード生産拠点

中国で「イタリアポプラの故郷」として有名な宿遷は、30 年以上前からポプラ栽培が行われている。現在、宿遷におけるポプラの植林面積は 123,000 ヘクタール、材積は 1,000 万立方メートルである。この地区では 1980 年代後半からポプラを原料とした木材加工産業が急速に発達し、木材産業は地元の主軸産業となっている。現在、宿遷には 2,000 社を超える木材加工企業があり、中高密度のファイバーボードの設計上の生産能力は年産 800,000 立方メートルに上り、江蘇省で第 1 位となっている。

(3) 浙江省の嘉善木質ボード生産拠点

嘉善県には 300 社以上の木材加工企業があり、固定資産が 200 億、従業員数が 35,000 人、合板の年間生産量はおよそ 300 万立方メートルである。ヨーロッパ、中東、東南アジア、インド、日本、韓国に製品が輸出されており、その貿易額は 1 億ドル以上に上り、揚子江デルタ地帯の経済における明るい材料となっている。

(4) 山東省の臨沂木質ボード生産拠点

生産企業は主に藍山地区に集中しており、主力製品は合板である。現在、臨沂市には 3,000 社以上のボード加工企業があり、このうち 1,000 社は合板加工企業である。これに加え、2,000 社が輸入丸太からのベニア製造に従事しており、1,000 以上の生産ラインがある。輸入丸太の年間消費量は 2 億立方メートル以上、ベニアの生産量は 180 万立方メートルで、国内でのベニア合板供給拠点となっている。2008 年上半期には輸出企業 104 社の合計輸出額が 1 億 9,500 万ドルで、中国の木質ボード輸出の 3 分の 1 を占め、中国の木質ボード輸出の重要な拠点となっている。45 社が輸出入許可を取得しており、このうち 23 社は輸出額が 100 万ドルを超えている。

(5) 河北省の文安木質ボード生産拠点

加工企業は文安県北東部に位置する Zuogezhuang 町に集中している。文安県は交通の便に恵まれた有利な立地にあり、現在は中国北部最大の合板生産拠点となっている。Zuogezhuang 町には合板メーカーおよび関連メーカーが合計 1,200 社以上あり、主に合板、パーティクルボード、ブロックボード、化粧板、建設テンプレート、MDF、フローリング、複合フローリングなどを生産している。製品は中国全土での販売されるほか、韓国、日本、米国、東南アジア諸国にも輸出されている。

(6) 広西チワン族自治区のボード生産拠点

広西チワン族自治区では、近年、木質ボード産業が大きく進歩している。非公式の統計によると、現在、広西チワン族自治区には生産額が 10 億元を超える木材関連企業が 22 社、5 億～10 億元の企業が 3 社、100 万～500 万元の企業が 18 社ある。広西チワン族自治区で最初に形成されたのは、南寧市と貴港市を中心とした合板およびファイバーボードの産業クラスター、容県を中心とした特殊形状合板の産業クラスター、柳州市を中心としたブロックボードおよびフィンガージョイントボードの産業クラスターである。これらの産業クラスターは、木材・竹材産業の集中度を高めて広西

チワン族自治区の木材・竹材産業の発達を促進したのみならず、広西チワン族自治区の木材・竹材産業の国内外での人気も高めた。

2.1.3.3 主要な木質ボード製品の基本的な状況

(1) 合板

中国における合板生産のほとんどは小規模な企業により行われている。1980年代初めの改革・開放路線の採択以後、市場における需要の増大に伴って合板生産が大幅に増加した。その結果、合板生産企業は当初の国有企業から、集团的企業、外資合弁事業へと急速に拡大していった。1993年以降、中国の合板生産企業が急増し、生産量も継続的に増加している。国際市場での合板の需要も増加している。成長の速いイタリアポプラが中国北部および中国東部に持ち込まれ、河北省、山東省、江蘇省、浙江省で合板産業がきわめて急速に発展した。中国南部でも、ユーカリの大規模栽培により広東省および広西チワン族自治区で合板生産が急速に発展した。中国における合板の年間生産量は、図 2-3 を参照のこと。

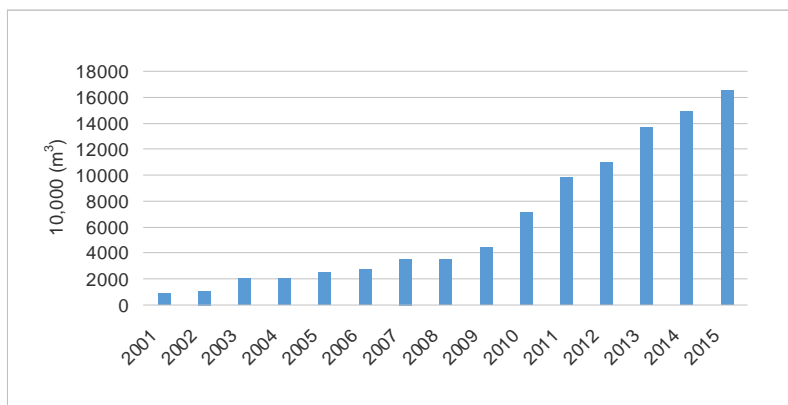


図 2-3: 中国における合板の年間生産量 (2001-2015 年)

(2) ファイバーボード

ファイバーボードは、中国に従来からある木質ボード製品の1つである。数十年間にわたり発達してきた中国のファイバーボード産業は、多品種・多目的で規模志向の産業システムへと発展している。2001年以來、中国政府は総合的な利用のために「3種類の森林残渣および小型／下位等級の薪」を原料とする生産および加工について付加価値税を免除する政策を採択している。これが弾みとなってファイバーボード産業がさらに進歩し、ファイバーボードの年間生産量は2000年の514万立方メートルから2015年の6,616万立方メートルへ、年間平均20%を超える伸び率で増加した。

中国のファイバーボードはMDFが主流で、ファイバーボードの年間生産量の約90%を占めている。中国のMDF産業は年間販売高が1億元未満の小規模企業に主に頼っており、業界全体の70%を占めている。年間販売高が1億～3億元の中規模企業は、業界全体の約20%である。年間販売高が3億元を超える大企業が業界全体に占める割合は約10%である。中国のファイバーボード生産企業は主に山東省、江蘇省、広

東省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、四川省に分布しており、中国の東部に多く、西部は少ない。

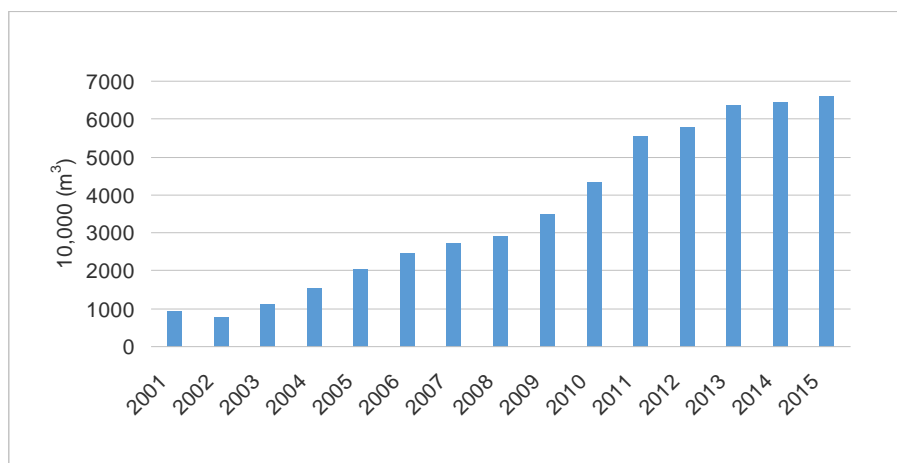


図 2-4: 中国のファイバーボード生産量 (2001-2015 年)

ファイバーボードは、現在、中国の木質ボード製品の中で最も急成長している製品であり、その生産量は世界第 1 位である。発展の流れは次のとおりである。生産能力の急速な拡大；生産規模が小・中規模から中・大規模へと移行；持続的な価格の中で製品品質の高い企業が最終的な勝者となる；単品種から多品種・多機能への移行。

(3) パーティクルボード

2000 年以降、パーティクルボードの生産量は毎年増加しており、特に 2006 年と 2008 年には年間伸び率がそれまでの年を大幅に上回った。中国におけるパーティクルボードの生産量は、2008 年に 1,000 万立方メートルを超え、2015 年は 2,030 万立方メートルであった (図 2-5)。

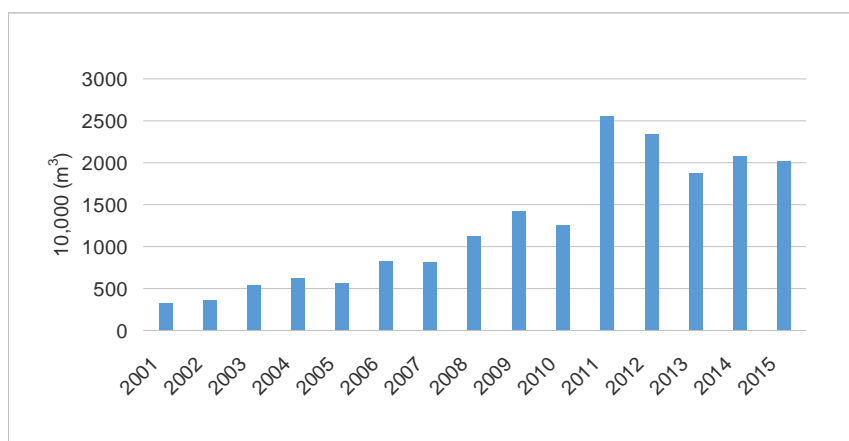


図 2-5: 中国のパーティクルボード年間生産量 (2001-2015 年)

パーティクルボード産業は中国東部に集中しており、中国北部、東北部がそれに続いている。北西部および南西部の地域では、パーティクルボードの生産はほとんど行われていない。

(4) ブロックボード

生産企業の数で見ると、ブロックボード企業数の多い上位10省は、河北省、浙江省、湖南省、福建省、広西チワン族自治区、江西省、山東省、四川省、遼寧省、吉林省であった。生産量で見た上位10省は、湖南省、浙江省、広東省、河北省、福建省、遼寧省、広西チワン族自治区、江西省、湖北省、山東省である。生産量の多い企業は、Liaoning 大連 Penghong Wood Co., Ltd.、Hubei Eastern Wood Co., Ltd.、Hunan Fuxiang Wood Co., Ltd.、Zhejiang Dehua Baby Rabbit New Decorative Materials Co., Ltd.、Hangzhou Huahai Wood Industry Co.、Anhui Suzhou Dongjian Wood Co., Ltd.、Shandong Longsen Wood Co., Ltd.、Zhejiang Shenghua Yunfeng New Material Co., Ltd.、Shandong Caoxian Huiyuan Wood Co. Ltd.、Anhui Suzhou Dongda Wood Co. Limited などである。

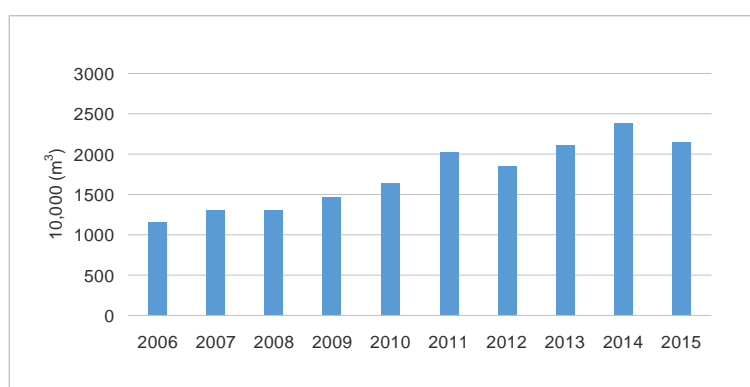


図 2-6: 中国のブロックボード年間生産量 (2006-2016 年)

2.1.3.4 発展過程における問題点

(1) 平均生産能力の限られた多数の企業

中国の木質ボード生産企業の圧倒的多数は小規模で設備水準の低い企業であり、先進の技術や生産設備を備えた大規模企業はほとんどない。調査の分析によると、中国のファイバーボード生産は、そのほとんどが中小規模であるきわめて多数の企業に頼っている。生産ライン当たりの平均年間生産能力は、約 50,000 立方メートルである。小規模の生産能力ではリスクに耐える力が低い。合板企業の 93%は年間販売高が 5,000 万元未満である。パーティクルボード企業のうち 20 万立方メートルを超える生産能力を備えている企業は約 10 社しかなく、産業集中度は低い。クロップボード企業の全体数のうち、大規模企業の割合は約 1%、中規模企業は 2%で、小規模企業が 97%を占めている。小規模企業の大多数は先進の生産設備を備えておらず、製品の品質が不安定である。

(2) 原料不足と原料価格の上昇が一部地域で業界発展の制約になり始めている

木質ボードの生産が刺激となり、平原林業のみならず、成長が速くて収量の多い国営森林プランテーション生産拠点の建設も実際に促進されたが、急速に規模が拡大され生産能力が急増している木質ボードの発展に原料供給能力が追いついていない。一部の地域では、原料の供給が制約となって生産量の増加が頭打ちになっており、減少す

らしているところもある。中国ではファイバーボードおよびパーティクルボードの原料が比較的乏しく、生産ラインが今後さらに増加することを考えると、原料の需給矛盾がいずれは価格の上昇につながり、業界内での競争の激化をもたらすであろう。

(3) 不十分な市場需要と激しい競争により企業の収益が低下

調査によると、企業の経営状況は依然として厳しい。不動産規制の強化に加え、家具、フローリング、ドア、装飾といったファイバボードおよび合板の川下産業では、購入の減少、需要不足、市場の沈滞などで弱体化が続いており、生産を中止する企業、他の生産に切り換える企業、あるいは単純に廃業する企業も、特に中小企業で見受けられる（しかし、2015年はパーティクルボードの需要が高まり、価格も上昇した）。それと同時に、原材料および関連材料の価格やエネルギー価格の上昇、運送物流コストの増大、人件費の急速な上昇などの影響により、ファイバーボードおよび合板の生産業務コストが全般的に増大している。収益は減少しており、企業は労働者の採用、資金調達、生産手配が困難になっている。労働集約型産業および川下産業の比較優位性が低下し、この業界を去る企業が多くなっている。

2.1.3.5 発展の動向

(1) 合板

今後5年から10年の間、中国の合板は引き続き、家具用ボード、化粧板、複合フローリング基材、梱包材ボード、コンクリート型枠といった製品に集中するであろう。ポプラやユーカリを原料とした単板積層材（LVL）の生産比率が上昇する。カラマツを使用した構造用LVLも市場に登場するであろう。バイオの利用によるホルムアルデヒドフリーの接着合板の市場が徐々に拡大するであろう。中国南部、中国北東部には、合板の生産能力拡大の余地がある。成長の速いユーカリが、合板生産能力の拡大を支える中心的な原料になるであろう。

(2) ファイバーボード

ファイバーボードは、引き続き、家具用ボード、積層フローリング基材、ドア板、化粧板といった製品に集中するであろう。低ホルムアルデヒドのファイバーボード、可燃性ファイバーボードなどの市場が拡大するであろう。中国中央部、中国南部、中国南西部は、ファイバーボードの生産能力拡大の潜在性がある。中国東部および中国北部は、ファイバーボード生産能力のシェアが低下するであろう。

(3) パーティクルボード

パーティクルボードは、家具用ボードが引き続き中心的な製品となるであろう。複合ドアの生産に使用される中空構造のパーティクルボードの市場シェアがわずかに上昇するであろう。木造住宅建設や製品梱包でのOSBの使用はさらに拡大するであろう。ホルムアルデヒド拡散量の低いボードの割合が大幅に増加するであろう。中国南部のパーティクルボード生産能力が劇的に増加する一方、中国東部地域のパーティクルボード生産能力のシェアは低下するであろう。

(4) ブロックボード

ブロックボードは、引き続き、室内装飾、家具板などに集中するであろう。含浸紙ベニヤブロックボードの比率が大幅に高まり、ホルムアルデヒド排出量の少ないボードの割合も拡大するであろう。中国中央部および中国南西部の地域では、ブロックボードの生産能力拡大の潜在性がある。中国東部、中国北部、中国南部は、ブロックボードの生産能力のシェアが低下するであろう。

2.1.4 木質フローリング

2.1.4.1 基本的な状況

木質フローリング製品は再生可能原料で作られる唯一の製品であり、リサイクルが可能である。木質フローリングは、上品で、シンプルかつ自然で、見た目に暖かさがあり、快適であるという特徴があり、全体として住宅や店舗の装飾に適している。20年におよぶ継続的な発展を経て、中国では木質フローリングの生産、販売、敷設、アフターサービスにわたる完全な産業システムが形成されている。現在、中国には2,300社以上の木質フローリング企業があり、そのうち約800社が無垢材フローリング、900社が積層フローリング、500社が無垢材複合フローリング、150社が竹フローリングを生産している。この業界における大企業および中規模企業の割合は低く、小規模企業がこの産業の全企業数の約90%を占めている。市場集中度は低く、製品の品質は企業による差が非常に大きい。現在、木質フローリング産業で「中国有名ブランド」に認定されている企業は、Dekor、Der、Nature、Fillinger、Shengda、Jinqiao、Yihuaなど、ごくわずかである。ブランド、技術、人材の点で際立っているこうした高品質の企業は、産業チェーンの上端まで及ぶ総合的な生産・マーケティングチェーンを徐々に形成している。資源の配分を最適化し、生産規模、技術、設備、製品品質、サービス、マーケティングコンセプト、管理方法の点で国際的な先進レベルに並ぶために、基材加工の拠点や、原料を調達する森林拠点まで独自に構築している企業もある。競争力が強化されたそうした企業は、木質フローリング産業全体を先導し、本来の品質や市場競争力の強化を図る傾向がある。従来から、中国の木質フローリング産業は有利なブランド企業に集中する傾向があった。消費構造については、掃除のしやすさ、耐摩耗性、耐ひっかき性、耐汚染性、耐衝撃性、耐湿性など、膨大な数の家庭消費者の需要を満たす安全で清潔で快適な住環境づくりに役立つ有利な特性を備えた圧密複合積層フローリングが、市場の大部分を占めている。圧密複合フローリングは木質フローリングの販売高全体の50%を占め、最大のシェアである。それに次ぐ無垢材フローリングのシェアは20%超である。無垢材フローリングは、森林資源の不足、ならびに国家の森林資源保全政策により、年間販売高が過去2年間にわたり減少している。竹フローリングは、販売高のシェアは低い。中国林業協会フローリング委員会の非公式の統計によると、中国の大量生産企業による2015年の木質フローリングの合計販売高は約3億8,015万平方メートルで、前年比で約2.2%減少している。この3億8,015万平方メートルのうち、圧密複合フローリングが2億600万平方メートルで3.2%減、無垢材複合フローリングが約9,550万平方メートルで1.04%減、無垢材フローリングが約3,990万平方メートルで0.99%減、竹フローリングが約3,510

万平方メートルで 0.71%減、その他のフローリング製品が約 365 万平方メートルで約 2.67%減であった。

2.1.4.2 過去 5 年間の総生産量と総販売高

中国における 2010 年から 2015 年までの圧密複合フローリング、無垢材フローリング、多層無垢材複合フローリング、三層無垢材複合フローリング、竹フローリングの生産量合計は、表 2-3 を参照のこと。

表 2-3: 中国の木質フローリングの生産量 (2010-2015 年)
(万平方メートル)

年	圧密木質フローリング	無垢材フローリング	木質複合フローリング		竹フローリング	生産量合計
			多層	三層		
2010	23,800	4,300	6,270	2,630	2,530	39,900
2011	23,500	4,260	6,420	2,650	2,510	39,700
2012	21,100	4,170	6,070	2,530	3,500	37,700
2013	22,400	4,250	6,800	2,660	3,500	40,000
2014	21,280	4,030	6,960	2,690	3,535	38,870
2015	20,600	3,990	6,850	2,700	3,510	38,015

2.1.4.3 大量生産フローリング企業の数

(1) 圧密木質フローリング

年間生産量が 500 万平方メートル以上の企業としては、Dekor Group Co.、Nature Flooring (China) Co., Ltd.、Sichuan Shengda Industrial Co., Ltd.、Der International Home Furnishing Co.、Baluohe Wood (Zhongshan) Co., Ltd.、Jiangsu Kendiya Wood Co., Ltd.、Jiangsu Bei'er Decoration Materials Co., Ltd. (輸出志向)、Shanghai Feilingeer Wood Industry Co., Ltd.、Jiangsu Luoji Wood Co, Ltd、Anhui Yangtze Floor Co., Ltd.、Jiangsu Kailai Wood Co. Ltd.、Shanghai Aosheng Wood Co. Limited がある。

(2) 多層複合フローリング

年間生産量が 150 万平方メートルを超えている主な企業としては、Dekor Group Co.、Nature Flooring (China) Co., Ltd.、Jinqiao Floor of the Jilin Forest Industry Group Co., Ltd.、Baluohe Wood (Zhongshan) Co., Ltd. Jiafeng Wood (Suzhou) Co.Ltd.、Huzhou Shiyong Shijia Wood Co.Ltd、Xinwei Weiguang (Shanghai) Wood Co., Ltd.、Zhejiang Liangyou Wood Co., Ltd.、Zhejiang Yuhua Wood Co., Ltd.、Jiangsu Senmao 竹 Wood Co. Ltd、Shuxiang Mendi (Shanghai) New Material Technology Co., Ltd.、Jiu-Sheng Floor Co., Ltd.、Shanghai Filingeer Co., Wood Ltd. Co Ltd、Dehua Tubaobao Decorative New Material Co. Ltd.などが挙げられる。

(3) 三層複合フローリング

年間生産量が 80 万平方メートルを超えている企業としては、Jilin Forest Industry Group Co., Ltd.の Jinqiao Floor、Power Dekor Group Co., Ltd.、Jinlong Wood Group Co., Ltd.、Hunchun Xingjia Floor Co Ltd、Dailian Kemian Wood Industry Co., Ltd.、Jilin Xinyuan Wood Co., Ltd.、Jilin Yanbian Forestry Group の Hunchun Senlinshan Wood Co., Ltd.、Dalian Huafeng Wood Industry Co., Ltd.、Shenzhen Huanwei Wood Co. Ltd.がある。

2.1.5 木製ドア

2.1.5.1 概要

木製ドアは、最も早い時期に採用された建材の 1 つであり、近代的な住宅や公共の場の装飾に欠かせないものである。中国では、過去 10 年間に都市化が加速して不動産産業が急速に発展し、木製ドア産業が発展する非常に大きな場が与えられた。現在の木製ドア産業では生産方法が完全に異なっており、従来のような「依頼を受けた大工が家で行う手作り」から現代的な「カスタマイズされた大規模工業生産」へと変化している。それと同時に製品も、実用的なデザインから、装飾的でありながら環境にも優しい統合的なデザインへと発展している。今や中国は、木製ドアの世界最大の生産拠点であり、世界最大の消費市場でもある。

中国の木材加工産業、建設産業、室内装飾産業の発展に伴い、木製ドア産業は、製品構想、スタイルのデザイン、技術的方法などの面で国際規格に釣り合っている傾向がある。質の高い丸太、積層木材、合板、ファイバーボード、中空構造のパーティクルボード、ブロック材、装飾合板などが木製ドアの生産に広く使用されるようになり、木製ドアの素材の選択が豊かになった。また加工技術のイノベーション、全体的な構造設計の改善、表面装飾の仕上がりの向上により、新たに開発された無垢材ドア、無垢材の複合ドアなど、木製ドア製品が多様化している。人間性、環境保全、低炭素といった概念によって木製ドアの新たな意味が加わり、単一の実用的な用途から、有用性を享受する複合的な機能モードへの移行が生じている。流行のスタイル、シンプルなスタイル、ヨーロップ風のスタイル、クラシカルなスタイル、現代的なスタイル、エネルギー効率のよいスタイル、環境保護のスタイルなど、豊かな文化的意味のある木製ドアが、顧客の多様なニーズを満たす住宅装飾に不可欠なものとなっている。

中国の木製ドア産業は非常に急速に発展している。統計によると、21 世紀になって最初の 10 年間で国内木製ドア産業の年間生産量の平均伸び率は 25%を超えている。生産額は 2003 年の 120 億元から 2016 年は 3,200 億元、2007 年は 400 億元、2010 年は 780 億元、2015 年は 1,200 億元に上昇している。

2.1.5.2 主な生産地域

中国の木製ドア産業は成熟度が高まりつつあり、企業経営、生産技術、製品品質、市場認知度、ブランド認知度、サービス認知度も大幅に向上している。しかしながら、中国の建物のドアや扉開口部の寸法がまちまちであるため、木製ドアの生産プロセスは、採寸、生産、取付、使用試験、アフターサービスという 5 つのステップが必要に

なっている。その結果、木製ドアは地元で生産されるのが一般的であり、標準化された生産を実施できるケースはわずかである。現在、10,000社以上が初期段階の工業生産をしており、そのうち機械化された大量生産によって年間生産額が500万元を超えている企業は3,000社、年間生産額が1,000万元を超えている企業が2,000社、生産額が5,000万減を超えている企業が200社、年間生産額が1億元を超えている企業は70社である。木製ドアの生産企業は、珠江デルタ、揚子江デルタ、渤海沿岸地域、中国北東部、中国南東部という5つの主要生産拠点到主に分布している。かつての小規模な作業場規模の加工から製品志向で、統合化され、ブランド志向の大規模工業生産へと発展しており、いくつかの産業クラスターも形成されている。比率は以下のとおりである。

- 珠江デルタ：33%;
- 揚子江デルタ：25%;
- 渤海沿岸地域：19%;
- 中国北東部：10%;
- 中国南西部：9%
- 中国北西部：4%.

(1) 珠江デルタ地域

この地域は広東省と福建省の2省を中心としている。中国南東部沿岸地域には多数の木製ドアメーカーが立地しており、その多くは強力で資本も豊富な大規模企業である。このうち数社は、輸出専門の戦略を採っており、国内市場の開拓はしていない。この地域の木製ドア産業は早い時期からスタートしており、消費量の増大と輸入材を使用した生産により成長している。

(2) 揚子江デルタ

この地域は、上海、浙江省、江蘇省を中心としている。中国で最も発展している東部沿岸に位置しており、中国の木材加工が最も発達している地域でもある。川と海が交わる恵まれた立地により、揚子江デルタ地域は開放政策の最前線にあり、木製ドア産業の企業数、企業規模、産業全体の成長率などの急速な発展に役立っている。

(3) 渤海沿岸

この地域は、北京、河北省、山東省が中心である。この地域のほとんどの地区で、木製ドア製品の販売高が多くなっている。首都および近隣の北京・天津地区は、高級品志向の消費者が多いという立地であり、木製ドアの価格水準も高い。家具および住宅装飾市場が多数存在し、交通も発達しており、木製ドアの販売に好都合な大北京・天津市場ネットワークが形成されており、製造業者にとっても製品品質の向上、販売圏の拡大、売上の増大の刺激となっている。

(4) 中国北東部

この地域には、黒竜江省、吉林省、遼寧省、そして特にチチハル、瀋陽、大連、ハルビン、長春という重要都市が含まれている。この地域は森林資源も隣国ロシアとの便の良さによる輸入木材も豊富である。輸入の多くは、ここ中国北東部の税関を通じて国内流通市場に入る。こうした立地上の利点、充実した産業基盤、森林資源により、木材加工の発達が促進されている。

(5) 中国南西部

四川省、重慶、雲南省を中心とするこの地域は、国家西部開発計画でも開放政策でも最前線の地域となっている。開発と開放のためのこうした有利な状況があり、地元の木製ドア企業も急速に発展している。しかし、開発の進んでいない西部に位置しているために消費は中国北西部と同程度であり、多くの木材製品企業は低価格製品で市場シェアの獲得を図っている。

要約すると、木製ドア企業の数もそれらの製品の対象範囲も地域差が非常に大きい。揚子江を境として、南部で生産された木製ドアの揚子江以北の市場への流入は多いが、北部で生産された木製ドアの揚子江以南の市場への流入は少ない。北側と南側では明らかな差があり、東部と西部の差も顕著である。

2.1.6 家具

家具産業は伝統的な労働集約型産業であり、経済発展を促進する重要な軽工業であり、絶えることのない産業である。1980年代から改革開放が進められて以来、急速な経済発展と国民の生活水準の継続的な向上により、家具産業の成長の大きな余地が提供されている。10年間にわたる移行期間、20年間にわたる急速な発展の期間を経て、家具産業においては、大企業がリーダーとして、中小企業が主力として、それぞれ特徴付けられる状況が徐々に形成されてきた。産業チェーンが比較的完成されており、あらゆる種類の製品があり、家具の流通も発展している中国の家具産業は、世界の家具産業においても重要な部分となっている。中国の家具産業が国際的に安定した役割を担っていることが、国内のニーズや国際市場の需要を満たす上でも、国内の一般需要を促進していく上でも影響を絶えている

2.1.6.1 中国の家具産業の基本的な状況

中国には大量生産をしている木製家具企業が3,000社以上あり、2015年の生産量は253,153,300個（図2-7を参照）で2014年と比べて3.91%減少している。全企業のうち、大規模企業と中規模企業が19.36%、小規模企業が80.64%である。家具企業は、広東省、浙江省、山東省、福建省、河南省などに広く分布している。

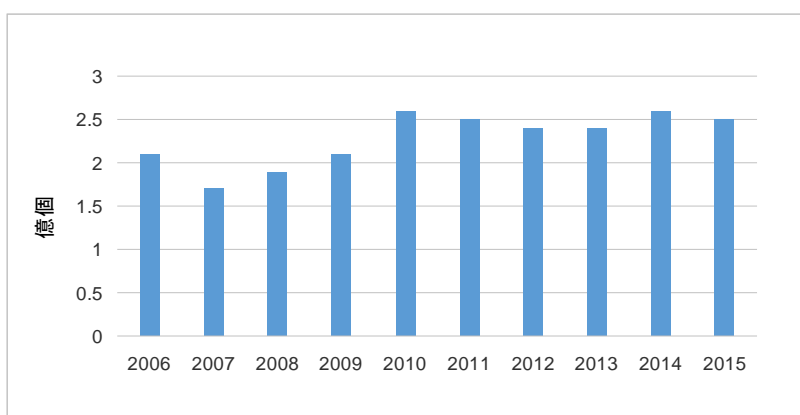


図 2-7: 中国の木製家具生産量 (2006-2015 年)

国内の南部、東部、北部、北東部、および西部の 5 カ所に工業地域が形成されている。

(1) 中国南部の家具産業

中国南部の家具産業の中心地は、産業クラスター、サプライチェーン、ブランドによる利点がある広東省の珠江デルタである。広東省には 6,000 社を超える大規模・小規模家具企業があり、従業員数は 100 万人を超えている。とりわけ、Suofeiya、Shangpin Zhaipei、Oupai、Haokelai といったオーダージャ具企業が非常に急速に成長している。

(2) 中国東部の家具産業

揚子江デルタを中心とする中国東部の家具産業は、製品の品質および管理における優位性がある。浙江省には 2,600 社を超える家具企業があり、従業員数は 30 万人以上に上り、近年、中国国内での評判が徐々に高まりつつある。

(3) 中国北部の家具産業

渤海沿岸区域を中心とするこの地域は、企業の規模と市場需要において優位性がある。

(4) 中国北東部の家具産業

古くからの地元の産業基盤が家具産業の中心であり、この地域は無垢材家具の生産と森林資源において優位性がある。

(5) 中国西部の家具産業

中国西部の家具産業の中心地は成都と重慶である。この地域は、主に国内顧客向けの Tier II 市場製品において優位性がある。

2.1.6.2 家具産業の全般的特徴

(1) 産業の成長率が高速から中速へと推移

改革開放の開始から 30 年間、中国の家具産業は世界を驚かすほどの急成長を遂げてきた。そして現在、中国は経済成長の過渡期にあり、構造調整の痛み、そしてこれまでの開発政策を実現する負担を抱えている。国家経済のペースと並び、家具産業も高速な発展から低速な発展へと移行していくであろう。家具産業の産業構造改革も継続され、そのために、発展の新たな推進力をもたらすサプライサイド改革が、家具企業の開発戦略修正の重要な目標となっている。自らの高度化で当面の成功を収めている企業がある一方、ふるい落とされている企業もある。昨年家具産業にとって葛藤を経験する期間であった。業界全体が、輸出の減少、国内販売の低成長、産業構造改革の加速化、環境保護要件の厳格化、税制改革の推進、景気後退圧力、緩慢な不動産市場など、大きな試練を受けた。家具産業はチャンスと難題の両方に直面している。

(2) 全体的には前進するも発展のペースは不均衡

中国の家具産業の技術水準は全体として急速に向上している。有名企業の中には、市場のニーズを満たすための先進的な生産技術を身につけ、国際的な企業イメージを築いている企業もある。しかし、中国の家具産業の発展のペースは不均衡である。大半を占める小規模零細企業は、中核技術がなく、ブランド管理もしていない。また、集中度が低く、リスクへの耐性が低く、労働生産性も収益性も低い。生産管理に苦労してきた中小企業の一部は、もはや価格競争が有効な戦略でなくなっていることを認識している。環境規制への不適合、模造、盗作などを理由として、国内市場でも海外市場でも課題に直面している。過去 2 年間で、小規模零細家具企業の一部は生産業務の低下を理由として廃業している。

小規模な家具企業とは対照的に、大規模な家具企業は発展傾向にあり、大量生産を行う家具企業の数も増加している。2015 年、大量生産企業の主要事業収入は 7,872 億 5,000 万元で、前年比 9.29%増であった。この 7,872 億 5,000 万元のうち、大企業 109 社の平均年間収入は 12 億 5,700 万元で 25.7%増、中規模企業 825 社の平均年間収入は 2 億 8,500 万元で 7.28%増、小企業 4,356 社の平均年間収入は 9,500 万元で 12.81%増であった。全体として、大量生産をしている家具企業では累積生産量の伸び率がわずかに 0.38%であるにもかかわらず純利益が前年比で 14.03%上昇しており、大量生産企業は効率性も収益性も上昇していることを示している。また、大量生産家具企業では雇員数が減少して労働生産性が 5%以上上昇しており、家具産業の経済的成長が質的に変化し、全体として労働生産性により経済的成長を達成する時代に入ったことを示している。

(3) オーダー家具の急速な進歩

近年、一部の大規模オーダー家具企業が急速な発展を遂げている。個々の消費者のニーズに対応するため、オーダー家具企業は急速に成長した。カスタマイズされた多品種の家具を生産するために、企業はカスタマイズされた大規模な製造設備、特に生産サイクルを短縮するデジタル情報技術を導入している。現代的な技術と伝統的な製造との統合が、家具産業高度化のための転換のモデルとなっている。そうした企業の年間生産額は一般的に 10 億元を超え、中には数百億ドルの企業もあり、情報技術と工業化との統合の強みを示している。

(4) 電子商取引の新たな広がり

中国の家具産業で電子商取引が徐々に増加している。大企業や大型店の一部は、家具の消費者の姿勢や市場の漸進的な変化に遅れを取らないようにすることで市場での先行優位を得ようと、電子商取引による販売方法に着手している。オンラインとオフラインを統合したマーケティングネットワークモデルを探り始めた店舗や企業もある。電子商取引専門の家具企業の売上高が急速に伸びている。オンラインとオフラインでの販売を行うために Tmall や Jingdong Mall と協力する企業が増加しつつあり、消費者に受け入れられている。電子商取引による家具の販売が急増しており、消費者によるオンラインでの経験とオフラインでの経験を完全に統合することにより、設定された販売増加目標が達成されている。

2.1.6.3 中国の家具産業発展に向けた提言

(1) イノベーションによりブランドを構築

今や中国には社会的イメージが良くブランド影響力のある家具企業がいくつも存在しており、上場企業もある。今後、中国の家具産業ではブランド企業を基盤とした家具グループの数が増えていくであろう。科学技術イノベーション、製品イノベーション、マーケティングイノベーションを通じてブランド志向の核となる競争力が強化されて、ブランド価値が高まり、企業の安定的かつ持続可能な発展を促進するブランド影響力が拡大するであろう。

(2) 経営のレベルを向上

中国の家具企業経営者の総体的な能力は向上しつつある。高い教育を受けた人材が家具企業に入り、家具産業の新たな変化に適応している。中国の現在の開発環境の下、経営者は、経営レベルの向上、とりわけ工業化とデジタル情報技術との統合強化を進めることによる向上が特に必要とされている。「メイド・イン・チャイナ 2015」および Industrial 4.0 の戦略を実施することにより、特化された生産においては現代技術を利用して従来型産業を変革し、省エネルギーの概念を実現し、また、資源消費量を削減して資源使用効率を高める中でも、新たな展開や行動が増えてくるであろう。

(3) 産業集中の強化

家具産業の産業構造改革プロセスの過程で、製品の均質性と設備過剰の問題を解決することが必須である。企業間の合併や買収を通じて産業集中を強化し、低品質の製品や効率の悪い時代遅れの生産設備を徐々になくしていくことで中国の家具産業の品質面での飛躍を達成することが提案される。

(4) 産業クラスターの建設を強化

家具産業のクラスター化は、中国の家具産業の促進において重要な役割を果たしてきた。家具産業チェーンの形成を促進するように産業配置計画を強化することにより、家具産業クラスターの建設を補強することが提案される。また、企業が大学、コンサ

ルタント会社、その他の専門機関らとの協力を強化する必要性も高い。さらに、産業クラスター企業のマーケティングチャンネルを拡大し、産業クラスター企業の全体的なレベルを向上させるべく、分業化や充実した公共サービスプラットフォーム業務を強化し、設計と開発、品質検査、電子商取引、教育訓練、取引のドッキングなどの専門サービスを提供するよう努力するべきである。

(5) 製造から生産サービスに転換

成熟した市場経済では、商品がどのように生産され、サービスがどのように提供されるかを主に決定づけるのは消費者の関心である。消費者動向を業務戦略に十分に盛り込むことのできない単純生産の企業は、徐々に市場シェアを失っていくであろう。企業が生産からサービスへとシフトしていくことは、成熟した事業による確かな行動であるが、産業高度化の必然的な結果でもある。

2.2 中国広東省の木材産業のケース分析

中国の改革開放の最前線にある広東省では、近年、国家経済生産の約 7 分の 1 を生み出しており、中国国内の省の中で第 1 位となっている。

改革開放政策を採用することにより、また、国家経済の急成長、木材製品に対する国内および海外からの需要の高まりにより、広東省の木材加工産業は急速に発展している。現在、広東省は紙および木製家具の生産高が国内第 1 位であり、広東省の家具輸出は国全体の約 2 分の 1 を占めている。

活況な木材加工産業は、消費者の需要に対応した多くの木製品を提供したばかりでなく、植林のための巨額な社会投資のきっかけとなり、広東省の森林面積、森林材積、森林率を大幅に高めることにより地元の林業の発展に寄与した。

2.2.1 概況

中国経済の急成長と木材製品に対する国内・国際市場の需要増大により、広東省の木材加工産業は 2015 年も引き続き好況で、生産額は 4,828 億 2,000 万元で中国第 1 位である。

(1) 木材産業の製品

広東省では大量生産されている木材加工製品のほとんどが増加している。木質ボードの生産量は合計 1,221 万立方メートルで、このうち合板が約 327 万立方メートル、ファイバーボードが 609 万立方メートル、パーティクルボードが 176 万立方メートル、ブロックボードが 39 万立方メートルである。下表を参照のこと。

表 2-4: 広東省の木材産業生産量

製品	単位	2014	2015	増加率 (%)
木質ボード	立方メートル	11,174,228.0	12,211,789.9	9.3

合板	立方メートル	3,272,619.4	3,622,934.3	1.7
ファイバーボード	立方メートル	5,678,858.8	6,085,725.0	7.2
パーティクルボード	立方メートル	1,562,303.6	175,512.3	12.3
化粧板	平方メートル	14,683,243.5	12,924,788.8	-12.0
ブロックボード	立方メートル	373,129.0	387,288.0	3.8
無垢材フローリング	平方メートル	17,383,402.3	15,189,612.6	-12.6
複合木質フローリング	平方メートル	16,114,616.7	14,073,967.0	-12.7
竹フローリング	平方メートル	280,895.0	359,197.0	27.9
家具	個	168,636,512.4	156,761,702.2	-7.0
木製家具	個	56,684,466.4	51,285,443.6	-9.5
製紙	万トン	1,992.83	2,078.29	4.3

(2) 木材産業製品の生産額

2015年の木製品生産量の増大に伴い、広東省の木材加工企業は、人件費の増大、原料費の増大、人民元レートの上昇など厳しい状況に直面した。企業がより多くの利益を確保するには、製造の転換と高度化を図り、製品品質を継続的に向上させていかなければならない。その結果、広東省の木材企業のほとんどが輸出用でも国内用でも競争的な販売価格を採用し、2015年の木材加工産業の生産額は増大したが、増加率は低下した。下表を参照のこと。

表 2-5: 広東省の木材産業生産額（千元）

木材加工産業	2014	2015	増加率 (%)
木材加工	10,290,233.0	12,476,417.0	21.25
木質ボード	40,801,229.0	46,008,602.0	12.76
木製品	17,448,645.0	20,269,857.0	16.17
竹、籐、パームファイバー、草	10,585,386.0	12,210,758.0	15.35
木製家具	101,937,202.0	106,946,022.0	4.91
竹・籐製家具	3,081,226.0	3,517,279.0	14.15
製紙産業	204,533,650.0		5.51
パルプ製造	695,123.0	2,019,598.0	190.54
製紙	79,510,662.0	83,565,396.0	5.1
紙製品製造	124,327,865.0	130,215,159.	4.74
省全体	388,677,571.0	417,229,088.0	7.35

2.2.2 木材加工企業の統計

木材企業の年度別情報を収集して整理した。情報は、2016年12月17日までに、(1) MDF企業47社(生産ライン総数は51、設計上の生産能力は3,822,000立方メートル)、(2)パーティクルボード企業71社(生産ライン数は合計79、設計上の生産能力は合計3,076,400立方メートル)、(3)合板企業87社(設計上の生産能力は合計4,068,600立方メートル)(4)木質フローリング企業168社(設計上の生産能力は合計167,420,000平方メートル、このうち無垢材フローリングが57,560,000平方メートル、複合無垢材フローリングが44,890,000平方メートル、積層フローリングが63,000,000平方メートル、竹フローリングが1,970,000平方メートル)、(5)木製家具の中・大規模企業449社(Taisheng、Meishi、Yihua、Guangrun、Huangchao、Liangbangなど)、(6)大量生産をしている製紙・紙製品企業836社(このうち製紙企業が239社、紙製品企業が230社、パルプ製造企業が30社、大規模・超大規模の製紙企業が12社)から収集した。

2.2.3 家具産業の急速な発展

1980年代以降に国家経済が急成長し、国民の生活水準が高まり続けたおかげで、広東省の木製家具産業が盛んになった。広東省の家具産業は約30年間で、納屋を作業場として家具作りをしていた生産形態から、東莞市・順徳区・深圳市・中山市・広州市という生産拠点を中心に、珠江デルタおよび広東省全体に広がる大規模かつ活気あふれる産業に成長した。家具の生産・供給・販売の全工程を揃えた完全な家具産業チェーンが誕生するに至った。東莞市や順徳区などの家具産業は、地域の基幹産業となった。それでも、広東省の家具産業の経営・管理能力にはまだ改善すべき部分がある。特に家具のデザインは改善が必要である。広東省の家具産業には現在、純粋に地域の特産と言えるブランドがほとんどない。家具会社の多くは小企業で、研究開発能力に乏しいため、ほとんどの会社が他社の製品の模倣品の製造を糧としている。家具会社は無法な競争に走ることが多く、そのせいで開発の規模が制限されるようになった。

(1) 地域の家具産業の発展経緯と概要

広東省の家具産業は非常に速いペースで成長した。1980年代前半には、広東省の木製家具業界による木材の消費量は1万8,900m³しかなかった。国家経済が急速なペースで発展し、国民の生活水準が上がり続ける中で、広東省の家具産業は従来の国营工場または共同経営の小さな工場から成る構造から漸進的に変化し、国营・共同経営・民間企業・台湾資本・香港資本など、所有形態もさまざまな近代的な企業で構成される形態へと発展を遂げた。また製造・生産設備は、機械化または準機械化された製造方法が手工具に取って代わった。

1980年代の初めの2年間で、広東省における家具用木材の消費量は7万m³まで増加した(この量には、資材に使われる大量の木質パネルも含まれる)。1990年代には、広東省の家具用木材の消費量も10万m³に達し、家具業界の木質パネルの消費が材木の消費量を超えたため、木質パネルの生産量が増加し続けた。統計によると、広東省における木質パネルの生産高は1978年には4万1,000m³だったのが、2002年には176万2,000m³(現地生産の中密度繊維版[MDF]56万m³および輸入されたMDF73万200m³を含む)まで増加している。つまり、これだけの消費量のMDFが、広

東省、中国のその他の地域、海外から調達されてきたことになる。1993年以降には、広東省の家具産業が飛躍的な進化を遂げ、さまざまなタイプの所有形態の家具会社が登場した。1999年には家具製造業者が6,000社以上で、その総生産高は320億元となった。近年は、家具産業の世界的成長による需要への対応と、生産量の拡大と品質の向上を図るため、広東省の家具製造業者は世界高水準の装置・設備と技術を導入し、広東省の家具の生産量・品質・スタイルが大きく向上している。

統計速報によると、広東省には現在、家具会社が9,600社あり、100万人以上が雇用されている。2002年の広東省の家具の生産高は480億元に達し、中国全体の家具生産高1600億元の30%を占めるに至った。480億元のうち、輸出高は27億3300万米ドルで、中国全体の家具輸出高54億1700万米ドルの50.61%を占めていた。2015年には、広東省の木製家具の輸出高は109億7000万米ドルで、中国全体の木製家具輸出高の51.76%を占めていた。広東省の家具輸出は、中国の家具輸出を代表するものだと言っても過言ではない。

広東省の家具産業の好況は、家具業界の川下産業の成長も促した。広東省の木質パネル、材木、製材品をはじめとする家具用資材の市場は、中国において重要な役割を果たしている。広東省には木質パネルの大・小企業を含む業者が1,000社以上あり、公表されている木質パネルの生産量は2002年には176万2000m³だったが、2015年には1454万m³になり、91.27%増となった。広東省全体の家具向け木材の消費量は1980年代前半には1万8900m³だったのが、2015年には507万m³に達し、286.25倍に増えている。実際のところ、広東省の木質パネルの生産量は約1300万m³であると推定されており、合理的な試算に基づく雇用者数はおよそ10万人となっている。木質パネルの他にも、木工機械業者、家具用金具会社、塗料会社、包装業者などの家具関連産業がある。事業者数や雇用者数などの統計はないものの、広東省の内外には深圳市の大宝塗料工場(Dabao Paint Factory)、順徳区の华润塗料工場(Huarun Paints Factory)をはじめ有名な塗料メーカーが数社ある。例えば华润塗料工場は年間数百万元の売上高を出している。広東省順徳区倫敦地区(The Guangdong Shunde Lunjiao)は過去10年の間に、何もないゼロの状態から、中国の木工機械の生産・販売拠点へと成長した。広東省勒流鎮の家具用装飾金具産業は急速に成長しており、高い評価を受けている。

家具産業の急成長は、流通市場の発展も促した。広州～湛江高速道路沿いの順徳区から龍江県に変わる辺りに、「家具通り」と呼ばれる道路が10kmにわたって延び、その中で順徳区樂従鎮国際家具都市(Shunde Lecong International Furniture City)が最も活気あふれる地区のひとつである。樂従鎮国際家具都市は面積2億m²の市場に何百件もの店が立ち並んでいる場所で、中国各地の家具店2000軒以上が出店し年間売上高200億元以上を叩き出すアジア最大の家具卸売市場となっている。他にも、東莞市厚街鎮国際家具都市(Dongguan Houjie International Furniture City)、恒峰家具都市(Heng Fung Furniture City)、順徳区龍江国際家具都市(Shunde Longjiang International Furniture City)、広州市金海馬家具都市(Guangzhou Jinhaima Furniture City)などがある。さらに、広東省産または中国各地で製造されたブランド家具を専門に扱う大規模でファッショナブルな卸売市場や小売市場も多く、各国の家具販売

の拠点となってきている。また、龍江木材卸売市場、大嶺山鎮基隆木材市場、厚街鎮工業木材裝飾品都市（Houjie Industrial Wood Decorative City）、広東省玉珠国際木材市場（Guangdong Yuzhu International Timber Market）、広州市天健広場（Guangzhou Tianjian Square）などの大規模な資材市場もある。

広東省では大規模な家具展示会が年間 11 回開催され、世界各国から無数の家具工場関係者・ビジネスマン・業者が、家具の買い入れ・交渉・視察のために訪れる。そのため、広東省の家具業界は、世界のニーズに敏感な場所となっている。それでも広東省の家具が世界水準に追いつくまでしばらく時間がかかりそうだが、中国の家具産業といえば広東省の家具産業が一番であることは疑いようがない。一部の内部関係者が言うように、「イタリア人は世界中の家具をつくり、広東人は中国の家具をつくらしている」のである。実際に、広東省の家具の輸出高はすでに多くの国の輸出高を超えている。

商品の種別に関して言えば、広東省の家具は無垢材の家具と木質パネルの家具を主軸とし、続いて金属製、ガラス製、その他の材質の家具となっている。竹製家具と藤製家具の生産量はそれより少ないが、広東翡翠藤工場（Guangdong Feicui Rattan Factory）や東莞伊藤園藤会社（Dongguan Yitengyuan Rattan）など少数の竹製家具や藤製家具メーカーは東南アジアやヨーロッパの諸市場でベストセラーとなっている商品を販売しており、国際的に評価されている。

広東省の家具業者の多くは、民間企業、共同経営企業、香港系企業、台湾系企業となっている。香港系家具会社、台湾系家具会社、および一部の民間企業を除き、家具業者のほとんどが中小企業である。

(2) 家具業者の地域別分布

広東省の家具業界は一般に、所在地で分類されている。その所在地は珠江デルタ沿いに集中しており、東莞市・仏山市・中山市・深圳市・広州市に特に多い。これら都市の中でも、東莞市には家具業者が 3000 社以上あり、雇用者数は 36 万人、年間生産高は 600 億元超にのぼっている。東莞市の家具業界は最上級（ハイエンド）および中級（ミッドエンド）仕様の無垢材家具やオフィス家具（キッチンや寝室で使われる家具も含む）とソフトウェアデザイン家具などを生産している。

東莞市産家具の特色はブランド生産であり、大半が輸出用である。民間経営、共同経営、海外資本による家具事業者が並行して成長し、共同所有形態の事業者が全体の 15%、民間の事業者が 40%、外資系の事業者が 45%を占めている。現在、厚街鎮・大嶺山鎮・長安鎮などが家具の主要生産拠点となっており、大嶺山鎮だけでも、香港資本または台湾資本の家具業者 200 社以上を擁しており、輸出高はおおよそ 15 億米ドルに達しており、広東省全体の家具輸出高の半分以上を占めている。東莞市の家具事業者は東莞太盛家具工場（Dongguan Taisheng Furniture Factory）、美時家具制造股份公司（Meishi Furniture Manufacturing Co.Ltd.）などの比較的大手のメーカーが大半を占めており、その多くが年間生産高 10 億元超をあげている。しかし、そうした大企業および超大手企業の大部分が香港および台湾の実業家に所有されている。家具産業は現地の産業の中で、家電用品、衣類、電子機器に次いで第 4 位の基幹産業に成

長した。東莞市政府は、ブランド効果の創出と新規又は代替的販売チャネルの開設などを通じて家具産業に非常に力を注いでおり、その取り組みのおかげもあって、「高く評価されている東莞市産家具を集め、全国に広げるための最高級家具の展示会」である厚街鎮国際家具博覧会（東莞市）部会（Houjie International Famous Furniture Fair (Dongguan) Club）が誕生した。東莞市産家具は、その革新的なデザインと先進的な製造設備により、ほとんどがファッショナブルかつ良質で、国内外の顧客に広く支持されている。東莞市産家具は北京の中南海（訳注：国家政府中枢機関および政府要人の住居が集まる区画）に導入されているだけでなく、1999年9月にイタリアのミラノで開催された世界最高級家具展示会（World Elite Furniture Fair）で中国からの出展者に授与された4つの賞も総なめにし、中国製家具を世界に広げた。2002年には、東莞太盛家具工場（Dongguan Taisheng Furniture Factory）の生産高だけでも2億米ドル超となっている。

仏山市順徳区にある家具事業者中、約2000社が大規模生産を行うメーカーと見られている。例えば来星家具工場（Lai Xing Furniture Factory）、金宝马家具家具集团有限公司（Jinbaoma Furniture Company）、众泰（ZhongTai）、微邦（Weibang）などが大手メーカーである。順徳区の家具業者は、高級仕様の無垢材や革張り家具のメーカー数社を除き、大半が民間経営の中小業者で、中流の国内消費者向け家具を製造している。順徳区の家具の比較的多くが、米国・日本などにも販売されている。例えば、华为屋外家具（Hua Wei Outdoor Furniture）、三友明代家具（Sanyou Ming-styled Furniture）などは海外で人気が高い。順徳区産家具は、商品の市場性の高さを特色としている。そして家具産業は、政府の優遇政策による支援の対象となっている3つの主要産業（家電製品、家具、園芸植物）のひとつである。樂従国際家具都市は当初、「裏庭に工房のあるロードサイドショップ」だったが、今では面積200万㎡を誇るアジア最大の家具卸売・小売拠点に成長。龍江鎮産家具展示会と樂従鎮産家具展示会という計2回の家具見本市が毎年開催され、中国全土からバイヤーが詰めかけている。こうした展開すべてから、商品の市場性の高い順徳区産家具には、今後も大きく成長する可能性があると考えられる。

広東省中山市の家具業界には中山国泰家具公司（Zhongshan Guotai Furniture Company）、中山四海家具工場（Zhongshan Sihai Furniture Factory）など、大小さまざまな規模の木質パネル家具工場や無垢材の木製家具工場があり、その生産高は数億元にのぼっている。しかし中山市産家具の主役はレッドウッド製家具であり、大涌鎮がその最大の生産拠点および卸売拠点となっている。大涌鎮にはレッドウッド製家具業者が300社以上あり、浙江省出身の家具職人が多数雇用されている。降香黄檀（ニオイシタン）などの上質なレッドウッドは硬度と安定性が高く、変形しにくい。高い職人技と個性的な形状が魅力の大涌鎮産レッドウッド製家具は、地域に3万人以上の雇用をもたらしている。大涌鎮にはレッドウッド製家具研究開発センターや展示会場があり、レッドウッド製家具が大涌鎮の地場産業となっている。大涌鎮のほぼ全世帯がレッドウッド製家具産業に従事している。

広東省の家具産業は近年、東莞市・広州市・深圳市・順徳区・中山市などの先進的の中核都市から珠江デルタまでにわたる広い地域で重要な産業のひとつに成長し、広東省経済の成長を推進するエンジンとなっている。家具産業のおかげで、広東省の固定

資産が 100 億元以上も増えており、膨大な税収源になっているほか、周辺地域に 100 万人以上の雇用機会も生まれるなど、社会・経済に膨大な利益がもたらされている。

(3) 家具産業の発展経緯

広東省の家具産業の成長が始まったのは、1970 年後半から 1980 年前半にかけての中国政府による改革開放が始まった時期である。その時に、香港と台湾の実業家数人が広東省に家具工場を立ち上げた。一部の農民が家具製造の潜在需要に気づき、家内工業の形態で家具製造に参入した。これが広東省における家具産業の創成期（スタートアップ段階）と呼ばれる時代である。

この時期には、初期投資に必要な資本の蓄積を持つ個人が自営業者として、自宅の前の土地または家具製造業集約団地の区画を買い入れて作業場または工場を建設し始めた。この時代の家具業者は、道路沿いに店（いわゆるロードサイドショップ）を、裏庭に工場を設けているのが一般的だった。順徳区龍江鎮の家具業者や、中山市大涌鎮のレッドウッド製家具業者がその典型である。しかし、香港・マカオ・台湾の実業家が中国で経営していた家具業者は当初、形式が決まった製造方法を使った生産からスタートした。例えば、深圳市の花生家具工場（Huasheng Furniture Factory）は製造設備すべてを輸入して創業した中国初の板材家具工場である。その操業形態が中国産板材家具製造の技術的モデルとなり、やがて中国全土から膨大な数の人々が視察に訪れるようになった。

この時期の中国製家具は基本的に板材家具である。これに関連する歴史的背景は次の通りである。1970 年代後半から 1980 年代半ばにかけて、木質パネルが急速に進化して、家具業界に膨大な数の木質パネルが資材として供給されるようになった。1980 年代以降の中国の改革開放の時代、中国人は安定した生活を求めるようになったが、購買力はまだ限られており、大型で低価格の突板家具などの経済的な家具しか購入できなかった。しかし、広東に工場を建てた多数の外国企業が大量の板材のオフィス家具を必要とした。品質が保証された板材家具の製造ラインがいくつか輸入されたが、現地の農家の人々も簡単な木工機械を使って低品質の板材家具を製造するようになった。電動丸ノコを 2 組ほど備えた家具工場は、小さな作業場があれば、人気商品に引けを取らないほど見た目が良く、広東省に出稼ぎに来た現場責任者が一時的に使用するのにぴったりの木質家具を製造できた。この時代の広東省産家具の品質には大きなばらつきがあり、価格も数百元から数十万元までの開きがあった。それでも、広東省には巨大な家具市場があったため、どのような品質や価格帯の家具であっても、生産された途端に売れていた。

1980 年代中旬から 1990 年代前半までに、広東省の家具産業は急成長期に入る。この時代にほとんどの家具事業者は資本を蓄積し、管理効率を高め、投資規模を拡大させており、多くの工場がドイツやイタリアから、CNC 工作機械、電動のこぎりなどの大型木工機械を直接輸入するようになった。この時期に成長した大手業者には、広東联邦家具（Guangdong Federal Furniture Factory）、前进家具工場（Qianjin Furniture Factory）、中山国泰家具工場（Zhongshan Guotai Furniture Factory）、四海家具工場（Sihai Furniture Factory）などがある。この時代には庶民の所得がかなり増加し、その結果、彼らの家具に対する審美眼も変わって大量生産の単色家具が好まれなくな

り、天然の美しさを持つ、天然の素材でできた家具が求められるようになった。その結果、联邦家具工場（Federal Furniture Factory）製を中心とする無垢材家具が中国北部と南部で最も人気の家具となる状況がしばらく続いた。実際、1949年の新中国の誕生以降、联邦椅子ほど中国全土で広い人気を獲得した家具はない。当然ながら、急速な国家経済の成長とオフィス家具需要の高まりにより、突板製オフィス家具が引き続き大きな市場シェアを占めていた。この時期に、オフィス家具のコンセプトが他の家具とは違うものとして認識されるようになり、オフィスの効率性やオープンスペースをスクリーンで仕切るオフィスといったコンセプトが受け入れられて人気になった。こうしたコンセプトに沿って、広東南天家具公司（Guangdong Nantian Furniture Company）をはじめとする家具事業者が有名なオフィス家具ブランドの製品を生産している。生産量が急速に増加していたのに、まともな経営者やデザイナーが不足していたため、どの工場も同じような製品を大量生産する結果を招いた。それでも、有力な工場のいくつかは世界の高級家具展示会が開催されているケルン、パリ、米国などに行き始めた。こうした家具業者にとって、展示会に行く目的は、学ぶためというよりは、スタイルを模倣することにあった。世界の家具展示会に行く資金のない企業は、模倣品を真似した製品を国内の展示会に打ち出すようになった。中国の家具はどれも同じような感じで目新しさがなく、一般人が品質を見分けるのが難しいため、家具市場の競争は価格を主軸とする競争へと変わり、消費者は低価格の製品しか買わなくなっていた。

20世紀が終わって21世紀が始まる頃には、広東省の家具産業は成熟期に入った。21世紀初頭に、家具業界の意思決定者たちは、これまでの業界のあり方では家具産業の維持が極めて難しいことに気づく。彼らは冷静に現実を分析し、広東省ならではの特色のある製品を製造しない限りは、市場で優位に立つことはできないと悟った。広東省独自の製品を生み出すべく、彼らは製品の品質とより有能な人材の雇用に注力して家具品質の向上を図り、製品およびスタイルの多様化と複数の素材の併用を通じて一般消費者に提供できる選択肢を拡大させたほか、家具の輸出高も増加させた。それでも、人材不足と家具製造の研究開発能力の低さが依然として大きな制約要因となり、広東省の家具産業を苦しめた。これらの理由により、木製家具素材の寸法安定性、木材特性の緩和、成長の早い木の木材利用、家具素材からのホルムアルデヒドの発散の抑制といった諸課題に対して適切な対応策をとることができなかった。広東省では現在、大量の輸入木材が加工されているが、多くの国が材木の輸出を制限し始めている。このことが、パルプ製造原料のすべてを輸入したユーカリウッドチップに依存している広東省の木材加工業界に大きな影響を及ぼしている。より安い価格を武器とする海外との価格競争も大きなプレッシャーとなっている。広東省の家具事業者の大半が小規模な民間企業である。これらの企業の経営者は家具の研究開発の重要性を認識しているが、そのような公益のための活動に投資することには総じて消極的である。一部の大企業は初歩的な研究を行ってはいるが、秘密漏えいを管理している関係で、真に技術交流または学術的活動と呼べるものはほとんど存在していない。このような状況が家具の研究開発を停滞させている。

(4) 家具産業の成長の推移

将来的に、広東省の家具産業と中国の家具産業全体には、安定的かつ急速な成長が続くと思われる。これからの10年間、中国がWTO加盟国としての関与を深め、海外からの中国への財と投資の流入が増えるにつれ、中国の市場と商品はさらに国際化していこう。中国の家具業界は新しい展望を持って家具産業を刷新することにより、国内外の市場競争の課題に対応するとともに、できるだけ早急に大規模な家具製造国というあり方から強力な輸出国へのシフトを実現させねばならない。ベトナムをはじめとする東南アジア諸国は台湾の家具業者の誘致や自国の価格優位性を活かした世界の家具市場シェアの獲得を図るため、特別な優遇政策を打ち出した。東南アジア諸国から米国への家具の年間輸出高は30億米ドルに達している。このことが、長らく世界の家具市場で競争力のある価格を提供してきた広東省の家具産業に大きな影響を与えている。2016年1月から11月までの広東省による家具の輸出高は、前年同時期に比べ8.65%の減少となった。

表 2-6: 家具の大規模生産業者の生産高と内訳
(単位: 千元)

	2011年	2012年	2013年	2015年
家具製造	19,492,604	123,211,419	146,050,028	184,732,000
木製家具	6,122,781.7	701,780.0	8,553,816.9	106,946,022
竹製・藤製家具	2,200,527	2,578,269	2,943,226	2,517,279

2015年の広東省の家具生産高は約3820億元で、前年比5.2%増となった。この約3820億元のうち、60%にあたる3292億元が木製家具と藤製家具によるものである。輸出高は109億7020万米ドルで、前年同時期比5.51%増。この金額は、中国の家具業者全体の木製家具輸出高の51.76%にあたる。

(5) ベトナムによる影響

広東省産木製家具のおよそ3分の1が輸出用である。しかし2016年以降はベトナムの影響により、この状態が危うくなっている。

世界の景気回復のスピードが遅かったため、多くの国で経済成長が鈍化した。世界貿易は停滞を続け、世界の家具市場は縮小傾向となった。ユーロや他の多くの国の通貨が下落を続け、東南アジアの一部の国（ベトナムなど）が低価格を武器に家具市場で急速にシェアを伸ばす中、家具市場の競争は激化し、輸出量に見合う輸出高をあげることができなくなった。例えば、日本への家具の輸出量は48.59%増になったが、輸出高は0.19%しか伸びていない。米国への輸出量は24.52%増加したのに、輸出高の伸びは14%を下回った。このような不均衡が広東省産木製家具の輸出による利益に深刻な影響を与えた。

市場の分析・特定を必死に行った結果、中国の貿易全体の低迷と、世界の家具市場の厳しい状況にもかかわらず、広東省製の椅子と木製家具の輸出で良い兆しが見えてきた。2016年の1月から11月までの木製椅子と木製家具の輸出総数は8239万6700個となり、前年比わずか9.55%減にとどまった。具体的には、木製家具の輸出総数は5778万200個で、前年比10.1%減であった。輸出高を見ると、木製家具と木製椅子

の輸出高の合計額は9億6500万米ドルで前年比6.68%減であり、これに木製家具の輸出高62億6100万ドルを含めると、前年比8.65%減となった。

2.2.4 広東省の木材産業の主軸を担う製紙産業

広東省の基幹産業である製紙産業は、広東省の木材加工産業の主軸である。2015年に、広東省の製紙業界の大規模生産による工業生産量は2078万2900トンで、前年比4.3%増、前年同時期比では5.51%増を記録し、中国第1位となった。広東省の製紙産業の生産高は2158億元となり、紙の生産高835億6500万元で、紙製品1302億1500万元、パルプ90億6800万元を含めると前年比5.51%増となった。

2015年に、広東省は古紙1305万2800トン、パルプ156万400トンを輸入しており、その輸入量は前年比55.8%増となった。

表 2-7: 2014年と2015年の広東省製紙産業の生産高
(単位: 千元)

	2015年	2014年	増加率 (%)
製紙産業	215,800,153.0	204,533,650.0	5.51
パルプ	2,019,598.0	695,123.0	190.54
紙	83,565,396.0	7,951,662.0	5.1
紙製品	130,215,159.0	124,327,865.0	4.74

広東省は改革開放政策を最初に導入した省のひとつとして、国家経済の7分の1を担っている。中国経済の急速な成長と国民の生活水準の継続的な向上が相まって、紙製品の需要が高まり、東莞市・江門市・湛江市の三大拠点を中心に広東省の製紙産業が成長していった。

2.2.5 広東省の木材加工業者が経済的障壁を克服して輸出入を正常化

広東省は、中国で最も進んだ木材産業を有する省である。その木材の年間消費量は3500万m³で、うち800万m³が輸入木材である。その一方で、広東省は毎年、大量の木製家具、木製床材、多種多様な木質パネルを輸出している。

世界経済の低迷、多くの国における景気回復の遅れ、世界貿易の停滞により、保護貿易主義や孤立主義を中心とした「反グローバルゼーション」的思想が盛り上がり、地政学的リスクをもたらしている。欧米諸国の中には、「EU木材規制」米国の「改正レイシー法」などの新たな経済的障壁を設ける国も現れた。

比較的成熟した市場経済を有する広東省は、顧客である貿易相手国の要件に従って輸入・生産・輸出を行っている。米国の「改正レイシー法」の発布を受け、広東省の家具業界は同改正法の諸要件を遵守して米国から直接原材料を買い入れ、生産を米国の品質基準に即した形で行うように生産体制を整えた。例えば、米国に輸出されるすべての木製家具および木製床材のホルムアルデヒド発生量はカリフォルニアの強制基準を満たさねばならないと定めた要件に従って、広東省の家具メーカーと木製床材メーカーは米国のホルムアルデヒド発生量に関する強制基準を満たす木質パネルを

輸入し始めた。さらに関係企業は、木材の適法性確認のための活動に積極的に参加している。こうした活動には、各事業者が顧客である相手国の要件を満たす製品を輸出できるようにするための第三者機関によるデュエティリジェンス制度などがある。その結果、「EU 木材規制」と米国の「改正レイシー法」の発布後、広東省の木材加工業者は環境の変化に適応できた。例えば、木製家具用の木材総消費量 507 万 m³のうち、タイから輸入されたゴムの木の量は木材にして 400 万 5800 m³で総消費量の 79.01%、米国からの輸入木材は 113 万 9100 m³で 22.4%を占めており、他にもスウェーデン、フィンランド、オーストラリアなどの国から木製家具用木材を輸入している。このおかげで、さまざまな経済的障壁、貿易障壁は、広東省が買い入れる輸入木材に大きな影響を及ぼさなかった。輸入量と全体に占める割合が少ないにもかかわらず、レッドウッド製家具加工業界のほうがより明白な影響を受けている。

総じて、広東省による木材の輸入および輸出にはこれまで、あまり大きな影響は出ていない。

表 2-8: 広東省による木材および木材製品の輸入量と輸入高

		2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
材木	輸入量 (単位:万 m ³)	159.26	189.43	193.49	220.95	304.62	277.54
	輸入高 (単位:万米ドル)	50,509.73	87,040.41	85,671.97	95,636.82	169,814.55	104,539.22
板目材	輸入量 (単位:万 m ³)	281.71	338.37	356.3	468.43	528.98	622.37
	輸入高 (単位:万米ドル)	90,786.81	116,079.5	127,660.81	178,545.89	225,673.94	221,775.69
合板	輸入量 (単位:m ³)	116,430	102,213	92,484	73,543	74,415	75,907
	輸入高 (単位:万米ドル)	53,646.94	5,343.09	4,922.03	3,325.9	3,742.88	41.49
繊維版	輸入量 (単位:m ³)	62,647	41,987	30,643	22,764	142,794	99,934
	輸入高 (単位:万米ドル)	1,609.58	1,237.88	1,392	1,076.19	3,315.94	3,429.88
パーティクルボード	輸入量 (単位:m ³)	251,928	220,164	246,222	252,800	197,338	20.38
	輸入高 (単位:万米ドル)	4,711.08	4,466.45	4,949.85	4,843.05	4,041.19	4,147.37
木製家具	輸入量(単位: 万個)	34.84	28.53	28.66	47.57	46.3	49.74
	輸入高 (単位:万米ドル)	3,682.02	3,973.16	4,070.35	7,016.03	7,289	8,206.73

表 2-9: 広東省による木材および木材製品の輸出量と輸出高

		2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
丸太	輸出量 (単位:万 m ³)	0	0	0	0	0	0
	輸出高 (単位:万米ドル)	0	0	0	0	0	0
板目材	輸出量 (単位:万 m ³)	0	1	0	0.69	0.65	0.65
	輸出高 (単位:万米ドル)	0	34.99	0	227.88	528.98	234.43
合板	輸出量 (単位:万 m ³)	390,002	562,320	591,144	591,273	664,845	619,589
	輸出高 (単位:万米ドル)	99,392	23,020.16	24,458.57	27,925.98	32,705.95	44.76
繊維版	輸出量 (単位:万 m ³)	121,544	110,975	143,619	74,069	93,847	197,521
	輸出高 (単位:万米ドル)	2,158.41	45,367.8	4,346.62	381,4.57	9,629.03	13,426.42
パーティクルボード	輸出量 (単位:万 m ³)	8,093	5,826	3,190	9,359	48,094	2.07

	輸出高 (単位:万米ドル)	2,158.41	4,536.45	453.55	588.38	2,394.78	1,458.18
木製家具	輸出量(単位: 万个)	7,019.99	6,922.39	6,518.33	6,297.47	6,894.29	7,037.05
	輸出高 (単位:万米ドル)	473,459.4 5	517,375.79	567,427	627,780.78	718,614.2 2	758,205

2.2.6 結論

広東省の木材産業が30年にわたって成長し続けた結果、広東省は木材産業の遅れた省という旧来の立ち位置から、先進的な木材加工システムを持ち世界各地に製品を販売する製紙・木製家具・木質パネル・木工品の世界の木材加工工場の役割を果たす省へと進化した。広東省の木材産業は、省の比較的成熟した市場経済と、何よりも生産業者の誠実さと品質の実績により、国内外の販売および輸出において、生産量の高さと品質の信頼性で良い評判を得るようになった。「高価格による高品質」を追求する競争のメカニズムが普及し、そのことが広東省の木材業者全般に良い結果をもたらしている。

2015年を例にとってみると、広東省の木製家具の輸出量は中国全体の輸出量の30.68%だったが、輸出高で見ると広東省は中国全体の51.76%を占めていた。2016年の1月から11月までの期間には、広東省の木製家具の輸出量が中国全体の27.42%で、輸出高では中国全体の50.19%を占めていた。

2.3 中国の民間企業による海外投資と事業統合の事例

中国の林業会社が近年、「グローバルな事業展開」を加速的に推進し続けたことにより、事業規模は累積的に拡大し、事業領域も徐々に広がっている。しかし、海外の林業への投資と協力は、複雑さを増し続ける外部環境にも直面している。2014年末までに、中国による海外の林業への投資資本は金額にして23億4000万米ドルに達し、20カ国以上で購入または賃借した土地は610万ヘクタール、実施した海外投資・協力プロジェクトは約200件となった。海外の林業への投資・協力を携わる中国企業は、主に木材伐採、一時加工、木材製品および家具の製造に従事している。

中国企業による林業への投資を受け入れている外国の多くは、国内経済成長に不利な環境、相対的貧困にある人口の多さ、無能な政府と意思決定の不透明性などの課題を抱えている。中には、深刻な汚職が蔓延している国もある。このような要因が、中国企業による海外投資にさらなるリスクをもたらしている。さらに中国企業の間には、投資能力のばらつき、能力不足、企業間の激しい競争、国際協力における経験とリスク回避能力の不足、一部の企業に見られる順法精神と環境意識の欠如（そして、こうした企業による中国の国際的イメージの下落）など、否定できない事実が存在している。また、一部の企業は、必要な情報を入手できない体制、準備不足、融資を受けるのが難しい状況、不完全かつ非体系的なリスク回避対策、受入国の税法および規制に関する理解の欠如、外部資源の活用不足、受入国の政府との意思疎通のまずさ、投資・協力後の事業統合や紛争解決に払う注意の不足などの課題にも直面している。こうした課題が事業の成長を深刻なレベルまで制約している。

その結果、中国国家林業局と中国商務部が共同で「中国企业境外可持續森林培育指南（A Guide on Sustainable Overseas Silviculture by Chinese Enterprises/中国企業による海外における持続可能な森林造成に関する指南書）」を、続いて「中国企业境外森林可持續经营利用指南（A Guide on Sustainable Overseas Silviculture by Chinese Enterprises/中国企業による海外での持続可能な森林経営に関する指針書）」を発表する運びとなった(以下、この二つの指南書をまとめて「両指南書」という)。中国企業がグローバルに事業を展開する際には、両指南書が提示する指針と規制に基づいて、持続可能な森林経営と地域開発への配慮を強めることが望まれる。中国企業は、地域社会に資するという原則と信条に即し、経済・社会・環境への統合的な利益を最大化することをより重視して持続可能な森林経営のための実践を導入し、自社の海外開発と地域社会の経済・社会・環境の開発を協調的に組み合わせていく。国内外の組織による広報と支援のもと、中国政府は利害関係者である諸企業に両指南書の実施を奨励し、その実践のためのトレーニングと指導を提供し、それらを企業による海外の森林経営・活用の業績評価に段階的に組み込むことになる。

中国企業による海外投資は総じて年々増加しているが、投資はまだ「乳児期」と呼べる段階にあるため、中国企業が指揮する海外の合併はないに等しい。

2.3.1 中国企業による海外投資の概観

中国の林業は近年、グローバルな事業展開を加速的に進めており、海外の森林投資の画期的な手法が次々に現れている。

現在、中国企業による海外投資の実践は、ロシア・アフリカ・東南アジア・米国などでの木材伐採、一次加工、木製の製品および家具の生産が主軸となっている。投資手法は、単なる木材伐採と一次加工から木材伐採・高次加工・貿易を一元的に行うスタイルへと、また企業が森林資源を直接購入または賃借するやり方から買収・合併事業・戦略的提携・株式交換などのさまざまな協力パターンへと移行するなど、大幅に変化した。

中国林業局は諸政府間・銀行間・企業間の協力のためのプラットフォームを提供し、適切な条件を満たす森林事業者による融資の申請を可能にする新しい協力のメカニズムと方法を導入している。

2.3.1.1 海外投資の受入国別分布

ある中国の組織が2013年に実施したアンケート調査によると、中国企業が投資を行った国は2013年末までに65カ国にのぼっており、そうした中国企業の海外投資の大半がロシアに集中していた。中国企業557社が海外に森林投資会社589社を設立し、その海外直接投資額は39億1800万ドル、購入・賃借した森林地の面積は5636

万 8000 ヘクタール にのぼり、受入諸国に合計 2 万 9000 人（うち中国人以外の従業員が 1 万 8000 人）を雇用している。

これらの中国企業 589 社のうち、ロシアに海外投資を行っている企業が最も多い。企業数で見れば最大 291 社で、全体の 49.1%にあたる。第 2 位はラオスで、投資している中国企業は 70 社にのぼり、全体の 11.8%を占めている。第 3 位が米国で、23 社（全体の 3.9%）が投資している。カンボジア、ガボン、カナダ、ニュージーランド、インドネシアもそれぞれ中国企業 10 社以上を受け入れている。これらの中国企業 589 社は世界の 6 大陸に分布し、その内訳はアジア 141 社、アフリカ 68 社、南米 17 社、オセアニア 40 社、北米 19 社、ヨーロッパ 14 社であり、割合で見るとアジア 23.9%、アフリカ 11.5%、南米 2.9%、オセアニア 6.8%、北米 3.2%、ヨーロッパ 2.4%となっている。

(1) 購入・賃借した森林地の分布

中国の林業企業が購入または賃借した海外の森林地は増加している。その総面積は 4300 万ヘクタール超で、その中で約 4000 万ヘクタール、割合にすると全体の 92.7%がカナダ・ロシア・ギニア・コンゴ・ガボンの 5 カ国に位置しており（森林地面積の大きいものから順に記載）、割合にするとカナダが全体の 42.4%、ロシアが 41.3%と特に多く、続いてガイアナ 3.2%、コンゴ共和国 3%、ガボン 2.9%、その他の受け入れ国 7.3%に分布している。

(2) 年間木材採取量の分布

中国の林業企業が海外で採取した木材の量は年間およそ 1520 万^m³ となっており、そのうち約 1400 万^m³（全体の 92.3%）がロシア・カナダ・ニュージーランド・パプアニューギニア・ガボンの 5 カ国（採取量の大きいものから順に記載）で採取されている。割合で見ると、採取総量の 59.9% がロシア、19.2%がカナダ、7.4%がニュージーランド、4.2%がパプアニューギニア、1.6%がガボン、残り 7.7%がその他の国で採取されている。

(3) 海外資産の分布

中国の林業企業が実際に所有する海外資産総額は約 37 億米ドルにのぼり、うち 29 億 7100 万米ドル（全体の 80.5%）がロシア・ガイアナ・カンボジア・コンゴ・カナダの 5 カ国（資産額の大きいものから順に記載）に集中している。具体的には、総海外資産のうち 18 億 2300 万米ドル（全体の 49.4%）がロシアに、5 億米ドル（13.6%）がガイアナにある。

(4) 実際の投資額の分布

2012 年末の統計調査の途中集計によると、さまざまなタイプの中国企業 557 社が海外に投資・設立した林業企業は計 589 社で、その実際の投資額の総計は約 39 億 1800 万米ドルとなっていた。この投資総額中、38 億 6800 万米ドル（全体の 98.7%）

がロシア・ガボン・ラオス・ガイアナ・ニュージーランド・ジョージア・カナダ・カンボジア・赤道ギニア・フランスに分布していた(投資額の大きいものから順に記載)。最も多額の投資を受けているのはロシアで、その投資額は 29 億 8500 万米ドルで、海外への林業投資総額の 60.9%を占めている。第 2 位はガボンで、投資額は 2 億 8900 万米ドル(全体の 11.9%)だった。ラオスは 1 億 6900 万米ドルの投資を受け、投資総額の 7.6%を占めていた。下の図を参照のこと。

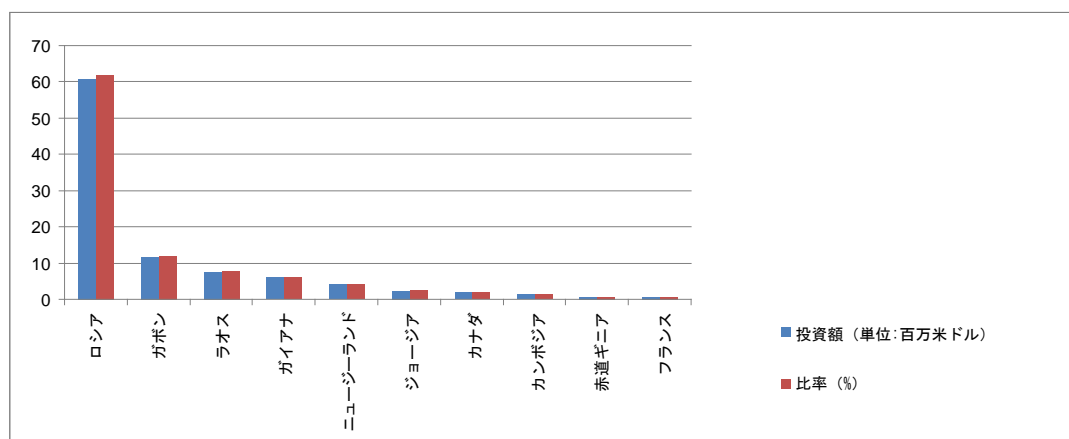


図 2-8: 中国企業による海外の林業への投資額(国別)

受入地域で見ると、圧倒的な割合を占めるロシアを除き、アフリカが第 2 位につけ、投資額 3 億 3200 万米ドル(全体の 8.5%)を受け入れている。また、2 億 800 万米ドル(全体の 5.3%)がアジアに、1 億 300 万米ドルがオセアニアに、7700 万米ドルがヨーロッパに、そして最も少額の 4800 万米ドルが北米に投資されていた。下の図を参照のこと。

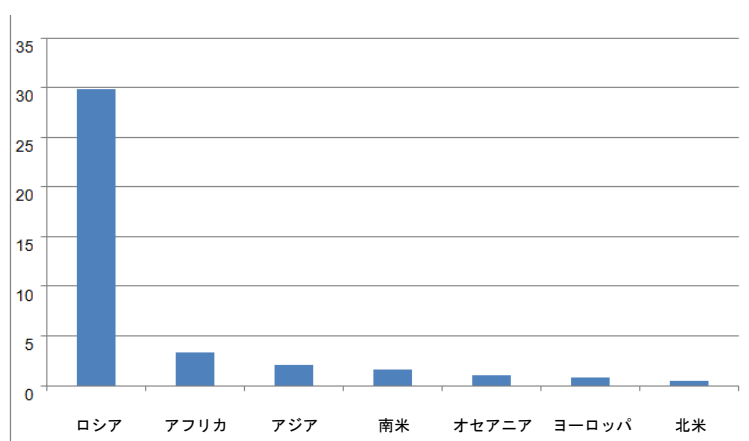


図 2-9: 中国企業による海外の林業への投資額(大陸別)

2.3.1.2 被投資産業

中国企業が投資・設立した海外の林業企業 589 社中、森林伐採と材木および板目材の一次加工に従事している企業は 391 社で全体の 66.4%、70 社が植林業者で

11.9%、61社が家具メーカーで10.4%を占めており、技術の研究開発および譲渡に従事している企業はわずか3社しかなく、比率も最も少ない0.5%であった。

2.3.1.3 海外投資の省別内訳

海外で林業事業を営んでいる投資家のトップ10は黒竜江省、山東省、雲南省、江蘇省、吉林省、浙江省、国家政府の運営企業および林業工業集団4社、内モンゴル自治区、広東省、遼寧省で、これらの経営する林業事業が全体の80%以上を占める。

黒竜江省は中国の全省中、海外に最大数の林業企業を所有する省であり、その企業数は177社で、全体の30.1%を占めている。次点が山東省で、海外に林業企業を60社所有し、全体の10.2%である。続いて雲南省が42社を営し、7.1%を占めている。

投資額で見ると、投資家トップ10は黒竜江省、国家政府の運営企業および林業工業集団、山東省、吉林省、広東省、江蘇省、新疆ウイグル自治区、河北省、遼寧省、浙江省で、これらの投資総額は40億米ドル近くにのぼり、中国による海外の林業への投資総額の99%を占めている。中でも、黒竜江省の投資額が最も多く、金額にして25億3100万米ドルで全体の64.6%となっている。続いて山東省が投資額3億8500万ドルで全体の9.8%、国家政府の運営企業および林業工業集団が投資額3億5400万ドルで9.0%を占める。

2.3.1.4 被投資企業の所有形態

中国企業が投資している海外の林業企業589社の大半が民間企業で、その数は519社にのぼり、全体の88.1%となっている。国営企業が38社で全体の6.5%、これら以外の所有形態の企業が32社（半官半民企業など）で5.4%を占めている。

国営企業38社中で最多数を占めるのが国家政府の運営企業18社で、他に8社が国有林業会社、12社が林業以外の国有企業となっている。

投資額で言えば、民間企業が最も多額の投資を受けており、その投資額は最大35億400万米ドルで、投資総額の89.4%を占めている。国営企業への投資額は4億1400万米ドル（全体の11.6%）となっている。

国家政府の運営企業への投資額は3億8100万米ドルで、国営企業への投資総額4億1400万ドルの大半である92%を占めている。その他のタイプの国営企業への投資額が2900万米ドル、林業工業会社への投資額が400万米ドルとなっている。

2.3.2 中国企業による対ロシア林業投資の概観

中国企業による林業への投資先として、ロシアが最も人気の高い国となっている。

ある中国の組織が行ったアンケート調査によると、2013年末までに、中国企業109社（ロシア国内の中国企業数は291社）がロシアで賃借した森林地は計1793万ヘク

タールにのぼり、中国企業が海外で購入または賃借した森林地総面積の 41.3%を占めていた。これらの森林地の森林在庫総量は 11 億 2000 万³mにのぼっていた。協定で定められた年間採取量は 1751 万³mだが、実際の年間採取量は 893 万³mだった。また協定で定められた材木の年間加工量は 472 万³mだが、実際の年間加工量は 423 万³mだった。板材などの一次加工製品が製品の大半を占めていた。協定上の投資または契約金の総額は 25 億 8000 万米ドルだが、実際の投資額は 9 億 2000 万米ドルであった。こうした海外企業が所有する資産の評価額は 18 億 2000 万米ドルであり、これら企業の年間収益は 11 億 3000 万米ドルであった。従業員数で見ると、中国から派遣された従業員数が 4700 名、中国人以外の従業員数が 9500 名となっていた。生産された製品の大半が中国市場で売られており、一部の製品がロシア、ごく少数が日本や韓国などに販売されていた。

(1) 投資の省別内訳

中国企業がロシアで投資・経営している企業数とその投資額で見ると、ロシアの森林に投資している省の投資額で見たトップ 3 は黒竜江省・吉林省・山東省である。黒竜江省が 184 社を設立して 24 億米ドル、吉林省が 28 社で 2 億 7000 万米ドル、山東省が 20 社で 1 億 7000 万米ドルを投資している。内モンゴル自治区もロシアに林業企業を 22 社設立しているが、現時点で投資は行われていない。投資額が 1 億米ドル

以上の中国企業は 4 社あり、中でも黒竜江省の嘉荫易通木业有限公司（Jiayin Yitong Timber Industry Co. Ltd.）はロシアの投資額が最も大きく、計 15 億米ドルにのぼっている。下の図を参照のこと。

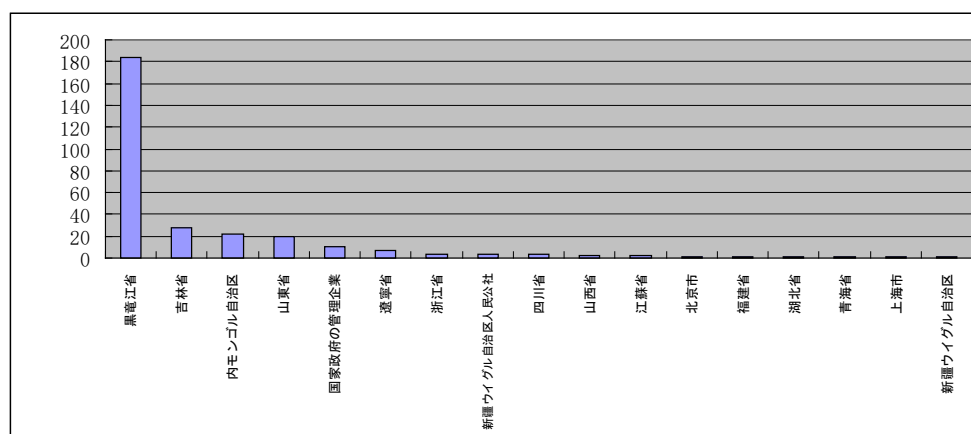


図 2-10: 中国企業が投資しているロシア国内の企業数

(2) 製品種別

中国がロシアに設立した林業企業 291 社中、大多数にあたる 261 社は板目材の加工に従事しており、全体の 89.7%となっている。13 社が家具メーカーで全体の 13%を占めているほか、木製品メーカー 6 社、木製床材メーカー 4 社、合板メーカー 3 社、中密度繊維版（MDF）メーカー 2 社、ベニヤ板メーカー 1 社、木質ペレットメーカー 1 社となっている。

2.3.3 中国企業によるアフリカへの林業投資の概観

アフリカは中国企業による林業投資の受け入れ先として、ロシアに次ぐ第2位の地域となっている。

現在、アフリカに林業投資を行っている中国企業は65社にのぼり、その多くがガボン（14社）・ナイジェリア（7社）・ザンビア（7社）・コンゴ共和国（7社）に投資している。さらに、ベニンに4社、アンゴラに3社、アルジェリア・エチオピア・赤道ギニア・コンゴ民主共和国・ガーナ・ジンバブエ・カメルーン・ケニア・南アフリカ・ウガンダに各2社、エジプト・ギニア・リビア・モザンビークに各1社の中国企業が投資を行っている。

アフリカで最も多額の投資を受け入れている国はガボンであり、投資総額は2億8900万米ドルで、中国の林業企業による海外投資総額の7.4%を占めている。

木材の一次加工には一般に、森林からの木材伐採、板目材と板材の製造が含まれるアフリカには中国が出資した木材の一次加工会社が39社あり、それらの多くがガボン（14社）・コンゴ共和国（6社）・ザンビア（4社）に所在している。他にもベニン（3社）・アンゴラ（2社）・赤道ギニア（2社）・コンゴ民主共和国（2社）・ギニア（1社）・カメルーン（1社）・リベリア（1社）・モザンビーク（1社）・南アフリカ（1社）・ナイジェリア（1社）にも分布している。

また、アフリカで合板生産事業に出資している中国の木質パネル企業が現在6社あり、うち3社がナイジェリア、1社がウガンダ・ケニア・エチオピアにそれぞれ所在している。アフリカに投資している木製床材メーカーも3社あり、エチオピア・ベニン・ガーナに1社ずつとなっている。

2.3.4 中国政府による海外の林業への投資政策

中国企業による海外の林業への投資の金額と規模は依然として、エネルギー、鉱物などの他の産業に比べると比較的小さい。また投資家の多くが民間企業で、投資が小規模で、かつ分散していることを特色としている。そのため、林業部門はいまだに中国の海外投資の重点領域に加わることができていない。そのため、中国政府は海外の林業への投資に戦略的重要性を見出しておらず、林業部門を特に優遇する海外投資政策も打ち出していない。林業は輸入税率および輸出税率の調整、輸入税の払い戻しなど、いくつかの政策の詳細の一部として組み込まれているにすぎない。

輸入については、輸入税率の引き下げが、森林資源および商品の輸入を増やすための政策実施の主要な方向となっている。

輸出に関しては、ターニングポイントが訪れたのは2009年である。2009年までは、輸入税の払戻額の引き下げが、国内の木材資源の輸出を制限する主な手段として使われてきた。しかし世界金融危機を受け、2009年以降は国内産森林製品の輸出が

低迷し、生産過剰に陥った。この状況に対処するため、中国政府は森林製品に対する輸入税の払戻額を増やし、木材加工業を優遇する政策を打ち出して、余剰になっている製品を捌くため、輸出に注力するインセンティブを提供した。

海外の林業への投資に直接関連する政策は次の通りである。

- (1) 「中国企业境外森林可持续经营利用指南（A Guide on Sustainable Overseas Silviculture by Chinese Enterprises/中国企业による海外での持続可能な森林経営に関する指針書）」 - 2007年8月に中国国家林業局と中国商務部が発表
- (2) 「中国企业境外可持续森林培育指南（A Guide on Sustainable Overseas Silviculture by Chinese Enterprises/中国企业による海外における持続可能な森林造成に関する指南書）」 - 2009年3月に中国国家林業局と中国商務部が発表
- (3) 「林業の発展に向けた金融開発に関する協力協定（Cooperation Agreement on Development Finance in Support of Forestry Development）」 - 2012年9月に企業のグローバルな事業展開と海外の森林資源の開発を促進する強力な融資支援の強化を目指し、中国国家林業局と国家開発銀行間で締結された。

2.3.5 中国企業による海外の林業への投資の事例

2.3.5.1 中国・ロシア政府間協力枠組みに基づく林業への投資・協力の事例

2000年9月に開催された第5回中露首脳間定例会合にて、「極東ロシアの森林資源の共同開発および持続可能な活用に関する了解覚書（The Memorandum of Understanding on Cooperative Exploitation and Sustainable Utilization of Forest Resources in Far East Russia）」が締結された。中露はこれまで、本了解覚書に基づく基本計画の3つの段階を合同で立案している。第1フェーズでは投資額61億2000万元で5つの木材加工区域の整備、第2フェーズでは13億7000万元で3つの木材加工区域の整備、第3フェーズでは48億7000万元で3つの木材加工区域の整備を行う計画になった。

(1) 山東省が実施する第1フェーズのプロジェクト

山東省は2007年に13業者を招き、第1フェーズ・プロジェクトの顔合わせ会合を行った。山東省は続いて各関係業者を促し、ロシアを訪れロシア政府の関係省庁と会合する視察旅行を実施した。また、第1フェーズの計画案にある開発と建設プロジェクトへの融資を提供するための銀行業者代表団も編成した。

2008年12月に、山東省の烟台经济技术开发区销售中心（山東省烟台経済・技術開発地区販売センター）と恒大西伯利亚有限公司（Hengda-Siberia Co. Ltd.）がロシアで、中露托木斯克工貿協力地区開発投資有限公司（China-Russia Tomsk Industry and

Trade Cooperation Zone Development and Investment Co. Ltd.) という名称の合併会社を登記した(その後 2011 年に株主構成が変わり、恒大西伯利亚有限公司が 58.71%、中航林业有限公司[AVIC Forestry Co. Ltd.]が 40%、中航国际控股有限公司[AVIC International Holding Cooperation]が 1.29%となり、登記資本金 1 億 4900 万元に変更されている)。この合併会社は計画された区画の建設・開発を担当した。2012 年末までに、同区画内に計 14 社が設立された。累積投資額は 2 億 2700 万米ドルで、本建設プロジェクトの投資総額の約 33%となった。

烟台西北林业有限公司 (Yantai Northwest Forestry Co. Ltd./以下、「西北林業」という) は 2003 年 10 月、烟台経済技術開発区 (YEDA) 内に登記資本金 1 億 6000 万元で設立された。その 1 か月後、西北林業が「シベリア公社」の所有分株式の 100% を取得した。2011 年 7 月に西北林業の再編により、中航林业有限公司が設立された。

同社の登記資本金は 5 億 5500 万元で、その 52%を中航国际控股有限公司 (AVIC International Holding Corporation/以下、中航国际という)、残りの 48%を西北林業 (38%) と烟台经济技术开发区销售中心 (10%) が管理することになった。これにより、西北林業 (民間企業) がロシアに所有する森林資産を、中航国际 (国营会社) が西北林業との提携を通じて利用できるようになった。中航国际は中航林业の支配権を得たのち、「中露共同森林資源開発」の第 1 フェーズ計画のもと、森林資源の開発・活用に乗り出した。2013 年 9 月に中航林业はある中国の銀行から、第 1 フェーズ計画の建設・開発プロジェクトのために 1 億 7000 万米ドルの融資を受けた。中航国际が融資金全額と融資提供全期間について連帯保証人となったことで、中航国际の与信限度額が大幅に引き上げられ、本プロジェクトへの資金調達を加速化する大きな力となった。

(2) 黒竜江省が実施する第 2 フェーズのプロジェクト

中国とロシアは 2009 年 6 月に行われた第 20 回ハルビン国際経済貿易博覧会 (哈尔滨国际经济贸易博览会) にて、中露集中的木材加工協力プロジェクトの顔合わせ会合を共同開催している。その席で、第 2 フェーズの計画の詳細とプロジェクトの内容を参画企業に発表した。中国商務部は 2009 年 9 月にも、吉林省長春市で開催された中国・北東アジア博覧会 (China-Northeast Asia Expo) の期間中に、中露集中的木材

加工協力プロジェクトの顔合わせ会合を開き、第 1 フェーズと第 2 フェーズの両段階のプロジェクトをしっかりと説明した。黒竜江省による予備調査と取り決めに基づいて、俄罗斯新春木业有限公司（Russia Xinchun Timber Industry Co. Ltd.）、アムール木材工業有限公司（Amur Timber Industry Co. Ltd.）、俄罗斯耐力木材有限公司（Russia Naili Timber Co. Ltd.）が計画されている 3 件の建設プロジェクトを 1 件ずつ担当する施工業者に指名された。2012 年末までに、この 3 つの区画に海华木业有限公司（Haihua Timber Co. Ltd.）、上海森达木业有限公司（Shanghai Senda Timber Industry Co. Ltd.）、大自然地板（Nature Flooring）などの企業計 7 社が入居した。

(3) 山東省が実施する第 3 フェーズのプロジェクト

計画されている区画は、山東市順和木业有限公司（Shandong Shunhe Timber Industrial Co. Ltd.）、阳新欧亚集团（Yangxin Eurasia Group）とイルクーツク州で現在木材の伐採や加工事業を展開しているその他の企業が敷設した土台の上に建設される予定である。

最終的に、中国政府が計画した海外投資区画が確固たる基盤を築き、他の中国企業による海外投資に力強い支援を提供できるようになる。中露間で立案する共同森林資源開発計画立案が、中国企業による海外投資の規範となる役割を果たす。

2.3.5.2 企業主導による戦略的パートナーシップの事例

さまざまな契約形態に基づく、複数の利害関係者による戦略的パートナーシップの数々が、企業によって締結されている。こうしたパートナーシップは、国際化を進める中で参画企業の能力の向上とリスク軽減を図る力となる。

(1) 民間企業と国営企業間協力の事例

現在の中国の状況においては、民間企業と国営企業間の協力という形態をとることで、中国の民間企業にとって資金調達の課題を最も満たしやすくなるため、こうした協力形態が中国の民間企業による海外投資に最も活用されている。

黒竜江省白山林木业有限公司（Heilongjiang Baishanlin Timber Industry Co. Ltd./以下、白山林公司という）は大兴安岭林业集团公司（Daxing'anling Forestry Group Corporation）と共同で、ガイアナにて森林資源開発プロジェクトを進めている。このプロジェクトは民間企業と国営企業間の協力による事業形態の模範例となるもの

である。ガイアナは豊かな森林資源に恵まれ、成長中の木材在庫 20 億^m³を持ち、上質な樹木種 30 種以上を有している。ガイアナは材木の輸出を許可しており、林業を自国の基幹産業のひとつとみなしている。また、海外の投資家を自国の森林資源の開発に積極的に誘致することも行っている。白山林公司是上質な樹木の木材を 30 万^m³分伐採して加工することを計画しており、その木材製品は中国市場に供給される予定である。白山林公司是 2009 年に、当初は自然人（個人）所有による民間企業として設立された。その主要事業は木材加工と輸入・輸出貿易であり、ガイアナに面積 44 万ヘクタールの森林資源を所有している。同社の個人株主はガイアナで 10 年以上の事業経験を有し、国内全域の林業に精通している。しかし彼らは資本金不足と事業の継続展開に伴うリスクの高さのせいで、長期的かつ多額の資金支援が確保できずに四苦八苦している。このことから、資金調達が困難なために、会社がそれ以上成長できないという「ボトルネック」に陥っていることがわかる。1963 年に設立された大興

安岭林业集团公司は、国营林业会社 4 社のうちの 1 つである。中国で国内における木材伐採が禁止されたことを背景に、同集团公司はその資金面・技術面・人材面・信用面の優位性を活かして「海外投資」を実施し、海外の森林資源を活用することを強く望んだが、そうした海外投資の経験と投資を行うプラットフォームの深刻な不足という足枷に阻まれている。そのため、大興安岭林业集团公司と白山林公司是、経営理念、経営・管理モデル、利害やニーズなどの面で、互いに足りない部分を的確に補い合える関係になれる。

この 2 つの企業間で、金融機関の仲介・支援を受けて行うプロジェクト協力の潜在力・意欲・意図を包括的に分析した結果に基づき、大興安岭林业集团公司の海外投資会社である兴安国際（Xing An International）が白山林公司与、ガイアナにおける共同森林資源開発協定を締結した。本協定によると、[白山林公司的]個人株主が、本プロジェクトを通じて債務者の支配株主に年間 3000 万元以上の利益をもたらすことを約束し、この条件と引き換えに大興安岭林业集团公司が本プロジェクトに参加している。兴安国際は撤退戦略として、白山林公司的個人株主がこの協力の終了時に本プロジェクトが稼いだ資産の評価額に基づいて、兴安国際の所有分株式を取得できるという条件も定めている。これにより、白山林公司的個人株主が有する適法的な権利が保証され、彼らが兴安国際の本プロジェクトへの参画を積極的に歓迎するようになる。

2012 年前半に、大興安岭林业集团公司はその海外投資会社である兴安国際を通じ、白山林公司的発行済み株式 51%を取得して同社の支配株主となった。民間企業である白山林公司是国营企業との協力から、事業経営を安定化させ、伐採作業者の職業能

力を高め、商品の販売チャネルを拡大し、自社の全体的な強みを強化するという恩恵を受けている。大興安嶺林業集团公司は、民間企業の株主になることを通じて、「海外投資」への礼儀に則った正しいアプローチを見出した。大興安嶺林業集团公司が参画する前は、白山林会社が債務者として提供できる担保はガイアナの森林地の森林資源と同社の個人株主の財産が主であり、本プロジェクトの融資リスクを担保するのには不十分であった。大興安嶺林業集团公司は本プロジェクトに参画後、国家開発銀行の支援を得て、債務全額の連帯保証人となった。これにより、本プロジェクトの債務保証の限度額が大幅に引き上がり、それまでであったカントリーリスクと債務者の信用リスクが回避され、完璧な与信確保構造を築くことができた。

ここに紹介してきたプロジェクトは、民間企業と国営企業による海外森林資源の共同開発の成功例のひとつである。この国営企業と民間企業の協力の特筆すべき点は、大規模な国営林業会社が有する経営面・技術面・人材面・信用面の優位性と、民間企業が有する受け入れ国の政策・法律・投資文化に対する深い理解と柔軟な経営・業務形態という利点をもって、互いの不足している部分を補い合い、森林資源を活用しやすくしたことである。このような補完関係により、本プロジェクトの融資リスクが低減し、円滑なプロジェクトの実施が保証される。本協力の最大の特色は、国営企業がプロジェクトの支配株主兼資金調達者として参画し、債務保証を確実なものとし、その結果、債務者の統合的な強みの強化に一役買っていること、協定の両当事者に権利と責務を与えることにより本協力関係の発展に全力を注ぐ情熱を最大限まで高めていること、国営企業が提供する確かな債務保証を活かして本プロジェクトが抱えていた与信構造の課題の解決を図ったことにある。

2012年5月1日に施行された「中央企业境外投资监督管理暂行办法（国家政府の運営企業による海外投資の管理・運用のための暫定法）」（国務院国有資産監督管理委員会令第28号）に、「原則として、国家政府の運営企業はその主たる事業に属さない海外投資は行ってはならない」と規定されていることに留意しなければならない。「主たる事業ではない事業への投資が何らかの理由で必要になった場合、国務院国有資産監督管理委員会の承認を得る必要がある」と定められている。本暫定法が公布されたことで、林業に関係のない国家政府の運営企業と協力している民間企業が銀行から受けられる融資が制限された。直近では、中国诚通控股集团有限公司（China Chengtong Holdings Group Ltd.）の例がある。中国诚通控股集团有限公司が民間企業と協力して、東南アジアの林業への海外投資を行おうとしているが、同公司の主たる事業に基づく制限のため、その手続きは遅々として進んでいない。

(2) 民間企業間協力の事例

民間企業は自社の産業チェーンの川上および川下業界間の関係に根差した協力や、技術面または資本面の相補関係に基づく協力を対象として、海外の森林投資を行うことができる。

中露林業協力の基本計画立案の第 2 フェーズで計画されたユダヤ自治州のバスコヴォ木材工業地区（Baskovo Timber Industrial Zone）が、民間企業間協力の例として登場した。プロジェクトの出資者である黒竜江新春木材（Heilongjiang Xinchun Timber）が、海化集団との間に緊密な協力協定を締結した。新春木材が同地区の周辺の森林地の賃借・木材伐採・輸送などを担当し、参画企業である海化集団が、川上の資源の管理を行い、その代わりに新春木材から木材資源を直接買い入れ、床スラブなどの一次加工品に加工したものを、さらなる加工のために中国に輸送する。海化集団はまた、ロシア国内でバスコヴォ床材会社（Basskovo Flooring Company）という社名を商標登録し、同社の商品をヨーロッパに直接輸出する。

2.3.6 中国企業による海外の森林への投資の成功事例-大自然家居（中国）有限公司

「優良環境保全支援企業」に選ばれている有名な家庭用家具メーカーである大自然家居（中国）有限公司（Nature Home (China) Co. Ltd.）は、森林資源の適法的供給源の要件を遵守し、さまざまな国際組織と協力して木材産業の持続可能な開発に向けた新しいビジネスモデルを構築している。大自然家居（中国）有限公司はまた、海外に産業チェーンを拡大し、ペルーで事業を展開して確固たる地位を築いている。同会社はペルーに事業を設立した当初から、環境にやさしい開発を理念とし、責任感のある事業展開を一貫して推進し、地域密着型経営戦略を展開してきた。これにより、現地の社会面・経済面・技術面の発展に寄与し、その結果、ペルー政府およびその国民から認められ、支援を得ることができた。このような姿勢を通じて、同会社は中国の林業企業が世界でしばしば受けている批判の汚名の一部を覆し、中国の林業部門に対するプラスのイメージのみならず、適法的に事業を運営しているペルーの林業部門に対する良いイメージさえ生み出す力となっている。

大自然家居有限公司は「中国企業による海外の持続可能な森林の経営・活用に向けたイニシアチブ」の発起メンバーの一社として、ペルーで持続可能な開発の考えを実践し、自社と地域社会の利益を統合し、ペルーの実情を加味した環境にやさしい開発への道筋を築いた。その成功は他者が優れた手本とできる事例を提供している。

2.3.6.1 持続可能な森林経営を重視する姿勢が企業の海外展開の土台を築いた

大自然家居有限公司ペルー支社はペルー国内で、法的手続きに則って 29 万 5000 ヘクタールの森林地の 40 年を期限とする土地使用権を取得した。同会社はこの森林地を取得する前に現地調査を行い、使用権の対象となる土地の森林資源の分布状況・森林在庫量、現場の状況、伐採作業の環境、運搬道路、橋、排水溝などを確認した。そしてペルーの現地法や規制に即する形で、長期的な森林経営計画を策定した。具体的には、使用権の対象となる土地を 20～25 カ所の小区画に分割し、自然の再生を加速的に促進するため、伐採できるのは 1 年に 1 区画のみとした。木材伐採作業のための年間作業計画が策定され、伐採割当区画を厳密に守り、ペルーの森林法の規定に準

じて、幹の胸の高さの直径（胸高直径）が60cm以下（胸高直径の要件は、樹木種によって異なる）の木は伐採しないことを徹底させている。また、森林の活用と復旧の両方に力を入れている。伐採後は定期的に、希少な樹木種の苗木を多数植え直し、森林資源をやがて復旧させるために人工的な森林更新を行う。大自然家居有限公司がペルーで所有する森林は森林管理協議会（FSC）のFM（森林管理）認証を取得済み又は取得中であり、その川下の加工工場と輸出業者は完全なCOC（加工流通過程の管理）認証を取得している。そのため、同会社はFSCに認可された商品を直接輸出できるペルー国内で数少ない企業となっている。同会社は納入業者の資格をFSC基準に基づいて審査し、資格要件を満たさない業者を取引先から外している。製材の加工委託を受け、同会社が定めた資材の供給源・品質・物流の管理システムに従って効率的な管理を行っている。

2.3.6.2 集約型加工業態が大自然家居有限公司の海外展開に不可欠な役割を果たしている

大自然家居有限公司ペルー支社は、産業チェーン全体を非常に重視している。同会社は建設済みまたは建設中の自社加工拠点を計6カ所と取引加工業者各社により、森林管理から材木切り出し、板材の乾燥、紫外線照射によるUV塗装、完成品の海外市場への輸出までを網羅する完全かつ全面的な産業チェーンを所有し、無垢床材、多層無垢材複合床材、商用木材などを生産している。同会社の板目材の加工可能量は年間2万5000m³、乾燥可能量は年間2万m³、床材（塗装済み床材）の生産可能量は年間およそ40万m³となっている。2007年に、当時のアラン・ガブリエル・ルドウィグ・ガルシア・ペレス大統領が、当時「メイド・イン・ペルー」の床材の完成品を製造し米国で販売できる唯一の会社だった同会社を訪問している。大統領は、ペルーの森林製品加工産業の新たなステージを開き、ペルーと中国間の友好に貢献した同会社の努力に心から謝意を表した。現在、大自然家居有限公司ペルー支社は、大自然家居（中国）有限公司の海外販売網を活用して、その床材および屋外用パネルの完成品を米国・ヨーロッパ・南米で販売しており、「中国生まれ、ペルー産、世界販売」という商業形態の創出に先鞭をつけた。生産された板目材の大半が中国に輸出され、大自然家居（中国）有限公司の国内生産拠点に良質な半製品として提供されている。同会社の輸出量は近年、ペルーの林業従事企業の中で上位10位以内に入り続けている。

2.3.6.3 生態系の環境保護強化が同会社の海外展開を確実に推進している

大自然家居有限公司ペルー支社は科学的管理、合理的な活用と適法的な運営を実践し、FSC認証に積極的に参加している。同会社は伐採割当量、若い木の伐採禁止、伐採後の植林、水源の保護、生物多様性ホットスポットの保全などを推進するさまざまな対策を導入することにより、ペルーの森林法および森林規制を遵守している。土地使用権対象区域では可能な限り、熱帯雨林の保護と自然な森林更新を推進し、十分な数の母樹を良好な保全状態で維持し、単位区画当たりの伐採強度の低減を常に図っている。1ヘクタール当たりの年間木材収穫量は、ペルーの森林法が許可する範囲内に必ず収まるように厳密に制限されている。また使用権対象地域内で、非伐採保全区域を明確に定め、そうした区域に多数の苗を定期的に植え直して、植林と伐採が正確に釣り合う関係を維持している。このような希少植物種保護の取り組みを、罰則規則

を定め、従業員が罰則を履行するよう監視することで、さらに強化している。水源保護にも注力しており、水源付近に緩衝地帯を設けている。完全な山林火災防止システムが設置され、山林火災に関する現地の規則に従って、必要な設備が整備されている。

2.3.6.4 地域社会の発展に関与することが同会社の海外展開を支える

大自然家居有限公司ペルー支社は、現地の地域社会への支援に積極的に参加しており、二酸化炭素を発生しない「ゼロ・カーボン商品」の開発や、環境保護を推進するさまざまな公益活動の企画・運営を行っている。また、現地の地域社会に多数の雇用をもたらしており、同会社の従業員の95%がペルー国民である。また、現地の先住民にも多数の雇用と技能訓練を提供し、就業率を向上させる力となっている。交通状況の改善に向けたインフラ建設にも出資しており、自社の木材の輸送に関わる問題の解決を図るとともに、現地の人々の日々の交通の利便性も高めている。さらに地域社会や地域住民を支援し、車・発電機・コンピュータ・学用品を地域住民に寄付するなどの活動を通じて学校の施設を改善したり、地域の先住民の半原始的なライフスタイルを変えるなど、現実的な問題の一部の解決も図っている。また、ペルーの総合大学、単科大学、公立学校で林業を学ぶ学生を対象としたインターンシッププログラムを提供したり、従業員の余暇を豊かにするためにサッカー試合を定期的に行ったり、備品や技術の提供を通じて地域の先住民社会のFSC森林認証への参加を支援したり、FSC認証済み商品の販売チャネルの確立を助けたりなどすることで、現地の林業の発展を力強く支援している。

大自然家居有限公司ペルー支社は、中国企業による持続可能な海外展開を成功させた事例を築いている。この成功例は、他の中国企業に、持続可能な経済成長と生態系の環境保護に「ウィン・ウィンの関係」を築くことが、企業が海外で長く存続する大きなカギとなることを認識してもらおう助けとなるものであり、このような成長を勝ち取った経験は広く共有されねばならない。まさにこの目的により、中国国家林業局と中国商務部は、中国政府が大国として掲げる持続可能な森林経営の原則および姿勢と「ウィン・ウィンの協力関係」を再確認するとともに、海外に投資する林業企業に実践的な指針の提供を目的として、「中国企业境外可持續森林培育指南（A Guide on Sustainable Overseas Silviculture by Chinese Enterprises/中国企業による海外における持続可能な森林造成に関する指南書）」を共同発布したのである。

3. 中国政府が講じている違法伐採対策

3. 中国政府が講じている違法伐採対策（森林認証、合法性保証手段の導入など）

中国は責任ある発展途上の大国として確固たる決意をもって、自国においても国際林業協力においても、違法伐採および違法伐採木材取引を撲滅し、世界の森林資源保護を支援し、持続可能な森林管理を推進し、林産物の取引促進を加速させることを約束してきた。

中国政府はこれまでずっと、関係国際条約を実施し、これに付随する義務を果たしているが、関係諸国も伐採の管理を強化して違法伐採や違法伐採木材の取引を根本から撲滅することを期待している。

3.1 中国政府が講じている違法伐採対策

違法伐採に対処するために、生産国に応じた二重構造のシステムが中国政府により採用されている。すなわち国内木材と輸入木材に関するシステムである。したがって、このシステムの下、国内的側面と国際的側面について別個の2種類の固有対策がある。

国内的側面はさらに2つの下位側面に分けることができる。国内森林資源の管理すなわち木材生産と、輸出入貿易（特に輸入）の管理である。3.1.1 と 3.1.2 でこれら2つの下位側面について説明する。

このパートでは国際的側面に重点を置き、3.1.3 以降で詳しく説明する。

3.1.1 違法伐採を根本から撲滅するための国内森林資源管理の強化

中国では成熟した法規制、厳格な規制制度、そして十分に対応できる法執行チームが森林資源管理のために整備されている。とりわけ、天然林ではあらゆる種類の商業伐採が厳しく禁止されており、これにより森林資源が効果的に保護され、違法伐採はほぼ完全に回避されている。

森林資源管理のための確固とした体制が設けられ、法律や規制の制定によって実施されており、中国国内での伐採、輸送、加工および木材・木材製品の利用の合法性が確保される。

3.1.1.1 法律および規制の制定

中国政府は森林資源管理を強化し、違法な伐採行為を禁止するために一連の法規制を制定しているが、特に違法伐採の定義および範囲、ならびに関係罰則基準が定められている。

森林法では、森林樹木の伐採においては森林局によって発行される「伐採許可証」を申請し、これに従って伐採しなければならず、木材輸送業者は森林局によって発行される「木材輸送許可証」を所持していなければならず、木材加工業者は森林局によって発行される「木材加工許可証」を所持していなければならず、木材および木材製品の貿易業者は輸出承認を受け、輸出入を許可する書類を所持していなければならないと定めている。このほか希少種やその製品および派生物の輸出は禁止・制限されることも定めている。違法伐採や希少種の破壊など、違反があれば法律に従って刑事責任が追及される。

森林法実施規則 (Regulations for the Implementation of Forest Law) で経済的罰則を定めている一方で、刑法では刑罰を詳しく規定しており、「森林地資源破壊の刑事事件裁判における法律の適用に関する当該の問題についての最高人民法院の解釈 (Interpretation of the Supreme People's Court on the Relevant Issues concerning the Application of Law in the Trial of Criminal Cases of Destructing Forestland Resources)」では、樹種、伐採量など違法伐採に対する刑罰の根拠と対応する罪および罰則を定義している。

結果として、中国では伐採から輸送、加工ならびに木材および木材製品の輸出入に至るまで、すべての段階が充実した法規制全般によって厳しく規制されている。こうした規制の重大な違反があれば刑罰に問われる。

3つの許可制度（すなわち伐採許可、輸送許可および加工許可）は、中国において森林資源を管理し、違法伐採問題に取り組むときの最も効果的な管理手法となっている。伐採割当量を管理するシステムと併せて、伐採後の森林再生および年間木材生産計画、そして本格的な法執行機関の整備と法執行の強化、これらによって森林資源の合理的で持続可能な利用が効果的に保証され、違法伐採の発生を根本からほぼ撲滅している。

下表で木材伐採許可、木材輸送許可および木材加工許可に関する具体的手順について説明する。

表 3-1: 伐採に関する 3 種類の許可の仕組み

許可	条件	手続き	所要期間
木材伐採許可	(1) 申請者は森林の所有者または経営者でなければならない。 (2) 伐採を申請する森林は森林法第 31 条の規定を満たしていなければならない。 (3) 森林法実施規則第 31 条で定められる状況は発生していない。	(1) 伐採会社または個人が現地森林局に申請する。 (2) 現地森林局は申請内容を調査し、承認後、県級の森林局に提出する。 (3) 申請が要件を満たしているとみなされた場合、県級の森林局またはその認可機関が申請者に木材伐採許可証を発行する。それ以外の場合、申請の不適格理由についての説明を申請者に通知し、不服審査請求または訴訟提起の	申請受理の可否についての決定は申請受付から 7 就業日の間に下される。

		権利について申請者に知らせる。	
木材輸送許可	(1) 木材伐採許可証の所持 (2) 税関申告書および県内木材輸送許可証の所持 (3) 木材加工許可証の所持 (4) 関係税金および料金請求書の所持 (5) 郷級の森林局により発行される有効期間延長および／または移送についての証明書類の保持	個々の申請者により申請され、要件を満たしていれば処理されるが、不適格であれば理由の説明とともに返される。	3日
木材加工許可証	申請者は以下でなければならない： (1) 独立会計で、資金を自己調達しており、民事責任を負うことができる。 (2) 十分に発達した財務部門があり、健全な財政管理システムをもっている。 (3) 加工事業範囲に合った一定の場所と施設を所有している。 (4) 加工事業規模に合った登記資本金がある。 (5) 関係法規制で定められるその他の条件を満たしている。	申請者は県級の森林局に対して申請し、必要な書類を提出する。県級の森林局は申請者の資格と提出書類を審査して確認し、森林資源の現状、商業木材伐採割当量、市場の需要を勘案して、その管轄区内に必要な木材加工業者の数についての森林局の判断に基づいて、申請を処理するかどうか決定する。	申請受理の可否についての決定は申請受付から 20 就業日の間に下される。

伐採割当量システム：森林法第 29 条では、国家は年間森林伐採率について、消費量が成長量を下回るという原則に従って厳格に制限するということを定めている。伐採の年間割当量については、国有の森林および樹木に関しては国有林業事業体・機関、農場、工場および鉱山を単位とし、集団所有の森林および樹木ならびに個人所有の樹木に関しては県を単位として算出され、省、自治区、直轄市の林業所管部門によって取りまとめられ、当該級の人民政府による審査・確認を経た後、国务院の承認を求めて提出されなければならない。

3.1.1.2 法執行機関の設置

森林法および関係法規制の完全な実施と違法伐採の抑止を目的として、国家林業局（SFA）は、中国全土の様々なレベルの森林公安室（forest public security office）による森林管理法執行を監督し、森林や野生動物資源の破壊という違反および犯罪に対する法執行のための統一的な活動や特別な運動を組織して調整し、国が優先的に保護している森林資源や野生動物資源が破壊されるような重大な事件を捜査・調査し、森林地域での統合的な保安管理を監督する、森林公安局（Forestry Public Security Bureau）を設置した。様々なレベルの森林局や公安組織もまた、森林に関する違法

活動に対処するために各自の管轄区内で個別の問題に対応する森林公安室ないし森林警察署を設けている。一方、草の根レベルの法執行部隊として、様々なレベルの現地森林局に従属し、県級以上のレベルの森林局によって監督される木材検問所では、輸送される木材に必要な書類をチェックし、違法に伐採された木材を押収し、重大な事件を暴く森林公安室を補佐している。

3.1.2 違法木材の取引を避けるための木材輸出入貿易の管理強化

3.1.2.1 法律および規制の制定

商品貿易の一端として、木材貿易もすべての関係法規制において該当する。木材貿易に対する要件は数多くの法律や規制で定められている。例えば外国貿易法、関税法、輸出入商品検査法、森林法、貨物輸出入管理規制（Regulation on Administration of Import and Export of Goods）などがある。概して、これらの要件は木材の特性に特化して特別に定められている。例えば、CITES 附属書 I に列挙される商業取引の禁じられている種や国内法規制で規定される取引禁止対象種である動植物の検査検疫について定めているのであるが、どのような点に関しても営業活動に対する敷居は高くない。

貿易の自由化・円滑化という国際的傾向に対応するために、木材貿易業務許可の取得条件が大幅に緩和された。すなわち、貿易業務免許を所持するすべての企業は木材貿易を行うことができる。

3.1.2.2 法執行の強化

海関総署（GACC）は輸出入貿易を含む国内向けおよび海外の活動を監視する国境機関であり、3 層の組織構造になっている。海関総署は最上位に位置し、中位には広東下位税関（Guangdong Sub-Administration of Customs）、天津と上海それぞれにある 2 監督事務所そして 41 の地区税関（Customs District）があり、最下位には 562 の現地税関がある。職員総数は約 50,000 人である（税関の密輸取締官を含む）。

中国税関の法執行とその管理の実績や能力は国際的に認められている。3 つのレベルすべてで密輸対策局を置き、その職員は警察に属する密輸取締官として働き、強力な抑止力をもち、優れた執行力を効率的に発揮している。

木材輸出入貿易については、SFA は中央森林局として税関や輸出入品の検査検疫を担当する対応部署と緊密に協力して、木材および木材製品の輸入を監視している。

中国は世界第二位の経済国であると同時に世界第二位の貿易国でもある。概して、十分に発達した法規制が存在し、厳格に施行されているおかげで、木材を含む中国のあらゆる物品の輸出入貿易は十分に規制されており、このような貿易に関する統計の精度は高い。木材の違法な取引は、とりわけ密輸との闘いにおける厳しい措置の採用によって劇的に減少している。

中国政府は違法伐採に対し一貫して明確な態度をとり続けている。自国内では違法伐採に断固として立ち向かって根絶する一方、諸外国での違法伐採を厳しく取り締まるために国際社会を積極的に支援し、絶えず国際協力を強化すると同時に、木材および木材製品の合法性を目指して国際社会で要求されるものに対して中国の木材業界企業が適応できるようにするための具体的な手段も講じている。

中国の森林局は違法伐採への対処における中国政府の姿勢そして成果を明らかにするために以下の7原則を提唱している。下記のとおりである。

ボックス 3-1: 中国の違法伐採対処における7原則

- (1) 国家主権
- (2) 政府のリーダーシップ
- (3) 持続可能な森林管理の追求
- (4) 正常な国際貿易の保護
- (5) 世界的協力
- (6) 科学に基づく定義、評価および報告
- (7) 住民参加

3.1.3 法律、規制、政策の適時の改正

中国政府は違法伐採に対して大いに注意を払っており、違法伐採に関連する行為を規制するために法規制による関係要件の規定を検討してきた。

法規制の改正は間違いなく時間のかかる複雑な過程を要し、直ちに完了させることはできない。だが幸いにも中国の政府機関や関係研究教育機関はこれまでずっと、関係法規制を改正することの必要性と実現可能性について研究し、協議しており、大まかではあるが暫定的なスケジュールが立てられた。

3.1.3.1 法改正

長期的に見て、森林法およびその他の関連法は必要に応じて違法伐採の禁止を法律に盛り込むために改正される可能性がある。

現実に森林法は改正中である。しかしながら現在の公開草案によれば、「違法伐採の禁止」という明確な記述はまだ盛り込まれていないため、同法の次回改正において盛り込まれるよう努力することが必要である。違法伐採を森林法に取り入れるには長い時間を要する。

3.1.3.2 規制修正

関係規制の適時の修正や違法伐採への対処を盛り込むように求める声が上がっている。

法改正よりも規制を改正するほうが簡単であり、したがって規制修正という中期的目標は達成できるだろう。

3.1.3.3 政策改訂

関係政策ないし省庁規則の適時の改訂や違法伐採への対処を盛り込むように求める声が多く上がっている。

政策および省庁規則の改訂は法規制の改正よりもはるかに簡単であるため、短期的目標とみなすことができる。

3.1.4 CITES の厳格な実施

CITES に十分に注意を払い、これを真剣に実施している政府は絶滅危惧種である木材の輸入管理を強化している。

中国絶滅危惧種輸出入管理室（Endangered Species Import and Export Management Office of China）は GACC と協力して、国際的な義務を果たし、産出国の持続可能な森林資源利用を支援するために、絶滅危惧種である樹木の輸入管理を強化している。木材輸入のための行政許可を承認する際、管理室は野生動植物の輸出入品に関する附属書（Commodity Appendix of Import & Export on Wild Fauna and Flora）に沿って申請を厳格に審査して確認し、中国紅木（紫檀）国家標準（China National Hongmu (rose wood) Standard）において除外される種に対して HS コードを使用する行政免許の発行を避けている。管理室は輸入木材の分類、識別および検査において税関との協力も強化している。現地監督・検査では紅木（紫檀）輸入に重点を置いた、木材輸入のための行政免許交付に関する監督が強化されており、主要港での絶滅危惧種の監視および検査が執行・管理部署による法執行を支援するために強化されている。企業向けにインターネットや会議、研修などを通じて、樹種の変更や輸入に関する政策の調整について適時に情報を提供するという形でサービスが提供されている。米国を始めとする多数の国々や国際組織と連携して一連のコブラ作戦（Operation COBRA）が採用されており、野生生物や森林に関する犯罪の多発を効果的に抑制している。

3.1.5 協カメカニズムの構築

違法伐採への対処においてはすべての利害関係部門による協調的努力が必要となる。

SFA は違法伐採や違法伐採木材取引を取り締まるための様々な協カメカニズムの構築に全力で取り組んでおり、こうした努力の下、関係処置について計画し、決定し、調整して手配する部門間メカニズムができた。商務部（MOFCOM）、税関、SFA などが参加する木材および木材製品の輸出入のための多部門管理体制が形成され、違法伐採との闘いにおいては協力による相乗効果を発揮している。政府当局、研究機関、

業界団体、企業および法的支援の5つの機能が一体となった相互作用的な協力メカニズムが構築され、このメカニズムの下に国際交流が奨励され、政策に関する助言が提供され、グリーン調達が始められている。

3.1.6 海外投資をする際の自己規律と責任に対する企業の意識を高めるための指導とサービスの強化

海外での林業投資を行う中国企業の数近年、増加を続けている。こうした企業の中で相手国の法規制を順守していないところが少なからずあり、そのために中国に対する悪いイメージをもたらした。

このような状況にあって中国政府は危機感を抱き、その結果、中国企業に対し投資相手国の法規制を尊重するよう指示し、指導するための一連の措置を講じた。

SFA と MOFCOM は共同で 2007 年 8 月に、*中国企業による持続可能な海外造林に関する指針 (Guide on Sustainable Overseas Silviculture by Chinese Enterprises)* を発表した。

2009 年 3 月、SFA と MOFCOM は共同で、*中国企業による持続可能な海外森林管理および利用に関する指針 (Guide on Sustainable Overseas Forest Management and Utilization by Chinese Enterprises)* と題する文書も発表した。前記の指針書と同じように、この文書でも中国企業による海外での林業事業のための管理上および技術上の規範を定めており、さらに世界全体の持続可能な森林管理に貢献するという中国の決意と努力も証明している。利害関係者となる企業にこれらの指針の実行を積極的に奨励する政府は、ロシア、インドネシア、ガボン、パプアニューギニア、ガイアナおよびその他の諸国に拠点を置く中国資本の企業のために指針を実行する方法に関する研修を行っており、試験的取組みも計画されている。段階的に、指針の実行状況は企業の海外での森林管理・利用に対する政府の成績評価および監督において取り入れられる。指針とともに、中国企業は外国での造林、伐採および加工活動において相手国の法規制に従い、国際条約を尊重するよう指導されるのであるが、これにより企業の海外投資行動が規制され、現地の持続可能な社会・経済・環境開発を考慮したウィン・ウィンの協力方法を編み出すことができる。

このほか、*中国企業による林産物の持続可能な海外取引および投資に関する指針 (Guide on Sustainable Overseas Trade and Investment in Forest Products by Chinese Enterprises)* も作成されており、間もなく SFA と MOFCOM により共同で発表される可能性がある。

これら 3 つの指針は中国企業による海外林業投資をさらに規制する上でますます重要な役割を果たすことになり、別の角度から見れば途上国における違法伐採を徐々に減らしていける。

3.1.7 木材合法性についての国際要件を満たす中国企業の能力を高めるための計画・指導の強化

EU 木材規則（EUTR）や米国レイシー法の相次ぐ実施によって中国の海外木材加工企業は難しい状況に置かれた。一方で企業の経営改善を促すために、政府機関も必要なサービスの提供を強化している。木材合法性についての国際要件を満たす中国企業の能力を高めるために一連の研修を企画して開始しているのである。以下のような研修が行われている。

2. 政府が直接行う研修。国の資金で行われているものもあれば、様々な利害関係者によって資金が拠出されているものもある。
3. 政府から委託される森林研究・教育機関によって行われる研修。国の資金で行われているものもあれば、様々な利害関係者によって資金が拠出されているものもある。
4. 政府から委託される林業団体によって行われる研修。そのほとんどは様々な利害関係者によって資金が拠出されている。
5. 中国のNGOや国際的なNGOによって行われる研修。その資金のほとんどはNGOによって調達される。

こうした研修には政府機関のしかるべき職員が講師として招かれる場合が多く、中国の森林資源管理、木材加工および利用、森林に関わる取引や投資などに関する法律、規制、政策を紹介している。これは中国企業が各自の経営を改善し、木材合法性についての国際要件に対応するのに役立っている。

政府機関（業界団体を含む）は違法伐採に対処するために研究教育機関の技術的支援にも頼っている。例えば企業のサプライチェーン管理や追跡技術に関する研究開発の強化の支援、単純で実用的な技術指針の提示（様々な方法や手段の技術システムを含む）、EU 木材規則およびレイシー法に重点を置いた、木材生産、輸送および加工に関する諸外国の法規制の分析に基づく合法的な木材調達に関する中国固有の指針の策定、企業が合法的木材に対する国際市場の需要を満たせるようにするための技術コンサルティングおよびサービス提供などがある。

3.1.8 現在行われている中国の木材合法性検証システム構築

長年にわたり、研究教育機関や林業団体を始めとする中国の多くの組織が木材合法性検証システムの構築に関する研究を行っている。システム構築に関して建設的な提案を数多く出しているところもあり、第三者としての業界団体による保証システムおよび基準、第一者としての企業が自ら構築するものなどがある。技術的規約になる可能性があるとみなされる、こうしたシステムや基準について主要木材生産国や消費国との広範囲に及ぶやり取りや意見交換が行われている。

3.1.8.1 試験段階

英国国際開発省（DFID）が資金を出し、中国林業科学研究院（Chinese Academy of Forestry : CAF）によって実施されるプロジェクト、「木材合法性検証スキーム」の研究結果に基づいて、中国林産業協会（China National Forest Products Industry Association : CNFPIA）は 2012 年 11 月に試験的な木材合法性検証基準の適用を始めた。また木材合法性検証実験についても、関係公示と対応する木材合法性検証基準実施規則（試験版）、合法的木材の使用に関する中国木材加工業界の自己規律協定（試験版）および中国での木材合法性検証のための手順、ラベルおよびライセンスに関する規則（試験版）を発表することによって公表した。これまでに全部で 13 社が CNFPIA の発行する木材合法性証明書を取得しており、他にも現在、検証過程にかけられている企業が何社かある。

業界団体の CNFPIA によって始められている試験的段階であるにすぎないが、中国での木材合法性を検証するための技術的規約となっており、したがって大きな意義をもつ。

3.1.8.2 促進段階

中国では標準化に向けての改革が進んでいる。現在、中国の基準は 2 つのカテゴリーと 6 つのサブカテゴリーに分類できるのであるが、政府が主導権を握っている 6 つのサブカテゴリーは 4 つのサブカテゴリーに簡素化された。すなわち必須国家基準、推奨国家基準、推奨業界基準そして推奨現地基準である。一方、市場で独自に開発されている基準は集団基準と企業基準である。

このような状況の下、SFA は業界団体や研究教育機関による取組みを調整して取りまとめ、木材合法性についての相互承認方法を確立しようとしている。これにより様々な利害関係者の関心を満たし、関係要件を満たすことができ、森林資源の合法性を保証するために、木材合法性検証基準のための正式な集団基準とすることができる。継続的な活動を通じて推奨集団基準が整備される見込みである。

3.1.8.3 デューディリジェンスおよび木材合法性検証のプロセス

EU 木材規則では自主的二者間協定（VPA）に署名していない国々に対し、EU 加盟国に林産物を輸出する際にはデューディリジェンスを行うことを義務付けている。

8. 第一者保証

多くの中国企業は現在、自社でデューディリジェンスを行っており、EU 要件を満たすための独自のデューディリジェンス・システムを構築している企業もある。

9. 第三者保証

上記のように、CNFPIA が適用を始めた木材合法性検証基準は今なお試験段階にあり、証明書を取得したのは 13 社のみである。第三者保証システムはまだ確立していないと言える。しかしながら政府は業界団体や研究教育機関による取組みを取りまとめて、

中国における木材合法性検証のための集団基準を策定しようとしており、これが完了すれば第三者システムも整備されるだろう。

10. 第三者証明

数多くの第三者証明機関ないし検証機関が中国での木材合法性検証に取り組んでおり、EU 木材規則に従って認定された SGS、BV および NEPCoN、米国レイシー法の改正に取り組んでいる SCS などがある。これらの機関は証明機関ないし検証機関がすでに設けている木材合法性検証基準を中国の国内状況に適合させるか、中国企業が独自のデューディリジェンス・システムを構築するのを支援している。

通常、これらの証明機関ないし検証機関は木材合法性検証プロセスを完了した後であっても証明書を発行することはせず、製品にラベルを貼付することもしない。その代わりに関係報告書を作成し、これにより、EU 木材規則またはレイシー法によって定められる木材合法性または低リスクを目指す要件を満たすことができる。

3.1.9 中国森林認証制度の構築と改善

現在、中国ではすでに中国森林認証制度（China Forest Certification Scheme）を設けており、順調に機能している。2014 年 2 月に中国森林認証制度は PEFC による承認を受けた。

現在、中国森林認証制度には合計で 25 の基準があり、このうち「中国森林認証—森林管理（Forest certification in China --- Forest management）」と「中国森林認証—加工・流通過程の管理（Forest certification in China --- Chain of custody）」は国家基準であり、他の 23 件は林業部門基準である。

2012 年に発表された国家認証基準である「中国森林認証—加工・流通過程の管理（GB/T 28952-2012）」は、PEFC 国際規格である「森林由来製品の加工・流通過程の管理—要求事項（Chain of Custody of Forest Based Products – Requirements）（PEFC ST 2002:2010）」に基づいて開発されたものであり、同規格には違法伐採に対処するデューディリジェンスの要件がすでに盛り込まれていたのであるが完璧なものではなかった。

違法伐採に取り組むために、特に EU 木材規則に合わせて、PEFC は新たな「森林由来製品の加工・流通過程の管理—要求事項」を 2013 年に採択した。

中国森林認証制度を持続的に国際慣行に合わせるために、CFCC では現在、2013 年に採択され、EU 木材規則の関係要件をすでに満たしている PEFC の新たな「森林由来製品の加工・流通過程の管理—要求事項」に合致させるために、国家認証基準である「中国森林認証—加工・流通過程の管理」を改訂しているところである。現在、この国家基準の改訂プロセスは最終段階に向かっており、改訂基準案に関する専門家の評価会合が 2016 年 12 月 19 日に北京で開かれ、最終的な改訂と改良を経て 2017 年上半期には新しい基準が発表される予定である。

現在改訂中の国家基準、「中国森林認証—加工・流通過程の管理」では特にデュエディリジェンス・システム（DDS）を強化しており、認証企業の加工・流通過程に投入されるすべての原材料に対して DDS を実施することを義務付け、これと同時に EU 木材規則で定められる DDS 要件に完全に合致させるためにリスク評価の基準も引き上げている。新たな加工・流通過程の管理基準によって認証されるすべての木材製品は、EU 木材規則で定められる木材合法性に関するリスク評価における低リスク・カテゴリーの要件を必然的に満たすことになり、したがって当然ながら円滑に EU 市場に投入できると結論付けることができる。

注目を要する声が現在、中国で、また他の国々でも上がっている。すなわち、森林認証は持続可能な森林管理を促進するために効果的な市場ベースの手段であり、独立した第三者が木材の出所の合法性および当該木材を産出する森林の管理の持続可能性の両方を検証するために実施するということである。しかしながら様々な理由により、すべての企業が非常に高い持続可能性基準の要件を満たせるというわけではないため、基本的要件である木材の出所の合法性保証のみというのがほとんどの企業の第一選択肢である。また、もうすぐ発表される新たな国家基準である加工・流通過程の管理認証における DDS は独立した基準として、あるいは木材合法性を検証するための基準としてみなすことができ、技術的に実現可能であり、実質的に運用可能でもある。とりわけ加工・流通過程の管理認証というこの新たな国家基準は、国家標準化管理委員会（Standardization Administration of China : SAC）を通じて政府により公布される。違法伐採に対処する中国政府の具体策の 1 つでもあるということは、ある程度の意義をもつ。

加えて、中国政府の各機関も中国の政府グリーン調達政策のシステムを絶えず改善しており、検証済みのラベルの付いた合法的な木材製品および認証木材製品の購入を優先し、義務付けることを重視し、企業に対して合法的に調達された木材を使用するよう奨励している。

3.1.10 政府グリーン調達政策の実施

政府調達法（Government Procurement Law）に従い、中国政府は政府グリーン調達政策を策定し、2007 年 1 月 1 日より中央および省の予算部門（独立して計画する直轄市を含む）において政策実施を開始し、その後 2008 年 1 月 1 日から全国に展開することを定めた。この政策のための調達目録に記載される木材製品には家具、木質パネル、建設材料、紙製品などがある。一部の木材製品の技術基準では現実に、こうした製品で使用される原料木材は持続可能な管理が行われている森林で伐採されたことの証明を要求していた。SFM 認証木材に関するこうした技術基準の変更に加えて、木材の出所に関する合法性検証の追加を求める声も聞かれる（だがまだ採択されていない）。

さらにまた、SFA 森林認証促進指針（Guiding Principle on Accelerating Forest Certification of SFA）が 2010 年 9 月 16 日に発表され、「認証林産物を政府調達目録

に含めなければならず、その調達における割合を段階的に増やしていかなければならない」とされた（3.2で詳しく説明する）。

中国の政府調達量は大量であることから、グリーン調達の実施は強力な梃子となってグリーン産業の発展を促し、グリーン消費の市場形成に役立つであろう。また生態学的環境を保護し、環境に優しい社会を生み出すという点で、政府の良いイメージを確立するための効果的な方法にもなる。木材の大量消費者である政府による木材および木材製品の調達は、供給者に多大な効果をもたらす、他の木材消費者の消費選好にも影響を及ぼす。これが違法伐採や違法伐採木材取引を排斥する強力な手段となる。

さらに、中国の所管政府機関は「グリーン貸付政策」について検討しており、これには申請者の木材調達の合法性ないし持続可能性が融資条件の一環として盛り込まれる可能性がある。

3.1.11 国際協力への積極的な参加

中国政府は違法伐採に対して大いに注意を払っており、中国は世界の林産物生産・加工・取引の重要な拠点として、違法伐採や違法伐採木材取引への対処において一貫した確固たる態度をとり続けている。中国は国際社会と協力して、世界的な持続可能な森林管理、世界的な森林資源の保護強化、そして合法的な林産物の取引の正常な秩序を守ることに對して一層の貢献を行うことに意欲的である。

多国間、地域および二国間レベルでの総合的かつ多面的な国際協力のパターンが形成されている。

3.1.11.1 多国間協力

(1) FLEG プロセスへの参加

中国政府は 21 世紀初頭より森林法施行・ガバナンス（FLEG）プロセスに参加しており、特に地域プロセスに関する 3 つの会議のうち 2 つに参加した。すなわち 2001 年 9 月にインドネシアのバリで開催された FLEG に関する東アジア閣僚会議と、2005 年にロシアのサンクト・ペテルブルグで開催された FLEG に関する欧州・北アジア閣僚会議である。

(2) APEC プロセスへの参加

第 1 回 APEC 林業担当大臣会合は中国の北京で 2011 年 9 月に開かれた。この会合で可決された北京林業宣言（Beijing Forestry Declaration）は、「違法伐採と闘い、合法的に伐採された林産物の取引を促進し、APEC の専門家会合を通じてこれに関する能力構築を強化する」ことを始めるものである。

APEC のメンバーとして、中国は APEC の違法伐採及び関連する貿易専門家グループ（APEC-EGILAT）において積極的役割を果たし続けている。2012-2016 年の 5 年

間に開催された 10 回の APEC-EGILAT 会合すべてに出席しており、2014 年にそのうちの 2 回を主催し、木材合法性についての地域内相互承認スキーム確立のためのイニシアチブなど、様々なテーマに関する検討において数多くの貴重な意見や提案を出した。

APEC 経済国による木材合法性指導テンプレート（Timber Legality Guidance Template）採択に関して、2015 年 8 月にフィリピンで開かれた第 8 回 EGILAT 会合で合意が得られた。これは違法伐採や違法伐採木材取引に対処するために講じられる措置の基盤となるもので、合法的な林産物の取引を促進するものである。

(3) ITTO とのプロジェクト協力

中国は国際熱帯木材機関（ITTO）の最大かつ最も重要な加盟国であり、同機関は加盟国の違法伐採問題への対処を支援するための具体的計画を策定している。

CAF はこれに関して 2 つのプロジェクトを実施している。2011-2014 年に実施された「中国の中小林業企業に合法的かつ持続可能な管理が行われている森林から熱帯木材を調達させる」プロジェクトと、2015-2017 年に実施された「熱帯木材を扱う SME および輸入業者が CITES ならびに中国において CITES 規則に従う必要性についての理解を高めるための支援」プロジェクトである。プロジェクトの実施は違法伐採への対処における中国の緊密な国際協力を反映したものであった。

11. APFNet との協力

中国が立ち上げて創設した、持続可能な森林管理および回復のためのアジア太平洋ネットワーク（Asia-Pacific Network for Sustainable Forest Management and Rehabilitation）、略して APFNet は、実験・実証プロジェクト、能力構築、情報共有および政策対話を通じて、アジア太平洋における森林再生を加速し、地域の持続可能な森林管理を向上させることを目指している。31 の経済国と国際機関が加盟しており、地域で実質的に活躍している国際機関である。

APFNet も違法伐採には大いに注意を払っており、したがって数々の関係活動を行っている。例えば「木材合法性検証に照らしたアジア太平洋地域のための森林ガバナンスの強化」と題する研修会を CAF と共同で 2015 年に開催し、APEC 加盟 10 カ国から 16 人が参加した。

3.1.11.2 二国間協力

(1) EU との協力

EU は国家連合として、違法伐採や違法伐採木材取引との闘いにおいて最も積極的な役割を果たしており、FLEGT（森林法施行・ガバナンス・貿易）という素晴らしい行動計画を発表した。

中国と EU は 2005 年 9 月に北京で開かれた第 8 回首脳会議で中国・EU サミット共同声明について合意した。同声明において、両者は「アジアでの違法伐採との闘いにおいて協力する」ことに合意した。2007 年 9 月 9 日、温家宝中国国务院総理はフィンランドのヘルシンキで開かれた第 9 回中国・EU 首脳会議に出席し、同会議では、両者の首脳が違法伐採の阻止における協力を強化し、天然資源の保護に大きく貢献することに合意したとする共同声明が採択された。

共同声明における違法伐採阻止に関する要素を実現するために、SFA は EU と連携して、森林法施行・ガバナンスに関する国際会議を 2007 年 9 月 19-20 日に北京で開催した。27 カ国および 30 以上の国際機関から 200 人を超える参加者が集まった。

2009 年に温家宝総理が EU を訪問した際、SFA は森林法施行・ガバナンスに関する二国間調整メカニズム (BCM) を EU 環境総局とともに構築し、毎年定例会議を開いて違法伐採との闘いにおける協力について話し合うことで合意した。これまでに両者は 7 回の協議会を開いており、BCM の下、CAF の林業政策情報研究所 (Research Institute of Forestry Policy and Information) と欧州森林研究所 (European Forest Institute : EFI) により共同で計画・主催された政策対話、情報共有、能力構築、企業交流が行われた。こうした活動は EU 木材規則や FLEGT イニシアチブに関する中国側の理解を深めるのに役立っており、また中国側が重点を置いているポイントについて欧州側に適時に知らせることもできている。BCM の定例年次会議には CNFPIA など業界団体の代表者も招かれる。

中国と EU によって違法伐採に立ち向かうための数多くの協力活動が行われているにもかかわらず、VPA の締結に関して両者は合意に達していない。

(2) 米国との協力

森林資源、木材生産、消費および輸出入においては世界の 2 大国である中国と米国は、違法伐採や違法伐採木材取引への対処に関して国際社会の注目を集めてきた。違法伐採については、国際社会に対して違法伐採や違法伐採木材取引との闘いにおける決意と努力を示すために、2007 年の第 2 回対話以来、二国間戦略経済対話に盛り込まれてきた。

2008 年 5 月、中国と米国は違法伐採および違法伐採木材取引への対処に関する米中覚書 (China-US MOU on Combating Illegal Logging and Associated Trade) に署名し、これに関して二国間フォーラムを設置した。両国は 4 つの側面において実用的な方法で協力を続けている。第一に、違法伐採や違法伐採木材取引との闘いに向けて「違法伐採」についての共通の理解に到達し、森林法施行・ガバナンス、情報共有の改善などを始めとする協力の優先分野を特定するべく両国は協力し合っている。第二に、木材市場の透明性を高めて合法的に調達された木材および木材製品の取引や利用を奨励すると同時に、違法木材および木材製品の取引や利用を抑止するために協力し合っている。第三に、合法的に調達された木材および木材製品の取引を促進するために行われている取組みや関係国の法律に関する情報についての、情報共有メカニズムの

構築に取り組んでいる。第四に、違法伐採や違法伐採木材取引への対処における公共部門、業界団体および企業の役割、責任、義務について話し合っている。

両国は違法伐採および違法伐採木材取引への対処に関する二国間フォーラムの設置以来、7回会合を開いており、7回目はワシントンで11月1日に開かれた。この会合で両国は、違法伐採および違法伐採木材取引に関しての6回目のフォーラム以降の成果、ならびに他の国々や組織との協力について報告し、税関データの共有、法規制枠組みの開発および実施、民間部門や市民団体の参加およびその他の関連テーマについて意見を交換し、協力の優先分野について話し合った。民間部門や市民団体との対話も両国により共同で設けられた。国際木材製品協会（International Timber Products Association）、ザ・ネイチャー・コンサーヴァンシー（The Nature Conservancy : TNC）、フォレスト・トレンド（Forest Trends）およびその他の国際 NGO の代表者たちも対話に参加した。

このほか両国は、国際ワークショップの共同開催を始めとして、二国間交流も不定期に実施した。特にレイシー法の発布後は、両国は違法伐採や同法への適応方法に関する様々なシンポジウムやワークショップを何回か開催した。

(3) 英国との協力

英国は違法伐採との闘いにおいて最も積極的な EU 加盟国の 1 つである。中国と英国の政府はこの点に関して協力や交流を行っている。毎年、中国の専門家がチャタムハウス（王立国際問題研究所）の主催する年次「違法伐採およびステークホルダー・アップデート・ミーティング（Illegal Logging and Stakeholder Update Meeting）」に出席する。

中国と英国の協力プロジェクトである「木材合法性検証スキーム」および「国際林業投資・貿易」は英国の国際開発省（DFID）が資金を提供し、中国が実施している。前者のプロジェクトはすでに完了しており、このプロジェクトの実施を通じて多数の建設的な意見や提案が出された。後者のプロジェクトについてはまだ継続中である。

加えて、中国と英国は共同で、あるいは他の機関とも協力して違法伐採に関する数多くの国際ワークショップも企画してきた。

(4) インドネシアとの協力

SFA はインドネシアの森林省と「林業協力に関する覚書（MOU）」を 2002 年に締結した。この MOU が 1992 年に両国で結ばれた協定と異なっている点は、違法な林産物の取引への対処における協力を含む新たな要素が追加されていることである。

(5) オーストラリアとの協力

オーストラリアは米国と EU に次いで世界第三位の国であり、違法伐採禁止法の発布による法制定という形で違法伐採に立ち向かうことを決めている。

2009年、中国とオーストラリアは「違法伐採・違法伐採木材取引への対処および持続可能な森林管理の支援に関する覚書」を締結した。両国は二国間林業ワーキンググループが定期的に会合するメカニズムも構築し、近年は違法伐採が議論の対象として盛り込まれるようになった。直近の第11回中国・オーストラリア林業ワーキンググループ会合および第3回違法伐採・違法伐採木材取引への対処に関する会合は、オーストラリアのキャンベラで2016年3月22日に開かれた。中国とオーストラリアは企業向けの木材合法性に関する各自の国家指針をできる限り早く完成させて公布することで合意した。中国およびオーストラリア両国の企業が相手国において合法的な規律ある方法で投資および貿易を実施するよう指導し、よって両国の林産物貿易の持続可能な発展を促進することを目的としたものである。

(6) 日本との協力

近年、日本は「地球温暖化の防止等に資するための合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」を熱心に提唱しており、間もなく国会で可決されることが期待される。

中国と日本は「違法伐採及び関連する貿易への対処と持続可能な森林経営の支持についての協力に関する覚書」を2010年に締結した。二国間林業ワーキンググループが定期的に会合するメカニズムも中国と日本の間で構築され、違法伐採についてもこのワーキンググループの議論の対象に盛り込まれた。

また中国の専門家は、日本の関係機関によって東京で開かれた違法伐採への対処に関する多数の国際ワークショップにも参加している。

(7) ロシアとの協力

ロシアは中国の針葉樹材の主要輸入国で、両国は非常に広範囲にわたって林業協力を行っている。現在、ロシアは中国の林業投資の最大受入国である。数多くの中国企業がロシアでの森林資源開発や木材製品加工に投資している。

2000年11月、「極東ロシアにおける森林資源の共同開発および持続可能な利用に関する覚書」が中国とロシアの首相間で締結された。

2005年11月、中国とロシアの首相間の第10回定期会合で「森林資源の開発と利用の強化および違法伐採・取引への対処のための行動の強化」が合意された。

中国の習近平国家主席とロシアのウラジーミル・プーチン大統領の立会いの下、林業協力に関する覚書が中国国家林業局長 Zhang Jianlong 氏とロシア連邦森林局 (Federal Forest Agency) 長 Valentik 氏により2016年6月25日に北京で署名された。MOUに従い、両国は中国・ロシア林業ワーキンググループを通じて平等に、友好的に、かつ互恵的に科学技術交流や経済協力を続ける。覚書では林業に関する法律および法施行、持続可能な森林管理、森林モニタリングおよびインベントリ、森林保

全・利用、違法伐採および違法伐採木材取引への対処、砂漠化、林業投資などの分野を扱っている。

中国とロシアの森林局は違法伐採問題について頻繁に話し合いを行っている。

(8) カナダとの協力

中国とカナダは二国間林業ワーキンググループが定期的に会合するメカニズムを維持しており、近年は違法伐採が議論の対象に盛り込まれている。両国の森林局は「違法伐採および違法伐採木材取引への対処に関する中国・カナダ・ワークショップ」を2016年12月5日に北京で開催した。

3.1.11.3 様々な利害関係者、特に国際 NGO との協力

中国は、政府機関、業界団体、研究機関および企業の4者が一体となった、違法伐採や違法伐採木材取引に対処するための協力メカニズムを構築した。

二国間および多国間政府間協力に加えて、中国は違法伐採や違法伐採木材取引に関して数多くの NGO とも有意義な協力を行っている。

WWF、IUCN、フォレスト・トレンド、国内のグローバル環境研究所（Global Environment Institute : GEI）および幾つかの多国籍企業は、プロジェクトや国際ワークショップの共同開催を通じて中国の関係機関と協力している。

3.1.11.4 その他の途上国との協力

MOFCOM は途上国向けの数多くの林業技術研修会を中国で毎年行っており、違法伐採を扱う FLEG 研修会、持続可能な森林管理のための技術研修会、野生生物保護や CITES 実施に関する研修などがある。外国からの参加者の費用はすべて中国政府が負担している。

このほか中国は途上国においても、森林資源管理、持続可能な森林管理、森林法施行・ガバナンスに関するものなど、様々な方法で特別な技術研修を頻繁に行っており、他の途上国が森林ガバナンスおよび森林管理能力を高められるように支援し、よって可能な限り違法伐採の発生を根源から絶つために最善を尽くしている。

上記の協力活動はすべて、大国としての中国の政府が、違法伐採や違法伐採木材取引に毅然として立ち向かい、国際木材貿易の秩序を守る責任を一貫して果たしていることを十分に証明するものである。

3.2 森林認証における進展

持続可能な森林管理を促進するための効果的な市場ベースの手段として、森林認証は1993年に設けられて以来、世界中で急速に発展した。共存する2つの主要国際森林

認証制度に加えて、独自の国家森林認証制度も開発した国が 50 以上あり、米国とインドネシアはともにそれぞれ、2 つの国家森林認証制度を開発した。あらゆる種類の森林認証制度により認証された森林地帯や加工・流通過程の管理認証件数は年々増加している。

森林資源、木材生産、木材加工・製造、木材輸入、そして林産物輸出における世界の主要国として、中国の森林認証も急速に発展した。

中国の森林認証の開発過程は中国林業科学研究院（CAF）の専門家が森林認証に関する研究を始めた 1995 年にスタートした。FSC による最初の加工・流通過程の管理認証は 1998 年に出され、FSC による最初の森林管理認証は 2002 年に出された。

中国森林認証制度の開発は 2001 年に始まった。15 年間の安定的な発展を経た後、現在は順調に軌道に乗っており、国際慣行に完全に沿ったものとなった。

3.2.1 中国森林認証制度開発の歴史

3.2.1.1 制度開発段階

- 2001 年：多方面の関係者が参加する非公式の中国森林認証に関するワーキンググループが 5 月に設置された。森林認証に関するあらゆる問題について広範囲にわたる議論が行われ、中国森林認証制度の開発が始まった。9 月には国家林業局（SFA）が中国森林認証作業指導グループ（Leading Group on Forest Certification Work in China）を設け、「国の条件および森林の条件に適合した国家森林認証制度を設けて」、中国でのすべての森林認証作業を監視する森林認証の管理機関を設置することをはっきりと決めた。この機関とは、SFA の科学技術開発センター（Science and Technology Development Centre）の下にある森林認証部（Division of Forest Certification）である（現在は認証管理部（Division of Certification Management））。これが中国森林認証制度開発の始まりであった。同年末、SFA は CAF に森林管理認証基準の開発を正式に委託し、森林認証に関する能力構築の作業も開始した。同年末には認証認可監督管理委員会（Certification and Accreditation Administration : CNCA）も正式に設置され、中国における一元的な統一された認証および認定メカニズムの構築を示すものとなった。
- 2002 年：SFA は CNCA によって始められた認証認可全国合同閣僚会議（National Joint Ministerial Conference on Certification and Accreditation）に参加し、中国森林認証制度の開発が正式に国家的な統一認証・認定メカニズムに組み込まれることになった。
- 2003 年：6 月、中国共産党中央委員会と国務院による *林業開発促進決定 (Decision to Accelerate Forestry Development)* において、「森林認証作業を積極的に進め、できる限り早めに国際慣行に従うよう努力する」ことが明確に定められた。これは中国政府が森林認証作業を非常に重視していることを反映したものだ。同年、SFA は CAF に加工・流通過程の管理認証基準の開発を委託した。
- 2004 年：森林認証作業は中央政府の財務予算に組み込まれた。森林認証作業に対する中国政府の受諾と支援を示すものとなった。これと同時に森林認証に関する

- る国際交流や協力も行われ始めた。
- 2005 年および 2006 年：様々な森林所有形態、様々な森林経営モデル、様々な森林気候をもつ、20 以上の省の代表的な森林経営体および林産物加工販売企業において、森林認証に関する試験的作業が行われた。2 つの森林認証基準について試験し、森林認証に携わる人材を育成し、森林認証に関する経験を蓄積することを目的としていた。
 - 2007 年：SFA は 2 つの林業部門基準、「中国森林認証—森林管理（LY/T 1714-2007）」と「中国森林認証—加工・流通過程の管理（LY/ 1715-2007）」を公表した。これは中国森林認証制度の開発と持続可能な森林管理の取組みが新たな科学的かつ標準化された開発の段階に入ったことを示すものであった。また同年には、PEFC が PEFC 中国オフィスを設置し、それ以来ずっと、中国の政府機関と良好な協力関係を続けている。PEFC 中国オフィスの主な機能と任務は以下のとおりである。中国において持続可能な森林管理を支援し、促進すること。中国市場において PEFC 認証に対する認識を高めること。PEFC の加工・流通過程の管理認証を市場でのプロモーションおよびアクセスの効果的なツールとして推進すること。中国の林業・林産業界との協力を強化すること。そして市場に PEFC 認証の情報サービスおよび技術支援を提供することである。
 - 2008 年：CNCA と SFA は共同で「森林認証作業遂行に対する見解（View of Carrying Out Forest Certification Work）」という政策文書を公表し、中国における森林認証作業は CNCA と SFA の指導監督の下に行われることを明確にした。これが中国森林認証制度の開始・正式運用を示すものとなった。同年、SFA は持続可能な森林管理および森林認証標準化国家技術委員会（National Technical Committee of Standardization of Sustainable Forest Management and Forest Certification）を設置した。この委員会は、世界の主な標準化機関の森林認証標準化の流れを追うことや森林認証の様々な基準開発の委託を始めとした、森林認証に関する標準化の一元管理を主な役目とする。
 - 2009 年：CNCA と SFA は共同で「中国における森林認証実施規則（試行的実施）（Implementation Rules for Forest Certification in China (Trial Implementation)）」という政策文書を公表し、中国での森林認証活動を正規のものにした。同年に最初の森林認証団体、「Zhonglin Tianhe（北京）森林認証センター（Zhonglin Tianhe (Beijing) Forest Certification Centre）」が設立され、中国森林認証制度は正式に運用開始した。同年にはこのほか、中国森林認証制度において PEFC による承認作業も正式に開始した。

3.2.1.2 制度の運用段階

- 2010 年：中国における森林認証作業に対する監督をさらに強化するために、SFA は中国森林認証作業指導グループを改めて設置し、同時に中国森林認証協議会（China Forest Certification Council : CFCC）も設置した。同グループは運用および管理、広報宣伝、基準開発・承認、ならびに CFCC に代わっての国際交流や協力への参加という役目を負う。「中国森林認証—森林管理認証に関する監査指令（Forest certification in China --- Audit directive on forest management certification）」という森林部門基準が発表され、中国での森林管理認証の監査における技術的指針が示された。森林認証監査人の最初の研修が海南省で行われた。

中国での森林認証の監査に当たる人材を育成するもので、中国における森林認証にとって非常に重要なものである。SFAは「森林認証作業を迅速に進めるための指針（Guidance to Rapidly Promote Forest Certification Work）」という政策文書を発表し、森林認証作業の指針となる価値体系、基本原則、主要任務および開発目標を明確に定義した。森林管理認証監査の試験的作業が実施されたのであるが、森林管理認証基準の中国での適応性および実現可能性を試験することによって改訂案や意見を出すことが狙いであった。

- 2011年：「森林認証の積極的な実施と現代的な林業開発の促進」をテーマにした展示会がSFAのオフィスビルで開かれ、中国の森林認証が広く宣伝広告された。CFCCはPEFCのメンバーとなった。これはCFCCが国際的に承認される重要な節目となるものである。CFCCは外部との窓口にもなる公式ウェブサイトを正式に立ち上げた。

3.2.1.3 制度の改善段階

- 2012年：中国国家標準化管理委員会（SAC）は2種類の国家基準、「中国森林認証—森林管理（GB/T 28951-2012）」および「中国森林認証—加工・流通過程の管理（GB/T 28952-2012）」を発表した。中国森林認証ロゴの使用法を規則化した、中国森林認証ロゴの使用ガイドラインが策定された。CFCCはPEFCに相互承認申請文書を正式に提出した。森林認証監査人向けの2回目の研修が行われ、森林認証監査人チームにさらに人材が投入された。
- 2013年：CFCCの利害関係者フォーラム会合が2回、それぞれ1月と7月に北京と上海で開かれた。5月と8月には森林認証監査人向け第3回および第4回研修が山東省と黒竜江省でそれぞれ行われた。7月には、森林認証研究や情報相談サービスを担当するSFAの森林認証研究センター（Forest Certification Research Centre）が中国林業科学研究院内に設置された。10月には2つの林業部門基準、「中国森林認証—森林エコ・環境サービス—自然保護区（Forest certification in China --- Forest eco-environment services --- Nature reserve）（LY/T 2239-2013）」と「中国森林認証—森林エコ・環境サービス—自然保護区監査指令（Forest certification in China --- Forest eco-environment services --- Audit directive for nature reserve）（LY/T 2240-2013）」が発表された。
- 2014年：2月5日、中国森林認証制度はPEFCから正式に承認された。CFCCにとっても中国森林認証制度にとっても最も重要な節目となった。8月には森林認証に関する12の林業部門基準が発表された。「中国森林認証—非木材林産物管理（Forest certification in China --- Non-timber forest products management）（LY/T 2273-2014）」や「中国森林認証—竹材管理認証に関する手引き（Forest certification in China --- Guidance on bamboo management certification）（LY/T 2515-2015）」などである。中国森林認証制度の標準システムが基本的に構築された。
- 2015年：6月、CNCAとSFAは共同で「森林認証規則（Forest Certification Rules）」という新たな政策文書を発表し、中国で森林認証を行うときの基準となるのは中国森林認証の国家基準と森林部門基準であることを明確に定めた。また森林認証機関の監督改善や森林認証市場の規制も強調している。この政策文書に基づいて、中国合格評定国家認可委員会（China National Accreditation Service for

Conformity Assessment : CNAS) は改訂版の「森林認証機関認定制度 (Accreditation Scheme for Forest Certification Bodies) (CNAS-SC23:2015)」を公表し、中国認証認可協会 (China Certification and Accreditation Association : CCAA)」は改訂版の「管理システム監査人登録基準 (Registration Criteria for Management System Auditors) (森林認証監査人を含む)」を公表した。これら 2 文書の発行は森林認証作業について科学的に指導し、森林認証活動を規制する上で有効な役割を果たす。同年、CFCC は、中国が PEFC メンバーの中で 2015 年に認証森林地域が最大に増加した国であることを確認する証明書を付与された。

- 2016 年 : CFCC は、中国が PEFC メンバーの中で 2016 年に加工・流通過程の管理認証増加において第 3 位の国であることを確認する証明書を付与された。

ボックス 3-2: CNCA および SFA による「森林認証規則」

2.1 適用範囲: すべての森林認証機関および中華人民共和国領土において森林認証活動を行うことを希望するその他の組織は本規則に従うものとする。

3. 認証基準: 森林認証は関係国家基準または森林部門基準に基づくものとする。

3.2.2 中国の森林認証における最新の進展状況

現在、中国の市場では 3 種類の森林認証制度が共存している。CFCC、PEFC そして FSC である。

2016 年 12 月の時点で、これら 3 つの森林認証制度の最新の状況は以下のようになっている。

- (1) **CFCC の場合:** 8.75 百万 ha (8,750,287.32 ha) の森林地域が認証され、29 の加工・流通過程の管理認証が出されている。
- (2) **PEFC の場合:** 世界全体で 303 百万 ha (303,134,908 ha) の森林地域が認証され、10,968 の加工・流通過程の管理認証が出されている。中国では 5.53 百万 ha (5,526,298 ha) の森林地域が認証され、283 の加工・流通過程の管理認証が出されている。中国の CFCC による認証森林地域は相互承認ゆえに PEFC 認証森林地域と同じになるはずである。
- (3) **FSC の場合:** 世界全体で 194 百万 ha (194,093,509 ha) の森林地域が認証され、32,622 の加工・流通過程の管理認証が出されている。中国では 4,811 の加工・流通過程の管理認証が出されており、世界最大規模である。

3.2.3 中国における森林認証の監督および管理

中国の森林認証の監督・管理当局は認証認可監督管理委員会（CNCA）と国家林業局（SFA）である。中国での森林認証作業はすべて CNCA と SFA の共同監督・管理の下に行われなければならない。

CNCA は国全体のすべての認証・認定作業について一元管理、監督および統合調整を行う責任を負い、認定機関および認証機関の承認も担当する。CNCA の下には、中国合格評定国家認可委員会（CNAS）と中国認証認可協会（CCAA）がある。

CNAS は「認証認可規則（Certification and Accreditation Regulation）」の定めるところにより CNCA の下に設置されており、認証機関、研究所、検査機関などの一元的認可を担当する中国唯一の公認認定機関である。

CCAA は認証・認定分野における国内の非営利団体で、認定機関、認証機関、認証研修機関、認証相談機関、研究所、検査機関および一部の認証関連機関の集団メンバーと個人メンバーで構成されている。CCAA は認証監査人や検査人の管理、教育、資格研修を担当する。

SFA は林業部門を担当する国家機関である。SFA 科学技術開発センターは認証管理部を設けており、ここでは中国におけるすべての森林認証作業の一元管理を担う。CFCC は中国森林認証制度の管理および運用に対して責任を負い、中国森林認証制度の代表機関として国際交流や協力を行う。

3.2.4 中国森林認証制度の概要

3.2.4.1 組織構造

中国森林認証制度の組織構造は図 3-1 のとおりである。

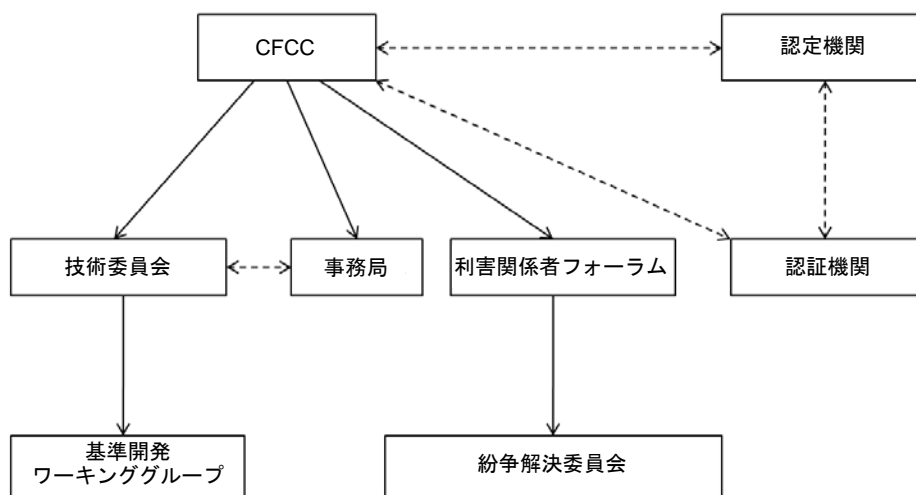


図 3-1: 中国森林認証制度の組織構造

CFCC は中国森林認証制度の最高管理機関であり、その日常業務は事務局によって管理される。

多方面の関係者の参加という原則に従って、CFCC は、社会、経済、環境部門の利益を代表する、政府機関、研究機関、大学、企業および社会集団から参加する 21 のメンバーで構成される。

CFCC の主な責務は以下のとおりである。

- (1) 中国森林認証制度についての文書の作成、承認、発表を取りまとめる。
- (2) 中国森林認証制度を運用し、管理する。
- (3) 中国森林認証制度に関する紛争、苦情、訴えを仲裁解決する。
- (4) 中国森林認証制度について広報宣伝する。
- (5) 中国森林認証制度の代表機関として国際交流・協力に参加する。

CFCC の事務局は SFA の科学技術開発センター内に置かれ、CFCC の日常業務を担当する。事務局は事務局長 1 名と事務局次長 1 名で構成される。事務局長は事務局の全体的な問題に対して責任を負い、事務局次長は事務局長の仕事を補佐し、技術的支援および国際協力も担当する。

利害関係者フォーラムは、中国の森林認証プロセスに留意し、これを支援する、すべての関係者に情報交換や協同参加のためのプラットフォームを提供すること、また中国森林認証制度を国の条件や森林の条件に適合させ、より進化させるのに役立つ、制度開発の透明性を高めることも目的としている。毎年、利害関係者フォーラムは、中国森林認証制度の開発戦略に関する主な問題についてすべてのメンバーに伝え、意見交換するために、またすべての関係者に意見や提案を求めるために、不定期に総会を開いているが、一部のメンバーのためのテーマ別会議も開いている。

持続可能な森林管理・森林認証標準化国家技術委員会（National Technical Committee of Standardization of Sustainable Forest Management and Forest Certification）は中国国家标准化管理委員会（SAC）と SFA が共同で管理する、国全体の持続可能な森林管理と森林認証の標準化のための技術組織である。

紛争解決委員会は CFCC の組織枠組みの中にあるのだが、CFCC や他の組織の影響を受けない。独立して業務を行っており、森林認証作業の客観性、公平性、有効性を確保し、森林認証申請者、認証機関、認定機関、関係ステークホルダーの法的権利・権益を維持し、また合理的な訴えを報告することを目的としている。

3.2.4.2 制度に関する文書

運用の標準化を確保するために、中国森林認証制度に関しては一連の制度管理文書が作成された。主に指針書と手順書がある。主なものとして、「基準開発規則」、「集団森林管理認証に関する指針」、「認証機関の認証、認定および CFCC 届出のための手続き」、「紛争解決手順」、「CFCC によるロゴ使用検証手続き」、「CFCC 森

林認証ロゴ使用のための申請手順および認証機関による認証監査のための申請手順についての説明」、「中国森林認証ロゴ使用規則」、「中国森林認証ロゴ管理規則」などがある。

3.2.4.3 認証範囲

中国森林認証制度では国際的慣行を採用しているだけでなく、独創的な方策も取り入れている。主に認証の範囲を拡大している。

森林管理認証および加工・流通過程の管理認証における国際的慣行とは別に、中国森林認証制度には以下のものも含まれる。

- (1) 竹林管理の認証
- (2) 非木材林産物管理の認証
- (3) 商業的に管理される貴重な絶滅危惧種についての認証
- (4) 森林エコ・環境サービスについての認証
- (5) 炭素隔離森林の認証
- (6) 森林火災に関する認証
- (7) 森林花についての認証など

3.2.4.4 認証基準

中国森林認証制度の各認証範囲には対応する認証基準がある。認証はすべて自主的なものであるため、すべての認証基準は推奨とされるものであり、強制的なものではない。加えて認証機関が、監査基準が同じである認証基準について正確に習得できるようにするために、中国森林認証制度においては認証機関向けの当該監査指令も策定された。また同時に、認証企業が認証基準について正確に習得し、管理水準を向上させられるようにするために、中国森林認証制度においては認証企業向けの当該運用マニュアルも策定された。

2016 年末時点で、中国森林認証制度では合計 25 の基準が発表されており、内訳は 9 認証基準（国家基準 2、林業部門基準 7）、9 監査指令、そして 7 運用マニュアルである。中国森林認証制度においては完璧な基準制度が構築されたと結論付けることができる。具体的基準と対応する認証範囲は下表のとおりである。

表 3-2: 中国森林認証制度の基準一覧

No.	認証範囲	認証基準	監査指令	運用マニュアル
1	森林管理	(1) 中国森林認証—森林管理 (GB/T 28951-2012) および (2) 中国森林認証—プランテーション管理 (Forest certification in China - Plantation management) (LY/T 2272-2014)	中国森林認証—森林管理認証に関する監査指令 (Forest certification in China - Audit directive on forest management certification) (LY/T 1878-2014)	中国森林認証—森林管理に関する運用指針 (Forest certification in China - Operation guideline on forest management) (LY/T 2280-2014)

2	加工・流通過程の管理	中国森林認証—加工・流通過程の管理 (GB/T 28951-2012)	中国森林認証—加工・流通過程の管理認証に関する監査指令 (Forest certification in China - Audit directive on chain of forest certification) (LY/T 2281-2014)	中国森林認証—加工・流通過程の管理に関する運用指針 (Forest certification in China - Operation guideline on the chain of custody) (LY/T 2282-2014)
3	非木材林産物管理	(1) 中国森林認証—森林管理 (GB/T 28951-2012) および (2) 中国森林認証—非木材林産物管理 (Forest certification in China - Non-timber forest products management) (LY/T 2273-2014)	中国森林認証—非木材林産物認証監査指令 (Forest certification in China - Non-timber forest product certification audit directive) (LY/T 2274-2014)	中国森林認証—非木材林産物管理認証に関する手引き (Forest certification in China - Guidance on Non-timber forest products management certification) (LY/T 2514-2015)
4	竹林管理	(1) 中国森林認証—森林管理 (GB/T 28951-2012) および (2) 中国森林認証—竹林管理 (Forest certification in China - Bamboo forest management) (LY/T 2275-2014)	中国森林認証—竹材管理認証監査指令 (Forest certification in China - Bamboo management certification audit directive) (LY/T 2276-2014)	中国森林認証—竹材管理認証に関する手引き (LY/T 2515-2015)
5	森林エコ・環境サービス	(1) 中国森林認証—森林管理 (GB/T 28951-2012)、(2) 中国森林認証—森林エコ・環境サービス—自然保護区 (LY/T 2239-2013)、および (3) 中国森林認証—森林公園エコ・環境サービス (Forest certification in China - Forest park eco-environment services) (LY/T 2277-2014)	(1) 中国森林認証—森林エコ・環境サービス—自然保護区監査指令 (LY/T 2240-2013)、および (2) 中国森林認証—森林公園エコ・環境サービス監査指令 (Forest certification in China - Audit directive for park eco-environment services) (LY/T 2278-2014)	(1) 中国森林認証—森林エコ・環境サービス—自然保護区に関する運用指針 (Forest certification in China - Forest eco-environment services - Operation guideline on nature reserve) (LY/T 2604-2016)、および (2) 中国森林認証—森林公園エコ・環境サービスに関する運用指針 (Forest certification in China - Operation guideline on forest park eco-environment services) (LY/T 2605-2016)
6	商業的に管理される貴重な絶滅危惧種	(1) 中国森林認証—生産・管理される貴重な絶滅危惧野生生物—給餌および管理	(1) 中国森林認証—生産・管理される貴重な絶滅危惧野生生物の給餌	

		(Forest certification in China - Precious and endangered wildlife for production and management - Feeding and management) (LY/T 2279-2014)、および (2) 中国森林認証—人工的に植えられる絶滅危惧植物種 (Forest Certification in China - Artificial planted endangered species of plants) (LY/T 2602—2016)	および管理—監査 (Forest Certification in China - Precious and endangered wildlife for production and management feeding and management – Auditing) (LY/T 2601-2016)、および (2) 中国森林認証—人工的に植えられる絶滅危惧植物認証監査指令 (Forest Certification in China - Artificial planted endangered plants certification audit directive) (LY/T 2603-2016)	
7	炭素隔離森林			
8	森林火災			
9	森林花			
10	集団認証		中国森林認証—集団認証に関する監査指令 (Forest certification in China – Audit directive on group certification) (LY/T 2512-2015)	中国森林認証—集団認証に関する指針 (Forest certification in China – Guideline on group certification) (LY/T 2513-2015)

3.2.4.5 認定機関

関係法規制により、中国の認定機関は唯一、中国合格評定国家認可委員会（CNAS）のみである。CNAS は国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーでもある。現在、CNAS の委員長は IAF の理事長でもある。

中国森林認証制度の認定機関も CNAS である。CFCC の支援を受け、CNCA と SFA により共同で 2015 年に発表された新たな「森林認証規則」に従い、CNAS は新たな「森林認証機関認定制度」（CNAS-SC23:2015）を 2015 年に発表した。これは中国の森林認証機関認定の手引きとして使用されるものである。

2016 年末時点で、CNAS によって認定された森林認証機関は全部で 5 つある。Zhonglin Tianhe（北京）森林認証センター、BV Certification、Jinlin Songbai Forest Certification Co. Ltd.、Jiangsu Zhiyuan Forest Certification Centre Co. Ltd.、そして SGS China である。

3.2.4.6 認証機関

関係法規制により、すべての認証機関（森林認証機関を含む）は CNCA の承認を受け、商工担当の政府機関に登録されなければならない。そうしなければ認証監査を行うことはできない。CNCA と SFA により共同で 2015 年に発表された新たな「森林認証規則」は、森林認証機関および森林認証監査人の資格に関する要件、森林認証の手順、証明書などについても非常に明確に定めている。

中国初の森林認証機関は 2009 年に設立された Zhonglin Tianhe（北京）森林認証センターである。現在は 15 の認証機関が CNCA により森林認証監査実施の承認を受けている。これら 15 の森林認証機関の中には完全に外資系の機関もあれば、合弁会社もあり、完全に国内資本のものもある。

3.2.4.7 監査人

関係法規制により、すべての認証監査人は CCAA から資格証明書の交付を受けなければならない。残念ながら、森林認証監査（主に FSC 認証を目的とするもの）を行う多くの人間はこのような CCAA から交付される資格証明書をもっていない。

中国森林認証制度の監査人は全員、CCAA が行う専門試験を受けており、CCAA に登録しているか、CCAA から資格証明書を交付されている。

CFCC の技術支援を受け、CNCA と SFA により共同で 2015 年に発表された新たな「森林認証規則」に従い、CCAA は 2016 年初めに新たな「森林認証監査人登録基準」を発表した。これは森林認証監査人の登録要件を詳しく規定したもので、資格要件、知識・技能要件、評価要件、行動規範、モニタリングおよび資格剥奪、ならびに森林認証監査人に関する特殊な要件などについて規定されている。

2016 年末時点で認証機関の登録森林認証監査人は 200 人以上おり、中でも Zhonglin Tianhe（北京）森林認証センターには 12 人の上級監査人を含む 155 人の監査人（常勤および非常勤）がおり、Jinlin Songbai Forest Certification Co. Ltd. は 14 人、Jiangsu Zhiyuan Forest Certification Centre Co. Ltd. には 4 人の監査人がいる。

3.2.4.8 認証ロゴ

CFCC ロゴにはロゴ本体と対応する説明が表示されている。

CFCC ロゴは図形とコードで構成される。図形には 2 枚のイチヨウの葉、サステナブルリング、そして CFCC の文字があしらわれている。下に CFCC ロゴを示す。



図形の標準カラー値 : C: 100; M: 0; Y: 100; K: 0
コードの標準カラー値 : M: 0; Y: 0; K: 100

図 3-2: CFCC ロゴ

「中国森林認証ロゴ使用規則」では、CFCC ロゴ（大文字含む）は著作権で保護されており、CFCC が所有すると定めている。CFCC ロゴは CFCC が所有する登録商標でもある。この著作権で保護されたロゴの無許可使用は禁じられており、法的措置の対象となる場合もある。すべての CFCC 認証企業は CFCC ロゴを使用しなければならない。

様々な使用方法を踏まえて、CFCC ロゴには製品に付けて使用されるロゴと製品に付けずに使用されるロゴがある。

CFCC ロゴの構成は認証範囲や認証方法によって異なる。

図 3-3 は一般的な木材製品に付けられる認証ロゴを示している。



図 3-3: 一般的な木材製品用の認証ロゴ

図 3-4 は非木材林産物用の認証ロゴを示している。



図 3-4: 非木材林産物用の認証ロゴ

3.2.5 政府支援

中国政府は森林認証作業、特に中国森林認証制度については非常に重要視している。SFA は中国森林認証制度の構築を手掛けて推進しただけでなく、一連の政策支援措置も講じており、また CNCA と協力して、中国の森林認証の健全で安定した秩序ある発展を促すために森林認証活動の共同監督・監視もしている。

3.2.5.1 管理機関の設置

先にも述べたように、SFA は中国森林認証作業指導グループを設置したのであるが、その科学技術開発センターの下に、中国におけるすべての森林認証作業を統制し、CFCC の事務局として中国森林認証制度の運用を管理する認証管理部も設置した。

3.2.5.2 特別資金の設定

先にも述べたように、森林認証作業は政府の財務予算に組み込まれており、SFA の科学技術開発センターは約 8 百萬元の年間予算を特別資金として、基準開発、実験・実証、政策研究、国際協力などを始めとする森林認証作業に割り当てている。

3.2.5.3 優先的政策の採用

SFA は「森林認証作業を迅速に進めるための指針」という政策文書を 2010 年 9 月 16 日に発表した。この指針では、中国の森林認証作業についての指針となる価値体系、基本原則（(1) 政府が指導し、社会が監視する、(2) 市場主導、企業の自発的行為、(3) 統合的に統制され、多様な方法で実施される、(4) 先ずは試験的プロジェクト、その後で着実に進める）、開発目標および主要任務を明確に規定している。指針では中国の森林認証作業を加速させるための政策措置も提示している。主な 2 項目として以下のものがある。

- (1) 持続可能な森林管理および森林認証を促す政策措置を策定し、関係政府機関との連絡・連携を強化し、認証林産物をできる限り早めに政府調達リストに加えて、その調達割合を徐々に増やす。
- (2) 認証森林経営体や認証林産物加工販売企業に対し、技術指導、情報サービス、プロジェクト手配、資源利用、銀行ローン、市場拡大などにおいて支援を提供する。

ボックス 3-3: SFA による森林認証作業を迅速に進めるための指針

(22) 政策支援の強化：持続可能な森林管理および森林認証を促す政策措置を策定し、関係政府機関との連絡・連携を強化し、認証林産物をできる限り早めに政府調達リストに加えて、その調達割合を徐々に増やす。認証森林経営体や認証林産物加工販売企業に対し、技術指導、情報サービス、プロジェクト手配、資源利用、銀行ローン、市場拡大などにおいて支援を提供する。

3.2.5.4 適切な時期における認証林産物に関する政府調達政策の採用

2010年9月16日にSFAによって発表された政策文書、「森林認証作業を迅速に進めるための指針」に従って、中国林業科学研究院（CAF）は認証林産物に関する政府調達政策について政策実現可能性調査を実施し、中国の認証林産物に関する政府調達政策の採用について3段階のロードマップを提示した。

- (1) 第1段階：環境ラベルが付けられている製品について政府調達リストにすでに組み込まれている「環境ラベルが付けられた製品に関する技術要件」という基準において、木材に対して現在適用されている要件について、持続可能な森林管理のための認証制度の名称を単に、木材に対する要件の一環としての「CFCC または CFCC 承認国家森林認証制度」に差し替えるという形で徐々に改訂する。
- (2) 適切な時期に、すべての政府機関、国有企業、および林業部門の政府出資機関においてCFCC（またはCFCC承認国家認証制度）認証紙製品の調達を優先する。
- (3) 適切な時期において、すべてのCFCC（またはCFCC承認国家認証制度）認証林産物を政府調達リストに加える。

中国の政府調達の全体額は総GDPと比較して非常に高い割合を占めること、また政府の財政支出、特に政府機関、国有企業、政府出資機関の調達額全体と比較してその割合は非常に高いことから、認証林産物を政府調達リストに加えることができれば、中国の森林認証や持続可能な森林管理の促進において非常に重要な意味をもつだろう。

3.2.5.5 適切な時期における認証林産物に関する政府補助金政策の採用

2015年、国家林業局（SFA）の委託を受けて中国林業科学研究院（CAF）は認証林産物に関する政府補助金政策についての政策実現可能性調査を実施し、適切な時期に中国において認証林産物に関する政府補助金政策を採用するための3つの政策オプションを提示した。

(1) 認証企業の直接助成

CFCC（またはCFCC承認国家認証制度）に基づいて認証を受けている企業（特に森林経営体そして林産物加工販売企業）は政府からの助成を受ける。助成基準は森林経営体の認証面積または林産物加工販売企業の年間売上高に基づく。このような政策は現在実施されている太陽光発電製品に関する政府補助金政策と類似している。

(2) 購入者の間接的助成

CFCC（またはCFCC承認国家認証制度）に基づいて認証を受けている林産物を購入する消費者は一定の割引を受け、この割引額に対しては政府から販売者に直接助成される（または間接的に政府により購入者に対して行われる）。助成基準は通常、販売

価格の所定割合となる。このような政策は以前に実施された「農村地帯向け家電製品補助金」に関する政府政策と類似している。

(3) 両者の助成

これは上記の2つの政策オプションを組み合わせたものである。政府はCFCC（またはCFCC承認国家認証制度）に基づいて認証を受けている森林経営体または林産物加工販売企業に対して直接助成すると同時に、購入者に対しても間接的に助成する。このような政策は現在実施されている電気自動車に関する政府補助金政策と類似している。

総じて中国の木材産業の利益性は比較的低いため、企業にとっては、たとえごく小規模であっても政府の助成を受けることができるのであれば大いに役立ち、当然のことながら企業は積極的に森林認証を実施するようになる。

消費者にとって、このような政策は効果が高い。中国国民の生活の質は向上しており、環境に対する意識が高まっているため、ますます多くの人たちが、少し割高になったとしても、認証済みの特別なロゴの入ったラベル付きの環境に優しい製品を購入したいと考えるようになる。このような環境に優しい製品を割高ではなく割安で購入できるのであれば、このような環境に優しい製品の販売促進につながるのは間違いなく、よって企業も積極的に森林認証を実施するようになる。

3.2.6 加工・流通過程の管理認証基準とEU木材規則

2012年に発表された国家認証基準である「中国森林認証—加工・流通過程の管理（GB/T 28952-2012）」は、PEFC国際規格である「森林由来製品の加工・流通過程の管理—要求事項（PEFC ST 2002:2010）」に基づいて開発されたものであり、同規格には違法伐採に対処するデューディリジェンスの要件がすでに盛り込まれていたが完璧なものではなかった。

違法伐採に取り組むために、特にEU木材規則に応じて、PEFCは新たな「森林由来製品の加工・流通過程の管理—要求事項」を2013年に採択した。

中国森林認証制度を持続的に国際慣行に合わせるために、CFCCでは現在、2013年に採択された、すでにEU木材規則の関係要件を満たしているPEFCの新たな「森林由来製品の加工・流通過程の管理—要求事項」に合致させるために、国家認証基準である「中国森林認証—加工・流通過程の管理」を改訂しているところである。現在、この国家基準の改訂プロセスは最終段階に向かっており、改訂基準案に関する専門家の評価会合が2016年12月19日に北京で開かれ、最終的な改訂と改良を経て2017年上半期には新しい基準が発表される予定である。

現在改訂中の国家基準、「中国森林認証—加工・流通過程の管理」は特に、デューディリジェンス・システム（DDS）を強化しており、認証企業の加工・流通過程に投入されるすべての原材料に対してDDSを実施することを義務付け、これと同時にEU

木材規則で定められる DDS 要件に完全に合致させるためにリスク評価の基準も引き上げている。新たな加工・流通過程の管理基準によって認証されるすべての木材製品は、EU 木材規則で定められる木材合法性に関するリスク評価における低リスク・カテゴリーの要件を必然的に満たすことになり、したがって当然ながら円滑に EU 市場に投入できると結論付けることができる。

注目を要する声が現在、中国で、また他の国々でも上がっている。すなわち、森林認証は持続可能な森林管理を促進するための効果的な市場ベースの手段であり、木材の出所の合法性および当該木材を産出する森林の管理の持続可能性の両方を検証するために独立した第三者によって実施されるということである。しかしながら様々な理由により、すべての企業が非常に高い持続可能性基準の要件を満たせるというわけではないため、基本的要件である木材の出所の合法性保証のみというのがほとんどの企業の第一選択肢である。また、もうすぐ発表される新たな国家基準である加工・流通過程の管理認証における DDS は独立基準として、あるいは木材合法性を検証するための基準としてみなすことができ、技術的に実現可能であり、実質的に運用可能でもある。とりわけ、加工・流通過程の管理認証というこの新たな国家基準は国家標準化管理委員会 (SAC) を通じて政府により公布される。違法伐採に対処する中国政府の具体策の 1 つでもあるということは、ある程度の意義をもつ。

3.2.7 中国における FSC の発展

世界各国での森林認証の発展は、そもそも FSC の功績によるところであると言わなければならない。初めての国際森林認証制度として、FSC は中国を始めとする世界の森林認証プロセスに多大な貢献を果たしている。

しかしながら制度設計など数多くの理由により、FSC は一部の国々で、特に中国においては様々な課題にも直面している。

3.2.7.1 2003 年以前

世界自然保護基金 (WWF) による積極的な推進活動のおかげで、FSC の概念や慣行は非常に早い時期に中国に持ち込まれた。

1999 年 7 月、SFA と WWF は共同で、持続可能な森林管理および森林認証に関する国際ワークショップを北京で開催し、政府、学界ならびに企業が森林認証に関する知識や理解を得られるようにした。

FSC による最初の加工・流通過程の管理認証は 1998 年に出され、FSC による最初の森林管理認証は 2002 年に出された。

2001 年 5 月、WWF の財政支援を受けて、中国林業科学研究院は多方面の関係者が参加する非公式の「中国の森林認証に関するワーキンググループ」を設置して森林認証に関するあらゆる問題について広範囲にわたる議論を行うようになり、中国の森林認証プロセスに積極的に貢献した。

2003年、スウェーデンの企業であるIKEAとWWFの財政支援を受けて、黒竜江省のYouhao林業局（Forest Industry Bureau）と吉林省のBaihe林業局は森林管理認証の実施を始め、最終的に2005年に森林管理認証を完了した。これらは森林管理について認証を受けた中国初の国有森林経営体であり、認証森林面積は合計で420,000haとなる。

3.2.7.2 2004年以降

2003年11月1日、認証認可規則が正式に施行された。

この規則では、すべての認証機関および認証監査人に対する具体的な要件を定めている。中国におけるFSCとその認証活動はこの規則で定められる要件と相反するため、中国におけるFSCとその認証活動は常に曖昧な状態にある。FSC認証は多くの中国企業にとって海外輸出市場の開放・維持において有効な保証となっていた一方で、FSCとその認証活動は現行法規制に反してもいたため、政府の監督・監視機関は非常に気まぐれな状況に置かれることになる。

特に2015年6月には、CNCAとSFAは共同で「森林認証規則」という新たな政策文書を発表したのであるが、ここでは中国の森林認証はすべて中国の国家基準および林業部門基準に基づくものでなければならないと明確に定められており、FSC国際規格はこの政策文書には認証基準として挙げられていない。すなわち、FSCが中国において独自の国際規格を用いて実施したすべての森林認証に関して法的問題が生じるのである。

さらに気まぐれな厄介なのは、海外の非政府組織（NGO）による中国での活動をさらに規制するために、全国人民代表大会（中国の国会）が「中国本土における海外非政府組織の活動の管理に関する中華人民共和国内法（Law of the People's Republic of China on Administration of Activities of Overseas Non-governmental Organizations in the Mainland of China）」を採択したことであり、同法は2017年1月1日に発効する。この法律の法執行管理当局として中国公安部は2016年12月、「中国本土における海外非政府組織の活動分野、プロジェクトリストおよび業務所管部局リスト（Areas of Activities, Lists of Projects and Lists of Business Competent Departments of Overseas Non-governmental Organizations in the Mainland of China）（2017）」という政策文書を発表し、FSCとその活動を明確に除外している。これは中国におけるFSCとその活動および認証すべての法的状況をさらに難しいものにする。一方でPEFCはこの政策文書に掲載されており、「森林認証基準についての研修、推進および能力構築」という項目の下での活動を行うことを認められ、さらにCFCCとPEFCが相互承認するその他の国家森林認証制度においても、中国で「交流・協力プロジェクト」を実施することが認められている。

したがって、FSCが中国での法的状況にどのように対処するのか、さらにはFSCが中国でどのように存続するのかについては静観するしかない。

3.2.7.3 FSC 認証の現状

2016 年末時点で、FSC は中国の 76 の森林経営体の森林地域 840,000 ha を認証している。CFCC（または PEFC）に基づいて認証された森林地域 8.75 百万 ha と比較するとほんの僅かである。だが FSC は 76 の森林経営体を認証しており、このことは FSC に基づいて認証された森林経営体のほとんどが、それぞれ 10,000 ha ほどしかない小規模なものであることを意味している。

FSC は中国で 4,811 社の加工・流通過程の管理認証を行っており、世界でも最大規模である。しかしながら調査報告書では次のことが明らかになった。(1) FSC 加工・流通過程の管理認証を受けている企業のほとんどは中小企業であり、その生産ラインの一部しか認証を受けておらず、(2) とりわけ認証製品の半分近くは要望に応じて生産されており、このことは、一部の企業では認証製品が年間を通じて生産されているわけではない可能性のあることを意味する。これには 2 つの理由が考えられる。すなわち要望が来ない可能性、そして適切な認証原材料がない可能性である。全体として見れば、認証企業のほとんどにおいて、当該認証企業の総売上高に対する認証製品の総売上高の割合は平均で 10% に満たないかもしれない。

3.3 木材合法性を法律に盛り込むために政府と産業組織が講じた措置

上記の 3.1 で中国政府が違法伐採に対処するために適用している様々な方策について詳しく説明し、産業界が講じている関係措置についても述べた。そのため、本セクションでは主に確定的情報ないし補足情報を提示する。

3.3.1 政府機関が講じた措置

中国政府が違法伐採に対して講じている様々な対策については上記で詳しく検証した。木材合法性に関する法律のための準備は完全に整っており、法律、規則および政策の改訂がいずれ行われることも述べたが、大まかなスケジュールも決まっている。

- (1) 違法伐採の禁止を盛り込むために森林法およびその他の関連法を適時に改正するための長期目標が設定されている。
- (2) 違法伐採の禁止を盛り込むために森林法実施規則およびその他の関連規則を改訂するための中期目標が設定されている。
- (3) 違法伐採の禁止を盛り込むために関連政策および省庁規則を変更するための短期目標が設定されている。

3.3.2 産業界が講じた措置

活動的な林業組織（または林業団体）として、中国林業協会（Chinese Forestry Industry Association）、中国林産業協会、中国木材・木材製品流通協会（China Timber and Timber Products Distribution Association）、上海木材貿易協会（Shanghai Timber Trade Association）がある。

これらの林業団体は何年も前から EU 木材規則や米国レイシー法の要求事項に留意し、木材合法性に対するこのような国際要件に対処するために政府機関、中国の NGO や国際的な NGO、その他の業界団体と協力してきた。彼らの講じた措置を以下に挙げる。

- (1) 国内外で開催される違法伐採に関する様々なシンポジウム、ワークショップ、研修への積極的な参加。中でも研修では、EU 木材規則およびレイシー法の固有要件や生産国の法規制が紹介されている。
- (2) 違法伐採問題への対処方法に関する政府機関、NGO および国際機関との協議や基準開発および政策決定過程への積極的な参加。
- (3) 政府のグリーン調達を促進するための政府機関とのやり取り。
- (4) 加盟企業（特に海外貿易に携わる企業）への支援提供で、リスクに対する認識を高めて能力構築を強化できるように支援すること、情報サービス提供や技術研修を行うことなどがある。
- (5) 同盟関係の確立または関係企業に「合法的な調達先からの木材購入」を義務付ける業界自主規律協定の策定および改訂。
- (6) 合法的木材を調達している木材供給業者を推薦するための国際機関との協力。
- (7) 企業の第一人者および第三者木材合法性検証実施ならびに第三者検証制度実験の支援。

上記の措置のほか、木材合法性の要件を満たすべく、より関連性の高い活動を行っている林業団体もある。

3.3.2.1 中国林業協会

中国林業協会は 2007 年に設立されたが、以前は China National Forestry Industry Association という名称であった。創設当初は、木材合法性および森林管理の持続可能性の検証方法として森林認証を非常に重視していた。同協会は、2009 年に設立された中国森林認証制度に基づく初めての認証機関である Zhonglin Tianhe 森林認証センターの出資者となった。この森林認証センターは 2010 年に改組されて企業となり、協会は株主となってセンターの株式の 20% を保有した。現在でも協会は、木材合法性および森林管理の持続可能性の検証方法としての森林認証を実施することで木材合法性に取り組む活動に参加している。

3.3.2.2 中国林産業協会

(1) 木材合法性検証に関する実験

前述のように、中国林産業協会（CNFPIA）は中国の林業団体の中でも積極的な木材合法性検証推進団体である。2012 年 11 月、CNFPIA は試験的な中国木材合法性検証基準を正式に発表し、全国で木材合法性検証の実験を開始した。これまでのところ、合計 13 社が CNFPIA によって発行された木材合法性証明書を取得しており、複数の企業が検証にかけられているところである。

同協会は SFA を支援し、他の業界団体や研究教育機関と協力して中国木材合法性検証基準のための正式な集団基準開発を行っている。集団基準は、他の参加機関がどれだけ技術支援を提供しても関係なく、最終的には CNFPIA によって公布されることが予想される。

(2) 企業の信用性

「市場の経済秩序を正して統制し、現代の市場志向型経済の社会的信用性システムを改善する」という政府の要求に応じて、CNFPIA は 2012 年 9 月以来、「中国林業信用性同盟 (China Forestry Industry Credibility Alliance)」というプラットフォームを構築することになり、加盟企業に参加するよう促している。信用性システムの一環として、合法性を確保するための木材調達時の企業によるデューディリジェンスの実施も評価指標として盛り込まれている。

3.3.2.3 中国木材・木材製品流通協会

中国木材・木材製品流通協会 (CTWPDA) は国務院国有資産監督管理委員会に付属する業界団体で、中国全土のあらゆる製材企業が対象となる。

上記の一般的な措置に加えて、中国木材・木材製品流通協会では 2007 年 1 月後半には早くもすでに「企業信用評価システム」の開発を承認していた。そのため、試験的な「製材企業の信用評価に関する規則 (Regulations on Credit Evaluation for Timber Enterprises)」を策定した。評価原則、申請企業の条件、評価機関の設置、評価および格付けの要素、評価方法および手順、料金およびその用途、情報開示、監督および管理などについて定めたものである。

評価は、基本的な信用力、企業の業績、支払能力、事業経営能力、商業信用記録、社会的責任という 6 つの側面に照らして実施される。それぞれの側面について評価システム全体の中で個別の指標を用いて別々に評価され、100 点が満点である。製材企業の信用格付けはスコアに応じた 3 つのレベルと 5 つの下位レベルで構成される。

評価システムとその指標は企業の信用に関するほぼすべての側面を扱っており、木材合法性と密接に関係する COC (加工・流通過程の管理) 認証もある。すなわち CSR (企業の社会的責任) 評価であり、「企業による木材調達と総合的な木材利用の合法性調査を重視し、森林資源の持続可能性に対する貢献度を評価する」。

評価システムには信用評価指標の一環として、企業の環境的・社会的側面も含まれる。これは環境保護に対する製材企業の責任意識を高め、森林管理認証、COC 認証、認証木材の調達、植林、木材の総合的な利用率の向上などを始めとした、環境保護に利する慣行を採用するよう奨励することにより、世界中で合法的な木材取引を促進することを目的としている。こうした側面は 8% を占める。COC 認証は信用評価システムにおける指標の役目を果たすが、奨励される慣行に過ぎず、必須要件ではない。これらの側面に対する評価指標として以下のものがある (例えば製造企業の場合)。

- (1) 企業が認証木材を調達している場合、適用している森林認証制度、認証木材の量および割合。
- (2) 製材・木材製品製造企業は COC 認証を採用しているかどうか。どの認証制度を適用しているか。認証を取得している企業は高得点となり、COC 認証を適用している企業は最高得点となる。
- (3) 社会的責任 8000 基準（Social Accountability 8000 Standard）認証、ISO14000 環境マネジメント認証、OHSAS18001 労働安全衛生認証などを取得しているか。
- (4) 信用格付けに参加して以来、締結した木材調達契約は何件あるか。締結した契約のうち、「森林伐採に関する現地法規制を順守して木材を供給すること」を約束しているものは何件あり、このような約束に基づく供給量はどれくらいあるか。供給業者はどこか。このような約束をしていない他の木材の供給量はどれくらいあり、供給業者はどこか。
- (5) 企業の木材利用率。
- (6) 違法伐採または森林破壊または絶滅危惧種の輸入に関して、政府の監督機関に残されている記録があるか。
- (7) 植林や環境保護など、公益プログラムを後援したことがあるか。森林環境の持続可能な開発に貢献しているか。
- (8) 中国木材・木材製品流通協会が始めたダブル・コミットメント（品質およびアフターサービス）運動に参加しているか。

中国が国全体に適用される信用システムを構築しようとしていることについて、現在の評価システムが、合法的な木材調達源の確保を始めとする製材企業の事業運営におけるすべての側面を規制する上で有効な役割を果たしていることが証明されているので、このシステムは今なお使用されている。2016 年に関する適用についての通知が 2016 年 12 月 28 日に出されたばかりである。

3.3.2.4 上海木材貿易協会

業界団体による上記の一般的な措置のほかに、上海木材貿易協会（STTA）は現地林業団体として、違法伐採に対処するために以下のような対策も積極的に講じている。

- (1) 所管政府機関との連携および様々な対処活動への参加、また長江デルタ地帯に重点を置いた、製材企業による国際貿易に関する独自の、ないしは共同での調査の実施。
- (2) 木材合法性に関する数々の国内・国際ワークショップ、林業展示会および上海でのその他のイベントの独自の、ないしは共同での主催、あるいは主催の支援、ならびに参加者と上海および長江デルタ地帯全域を拠点とする製材企業との直接対話や交流の企画。
- (3) 所管政府機関と協力して、上海および長江デルタ地帯全域を拠点とする企業による「米国および EU における木材製品の合法的取引に関するアップデート・ワークショップ」のための 2008 年の米国訪問を企画した。参加者たちが米国司法省、米国森林局などの職員と直接対話し、意思疎通を図れるように計画した。
- (4) 加盟企業に米国や欧州諸国から認証木材または低リスクであることが保証されている木材を購入するように促す、認証研修や普及活動の企画。

- (5) 資格のある加盟企業に対しての、木材合法性におけるリスクを最小限に抑えるための森林認証取得の奨励。
- (6) 国際林産業界との交流・協力の強化。例えば近年 STTA は、American Hardtimber Export Council (AHEC)、American Softtimber、Canada Timber、日本木材輸出振興協会 (Japan Timber Products Export Association)、French Timber Trade Association、Swedish Forest Industries Federation、Malaysian Timber Council (MTC)、ならびに国連の認可を受けている Association Technique Internationale des Bois Tropicaux (ATIBT) などと相次いで長期的な連絡・連携体制を構築している。

3.4 森林認証および合法性保証手段の導入における重要な要素

3.1 と 3.2 で森林認証と木材合法性のあらゆる側面について詳しく論じたが、これらの導入について整理すると以下のようなになる。

3.4.1 森林認証の導入における重要な要素

上記のように、日本の (SGEC、緑の循環認証会議の) 森林認証制度に先立って PEFC により承認された、中国森林認証制度 (CFCS) が利用されるようになり、現在も正常に機能している。近年は政府機関が森林認証の推進を強化しているために CFCS に対する社会の認識は著しく高まったと言える。どのような企業でも必要に応じて、15 の公認認証機関に対して森林認証を申請することができる。

企業が森林認証を申請する必要があるかどうかは、企業自らが以下の点を考慮して決めることである。

- (1) 現実的なニーズがあるかどうか、特に下流の買主が森林認証に対する特別な要件を提示しているかどうか (例、製品が米国や欧州諸国に販売される場合)。これは企業にとって最優先事項である。
- (2) 費用効果の分析。これもまた企業にとって優先課題である。通常、費用効果分析の結果は企業に現実的なニーズがある場合には実現可能となるだろう。理由は単純である。認証は付加費用をもたらすのであるが、認証製品は高い価格 (すなわち割増価格) で販売することができる。あるいは販売量を増やすか当初の価格のまま販売量を維持することが可能である。
- (3) 認証原材料は市場で簡単に入手できるか。米国や欧州諸国では問題とならないかもしれないが、中国では多くの場合において課題となる。上記のように、FSC 認証を適用する多くの企業は COC 認証を取得しているのであるが、まったく注文のない期間もあれば、突然注文が来たが、特定の認証原材料を購入するのが難しいというような状況に見舞われている。
- (4) 企業イメージ、経営能力など、二次的な問題であるその他の考慮事項。

3.4.2 木材合法性検証の導入における重要な要素

上記のように、木材合法性検証については森林認証と対照的な状況にある。

一部の企業は第一者デューディリジェンス（外部の支援を頼る場合もある）を適用しており、海外の様々な認証機関が木材合法性に関する第三者検証を行っており、CNFPPIA も木材合法性検証に関する試験的作業を実施しているのであるが、概して中国は国家レベルでの政府が中心となる第三者木材合法性検証システムはまだ構築しておらず、民間部門が中心となる第二者システムも構築されていない（もちろん政府は、現在、マルチステークホルダー協力を促進する努力をしている）。

中国の木材合法性検証システムの構築を遅らせている主要因は2つの点にある。1つは必要な技術で、もう1つは企業の意欲とビジネスコストである。

総じて中国の企業は木材合法性検証に対してやや消極的であり、必須になるまでは受け入れないだろう。木材合法性を検証するための活動には、デューディリジェンスであっても、すべて企業のビジネスコストの増加を伴う。

第一に、合法性検証を採用するか否かにおける中核要因は企業のニーズに依存する（例えば製品が輸出される場合）。特に、企業の製品が欧州や米国の市場に出されるのであれば、施行されているEU木材規則やレイシー法ゆえに企業には3つの選択肢しかない。1つは第三者（または少数例ではあるが第二者）木材合法性検証を適用すること、2番目はできる限り早めにデューディリジェンス・システムを構築すること、そして3番目はすべての関係資料提出によって、その製品の合法性または低リスクを証明することである。

第二に、専門従業員による専任管理も必要とする完全な管理システムの構築は確実に企業のビジネスコストを増大させるだろう。この点において必要なコストは企業が独自に資格能力を有していなければさらに高くなる。それゆえに企業は概して、このような取組みの実施において受動的となるのである。

4. 外国の施策と措置

4. 外国の施策と措置

4.1 木材の合法性に重点を置く 3 つの法律について

3 つの国（または複数国の連合）が法律によって木材の合法性に法律的要件を課している。

- (1) アメリカ。2008 年 6 月 18 日施行のレイシー法
- (2) EU。2010 年に批准され 2013 年 3 月 3 日に施行された木材規則 (EUTR)
- (3) オーストラリア。2012 年 11 月に可決され、2014 年 11 月 30 日に施行された不法伐採禁止法

取り締まりの厳しさという点で言うと、現在は EU 木材規則が最も厳しく、次にアメリカのレイシー法が続き、オーストラリアの不法伐採禁止法が最も緩やかである。

4.1.1 EU 木材規則

EU 木材規則(EUTR)はアメリカのレイシー法より後に施行されたが、取り締まりの程度は最も厳しい。これは、一方で最も活発な支援を行っているイギリスなど EU 加盟国による（財政的援助を含む）強力な後押しがあり、他方ではヨーロッパ森林研究所 (EFI) などの研究機関から提供される技術的支援があることによる。

EU の木材規則によると、EU 市場で林産物を取引するには、EU 諸国への直接通関と参入の助けとなる FLEGT（森林法施行、ガバナンスおよび貿易）ライセンス（さらにワシントン条約(CITES)ライセンスも）を所有するか、またはデューディリジェンスを満たしてリスクが低いことを証明しなくてはならない。

EU 木材規則の設計と合理性にはある程度の欠陥があることに留意しなくてはならない。

- (1) 設計の欠陥は FLEGT ライセンスに示されている。これまで 6 カ国が任意提携協定に調印しているが、その中で最近までに EU 加盟国へ FLEGT ライセンス付き林産物を輸出したのは、インドネシアのみで、残り 5 カ国との協定はさまざまな理由により実行されていない。ガーナとの協定はずっと以前に終了していて、更新の要請もない。
- (2) 合理性についての欠陥は、森林認証に合格し、認証ラベルを持っている林産物でも、なおデュー・ディリジェンスを満たすことを要求される（しかも FLEGT ライセンス産品のような直接通関の恩恵はない）ことである。森林認証は独立した第三者が木材の合法性と森林経営の持続可能性を認証するもので、PEFC（と PEFC が認める 30 カ国以上の国家森林認証制度）および FSC は両方とも国際社会で広く認知されている。

とはいうものの、いかなる国も、とりわけ木材の生産や加工を行う国はすべて、制定された規則を遵守しそれに適応しなくてはならないことに疑問の余地はない。

4.1.2 アメリカのレイシー法

アメリカのレイシー法は、3つの法律の中で最初に可決されて、最も早くセンセーションを巻き起こした。アメリカは林産物輸出輸出先の中で大きな割合を占めており、また貿易摩擦（たとえば反ダンピングや反補助金）も多いため、この法律は当初多くの中国企業に深刻な懸念を抱かせた。これに対して、政府の部局は種々の機会をとらえて色々な形でさまざまな活動（ワークショップ、シンポジウム、展示会）に大きな努力を払い、企業の対処助けた。たとえば、アメリカの法務省や林野部、利害関係の生じる NGOなどを招待して、この法律の紹介と解釈を仰ぎ、業界団体に影響を受ける企業への指針を提供させた。

アメリカのレイシー法は非常に重い罰則を定めていて、最高では禁錮5年間で科されるが、8年以上にわたる施行では、調査とその後の決着（調停を含む）に至った例は非常に数少ない。アメリカのレイシー法は、実際は警告的な性質に重点が置かれていると言えるだろう。

施行のプロセスでは、レイシー法は通関書類にもともと必要とされた樹種、量、価格に加えて原産地（原産国）の明記を要求する。言うまでもなく、貿易業者は扱う木材調達元の合法性やリスクの低さを示す書類をできる限り多く提出する。

どうやら現在、中国企業の多くはレイシー法に適應しているようで、中国からアメリカへの林産物輸出に対するレイシー法の影響はごくわずかしか見られない。

しかし、はっきりした変化として、アメリカから中国に向けた丸太およびひき立て材の輸出が急伸したのは、レイシー法の間接的な影響である。これは、警告的なレイシー法によって、中国の企業がアメリカからの丸太やひき立て材輸入を後押しされたことによる。アメリカから輸入した原料を加工してアメリカに輸出すれば、原産国をアメリカとすることができて、アメリカの税関での通関が容易になると考えられたことによる。しかし、もちろん関連書類が必要なことに変わりはなく、それにはデューデューリジェンスに関するものも含まれている。

客観的な観点から言えば、木材貿易の扱いという点で、アメリカはヨーロッパよりも抜け目がない。つまり、警告的なレイシー法を制定はしたものの、さほどの厳罰は科さないため、いずれかの国を怒らせることはなく、実施から数年後にはその結果として丸太とひき立て材の（特に中国に対する）輸出増大という形で目的を達成している。また、アメリカがここ1-2年にAPECの枠組みの中で不法伐採に対する態度を微妙に変化させた（以前ほど徹底的でも活発でもない）という事実もアメリカが狡猾なことを裏書きしている。

4.1.3 オーストラリアの不法伐採禁止法

オーストラリアの不法伐採禁止法は施行から最も日が浅い。特に、アメリカやヨーロッパ諸国に比べて、中国からオーストラリアへの林産物輸出は少ないため、大部分の中国企業はいまだにこの法律の持つ影響力を経験していない。このため、本稿ではこの法律についてあまり論じない。

4.2 政府部局が採用した施策と措置

3.1 節では中国政府の部局が不法伐採に対してとっている 11 種の具体的な対策と措置について詳述した。最初の 2 つは国内の木材に対する施策で、残り 9 つは国際社会の要請、とりわけ木材の合法性に関する 3 つの法律への対応策である。

3.1 節の考察に加えて、政府が上記 3 つの法律に対応して採用したそれぞれの具体的な施策と措置を以下に論じる。

4.2.1 不法伐採との闘いにおけるこれら法律制定国との協力

3.1 節に述べたように、中国は不法伐採に対して、これら 3 つの木材合法性に関する法律を施行する国々と幅広い協力体制を作り上げている。

- (1) 中国と EU は森林法施行およびガバナンスに関する相互協調機構 (BCM) を制定し、この取り決めの元で毎年定例の会議が開かれている。さらに、数多くのシンポジウムやトレーニング・ワークショップなど、具体的かつ適切なプロジェクト協力がヨーロッパ森林研究所 (EFI) を通じて実施されている。
- (2) 中国とアメリカは、特に不法伐採に対応するための協力協定を調印した。それに加えて、不法伐採を米中のハイレベル戦略的経済対話に含め、毎年不法伐採について話し合う政府間会議を開催している。
- (3) 豪中の林業作業グループが定期的に会議を開くメカニズムが作られている。近年、不法伐採がこの作業グループの議題に含められている。両国は一連の作業グループの会合や関連するシンポジウムを招集している。

4.2.2 企業の法律対策への支援

上記のように、政府の部局は膨大な努力を払って、中国の企業に対する EU 木材規則およびレイシー法の紹介と解釈を行い、これら 2 つの法律で注意される詳細について、特にデューディリジェンスの具体的な要件を念押ししてきた。具体的には、さまざまなシンポジウム、ワークショップ、展示会を独自に、または中国や外国の研究所、教育機関、その他の団体と開催したり、業界団体を通じてこれら 2 つの法律への適応への援助を行っている。

それ以外にも、政府は研究機関、業界団体、個別企業、その他のあらゆる関係者の取り組みを調整・統合し、中国木材合法性保証標準を産業グループの標準として開発して実施することを目指している。

相対的に言って、オーストラリアの不法伐採禁止法に対応する施策や措置は少ない。これはこの法律が施行以来最も日が浅く、また中国からオーストラリアへの林産物輸出がアメリカやヨーロッパ諸国に比べてはるかに少ないことによる。

4.3 民間セクターが採用した対策と措置

3.1 節では政府による不法伐採への対抗措置を論じたときに、企業が独自に採用した多くの具体的な対策や措置について述べた。民間セクターにとって、不法伐採への取り組みは、実際には彼らが輸出する林産物の合法性へ向かって前出3つの法律の要件に適應することとなっていた。

EU 木材規則とレイシー法は木材の合法性に向けてよく似た要件を定めているため、民間セクターがその採用している対策と措置はあまり変わらない。すなわち、EU へ林産物の輸出を行っている会社が適用している対策や措置は、アメリカへの輸出を扱っている会社のそれとよく似ている。オーストラリアの不法伐採禁止法には色々な影響があるが、具体的な対策と措置はやはり似たものになる。

4.3.1 低リスク諸国からの原料輸入

多くの中国企業は、第一選択として、可能な限り丸太やひき立て材などの原料を北アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの、木材源の合法性についてはリスクの低い諸国から輸入し、東南アジア、ロシア、アフリカその他高リスクの地域を避けている。このようなやり方をする会社の数は増加の一途をたどっている。

とりわけ中小企業 (SME) の多くは、独自にデューディリジェンスのためのシステムを構築して稼働させる能力が比較的弱いため、こうした状況に対応する簡単な方法は、できる限り木材の合法性という点でリスクの低い国から丸太やひき立て材を輸入することである。中国は丸太とひき立て材について、アメリカの大口輸出先であり、これが近年アメリカの丸太やひき立て材輸出が急増した理由となっている。

さらに、最近では中国によるニュージーランドからの針葉樹丸太の輸入にも成長が見られている。軟材丸太の中国への輸入で、ニュージーランドはロシアを追い越して最上位に躍り出た。10年以上前には、中国は大部分の軟材をロシアから輸入しており、(広葉樹丸太と合わせて) 輸入丸太の半分以上をロシアが占めていた。

中国は紙パルプ製造用に多くの木材チップをオーストラリアから輸入している。

4.3.2 第三者森林認証の適用

第三者森林認証の適用は、現在のところ主に FSC 認証と少数の PEFC (および CFCC) 認証が利用され、低リスクとされるため製品をアメリカや EU の市場に出荷する助けになる可能性がある。現在では全体の一定割合を占めている。

4.3.3 第三者合法性検証の適用

第三者合法性検証は、木材製品の合法性を直接証明することができる。適用はまだ限られているが、大きな需要があるため、急速に成長すると思われる。

EUの木材規則に対して、BV、SGS、NEPCoの3つの認証機関がEUによって認定されている。証明書は発行されず、検証後は製品にラベリングも行われませんが、報告書は提供されるので、EU木材規則による木材の合法性または低リスクへの要件は満たされる。

アメリカの認証機関であるSCSはレイシー法のために幅広く活動している。SCSの技術的要件は他の認証機関のものとあまり変わらない。

4.3.4 第三者合法性検証の適用

CNFPIAによる第三者木材合法性検証の試験運用への参加は、木材製品の合法性を直接示すことができる。しかし、このシステムはいまだに試験運用段階で、すでに数年を経ているにもかかわらずわずか13社という非常に小さな割合となっている。

しかし、政府は現在、研究機関、業界団体、個別企業など複数の関係者による取り組みを調整・統合し、できる限り早急に中国木材合法性保証標準を開発・提供することを目指している。完成後はこれが産業グループの標準として実用化される。その頃には第三者木材合法性検証に関わる企業が大いに増えることが期待されている。

4.3.5 第一者デューディリジェンス・システムの設置

社内のサプライチェーン追跡管理システム、すなわち社有の第一者デューディリジェンス・システムの設置は、全体像の中で大きな役割を果たす。これは2種類のやり方から成り立っている。

- (1) 一部の大企業（中国では20社前後）については、ほぼ全部がしっかりしたサプライチェーン追跡管理システム（つまりデューディリジェンス・システム）を設置している。資本、テクノロジー、人材における並外れた強さに依るところが大きい。
- (2) 大部分の中小企業については、一部に自力でデューディリジェンス・システムを構築するところもあるが、外部からの支援で構築するところもある。一般的に、こちらのやり方が大勢を占める。

デューディリジェンスの実施は、中国の企業に国内外の法律や規制（特にEU木材規則とレイシー法）についての理解を助ける教訓になっている。

現在、多くの中国企業はデューディリジェンスに敏感になっている。その推進力となっているのは木材製品の合法性だが、間接的には民間セクターに対して多くの恩恵をもたらしていて、その主な一つが企業の管理体制の充実を促していることである。こ

れに含まれるのは、標準化された追跡システムやラベリング・システムで、原材料のソーシング、製造中の分類、製造量、製品の区別、製品の売上、文書管理、木材の種類や原産地の管理（特に輸入木材）が対象となっている。

中国の企業は（おそらく外国の会社も含めて）木材の品質に比べて樹木の種類を重要視していないという点を指摘しておくべきだろう。樹種を無視することがしばしばで、そのため最終的な製品に何が使われているのか分かっていない。それにもかかわらず、レイシー法には樹種の学名（ラテン語）を明記しなくてはならないという厳しい規定があって、民間セクターの注意を喚起している。EU 木材規則もこの点ではこれに劣らない厳しさである。

4.3.6 NGO のイニシアチブへの関わり

世界自然保護基金 (WWF) は、ずっと以前に世界森林貿易ネットワーク (GFTN) を構築していたが、2005 年にその支部が中国に設置された。GFTN は会員に責任ある購買、すなわち合法的または持続可能な原材料だけを購入するよう義務づけている。GFTN は会員のコンプライアンスを検査し検証する。世界的な大企業や大手小売業者の大部分は GFTN の会員である。

中国では、床材、家具、合板、木材貿易、森林経営に関わる大企業の一部がこのネットワークに加入している。中国の会員はまだ少数ではあるが、GFTN の影響力と加入している中国企業の規模影響力が大きいことによって肯定的な気運が示されている。

さらに、イギリスの森林トラスト (TFT) も加入者に責任ある購買を求めており、そのための研修や監査サービスを提供している。多くの中国企業が TFT に加入している。

4.3.7 関連する研修への参加

- (1) さまざまなシンポジウムやトレーニング・ワークショップが、政府の部局、業界団体、国際機関によって催され、EU 木材規則やレイシー法の具体的な要件、および合法的な木材ソーシングや森林認証に関する情報の理解を助けている。
- (2) 国際的バイヤーが中国のサプライヤー向けに開催するオン・ザ・スポットの研修は積極的な参加を得ている。

4.4 2つの注目すべき現象

- (1) 全般的に言って、EU 木材規則もレイシー法も「空騒ぎ」であり、厳格な条項が定められているものの、取り締まりは非常に緩い。そのことは、中国（およびその他の国）による EU 諸国に対する木材製品の輸出に多くの影響を与えておらず、違反した企業も滅多に処罰されていないという事実に反映されている。一方で中国政府、業界団体、そしてとりわけ民間セクターは、これらの法律が目指す木材製品の合法性のための要件に対する取り組みに多大な努力を払っている。その一方、これら 2 つの法律の取り締まりは比較的緩やかなことが示されている。いく

つかの調査によると、アメリカや EU 諸国は、木材の合法性確保やデューディリジェンス／デュー・ケアのシステム実施について、あまりよい成績を上げていない。したがって、他の国々に高度な要求を課すことには二の足を踏んでいるという。

- (2) 国家の連合としての EU 全体はとても大きいですが、個々の加盟国は、とりわけアメリカと比較すると、実に小さく、それぞれの市場も小規模である。中国（およびその他の国々）の民間セクターは、アメリカのような大きな市場に焦点を合わせるので、その結果 EU 市場での木材製品の需要は中国企業が進んで出荷しようとする供給よりはるかに大きい。EU の消費者は木材の合法性よりも製品の品質をはるかに気にかけるため、EU のバイヤーは中国からの輸入を増やすよう求めている。こうした世論に基づくと、EU 木材規則の取り締まりが緩やかになるのは自然の成り行きである。

略称

APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation アジア太平洋経済協力会議
APFNet	Asia-Pacific Network for Sustainable Forest Management and Rehabilitation 持続可能な森林経営と回復のためのアジア太平洋ネットワーク
ATIBT	Association Technique Internationale des Bois Tropicaux (France) 国際熱帯木材技術協会（フランス）
BCM	Bilateral Coordination Mechanism on Forest Law Enforcement and Governance (between China and EU) 森林法施行ガバナンス相互協調機構（中国対 EU）
BV	Bureau Veritas フランス船級協会
CAF	Chinese Academy of Forestry 中国林業科学研究院
CCAA	China Certification and Accreditation Association 中国認証認可協会
CFCC	China Forest Certification Council 中国森林認証委員会
CFCS	China Forest Certification Scheme 中国森林認証スキーム
CITES	Convention On International Trade In Endangered Species 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
CNAS	China National Accreditation Service for Conformity Assessment 中国合格評定国家認可委員会
CNCA	Certification and Accreditation Administration 中国国家認証認可監督管理委員会
CNFPIA	China National Forest Products Industry Association 中国林産工業協会
COC	Chain of custody 生産物流管理
CSR	Corporate social responsibility 企業の社会的責任
CTWPDA	China Timber and Timber Products Distribution Association 中国木材・木製品流通協会
DBH	Diameter-at-breast-height 胸高直径
DDS	Due diligence system デューディリジェンス・システム

DFID	Department for International Development (UK) 国際開発省（イギリス）
EFI	European Forest Institute ヨーロッパ森林研究所
EU	European Union ヨーロッパ連合
EUTR	EU Timber Regulation ヨーロッパ連合木材規則
FAO	Food And Agriculture Organization Of The United Nations 国連食糧農業機関
FDI	Foreign direct investment 海外直接投資
FLEG	Forest Law Enforcement and Governance 森林法施行およびガバナンス
FLEGT	Forest Law Enforcement, Governance and Trade 森林法施行、ガバナンスおよび貿易
FM	Forest management 森林経営
FMU	Forest management unit 森林経営単位
FSC	Forest Stewardship Council 森林管理協議会
GEI	Global Environmental Institute 地球環境研究所
GFTN	Global Forest and Trade Network 世界森林貿易ネットワーク
ILP	Illegal Logging Prohibition 違法伐採禁止（法）
ITTO	International Tropical Timber Organization 国際熱帯木材機関
IUCN	International Union for Conservation of Nature 国際自然保護連合
LHV	Legally harvested verification 合法的収穫検証
MDF	Medium density fiberboards 中密度繊維板
MLTV	Mandatory legal timber certification 合法的木材証明義務
MOFCOM	Ministry of Commerce 商務部
MOU	Memorandum of understanding 覚書
MTC	Malaysian Timber Council マレーシア木材協議会

NGO	Non-government organization 非政府組織
NWFP	Non wood forest products 非木質林産物
OLB	Origin and legality of timber 木材の原産地及び合法性
PEFC	The Programme of the Endorsement of Forest Certification 森林認証プログラム
RPP	Responsible purchasing policy 責任ある調達方針
SAC	Standardization Administration of China 中国国家標準化管理委員会
SFA	State Forestry Administration 国家林業局
SGEC	Sustainable Green Ecosystem Council (Japan) 緑の循環認証会議（日本）
SME	Small-and-medium size enterprise 中小企業
STTA	Shanghai Timber Trade Association 上海木材貿易協会
TFT	Tropical Forest Trust 熱帯林トラスト
TLAS	Timber legality assurance system 木材合法性検証システム
TLTV	Timber legality and traceability verification 木材の合法性／トレーサビリティ検証
TRAFFIC	Trade Records Analysis of Flora & Fauna in Commerce 野生動植物国際取引調査記録特別委員会
TTF	Timber Trade Federation 木材貿易連盟
UK	The United Kingdom 連合王国（イギリス）
UNFF	United Nations Forum on Forests 国連森林フォーラム
US	The United States 合衆国
USA	The United States of America アメリカ合衆国
VLC	Verification of legal compliance 法遵守検証
VLO	Verification of legal origin 合法産地検証
VPA	Voluntary partnership agreement 自主的の二国間協定

WB	World Bank 世界銀行
WFP	Wood-based forest products (or timber products, or timber) 木質林産物（木材製品、木材とも称する）
WTO	World Trade Organization 世界貿易機関
WWF	World Wild Fund For Nature 世界自然保護基金

林野庁委託事業

平成 28 年度

違法伐採対策取組強化事業

中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する
動向調査 報告書（日本語版）

Timber Industry, Timber Trade and Timber Legality in China

2017（平成 29）年 3 月

一般社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階

TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226

URL : <http://www.zenmoku.jp>